

令和 5 年度固定価格買取制度等の効率的・安定的な運用のための業務

(東北経済産業局の固定価格買取制度等における事業計画実施の

適正化に向けた調査事業)

報告書

令和 6 年 3 月

経済産業省 東北経済産業局

(委託事業者：株式会社スタッフサービス)

目次

1. 事業の目的	3
2. 事業内容	4
2-1 認定事業者の発電設備に係る不適切事案等の情報提供への対応	4
ア. 認定事業者の不適切案件等の情報提供を受ける窓口の設置	4
イ. 窓口に寄せられた情報内容の整理・確認及び連絡調整	4
2-2 関係自治体との連携強化	5
ア. 関係自治体への再エネ発電設備導入に係る事例のアンケート調査	5
イ. 関係自治体への再エネ発電設備導入に係るヒアリングの実施	9
ウ. 東北地域における持続的な再エネ導入に関する情報連絡会の開催	12
3.まとめ	28

1. 事業の目的

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度及びFIP制度（以下「FIT制度等」という。）において、資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドラインにより、再エネ特措法及び同法施行規則に基づき事業計画の認定の申請を行う発電事業者及び同法認定事業者（以下「再エネ特措法発電事業者」という。）は、事業計画作成の初期段階から地域住民との適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を進めるよう努めることとされており、また、地域住民とのコミュニケーションを図るに当たっては、配慮すべき住民の範囲、説明会の開催、戸別訪問など具体的なコミュニケーションの方法について、自治体と相談するように努めることとされている。

しかしながら、実際には地域住民への説明や自治体への相談が不十分なことから地域との間でトラブルとなっている案件も散見される。

このため、トラブルが生じている事案について、地域と共生して長期安定的に電力を供給できるよう、立地自治体と連携し再エネ特措法発電事業者にトラブル収束に向けた取組を促すとともに、関係法令等への違反が確認された場合には、不適切な事案として厳格な対応を行う必要がある。更に今後発生しうる不適切な事案を未然に抑止する観点からも、現状の不適切な事案の発生原因を調査し、不適切な事案の減少に寄与する方策も検討することが望ましい。

本事業は、東北経済産業局エネルギー対策課（以下「担当課」という）の再エネ特措法執行における業務負担を含めた社会全体でのトータルコストの削減、審査の迅速化の実現及び不適切な事案の問題解決プロセスを構築するため、様々な解決策を積極的に追求できるよう担当課の継続した業務体制構築に資する業務支援を行うとともに、地方自治体との連携強化に向けた調査を行うことを目的とする。

2. 事業内容

2-1 認定事業者の発電設備に係る不適切事案等の情報提供への対応

ア. 認定事業者の不適切案件等の情報提供を受ける窓口の設置

東北地方における再エネ特措法発電事業者と地域住民の間に生じたトラブルをいち早く把握し、トラブルの収束を図るために情報提供窓口を設置した。実施体制は下記の通りである。

体制	常時 2 名体制
設置期間	令和 5 年 11 月 1 日から令和 6 年 3 月 15 日まで
窓口対応時間	平日 8 時 30 分～17 時 15 分
対応内容	電話、メール、来局、資源エネルギー庁情報提供フォーム等で寄せられた、東北地方における再生可能エネルギー発電設備のトラブルに関する情報提供への対応

イ. 窓口寄せられた情報内容の整理・確認及び連絡調整

情報提供窓口寄せられた不適切な事案の解決に向けて、以下の項目に沿って情報内容の整理・確認及び連絡調整を行った。

- ①情報提供の内容から発電設備の特定のための情報の整理（再エネ特措法認定設備の該当有無、認定事業者及び発電設備設置場所の情報の整理、確認）
- ②情報提供の内容に係る事実関係の整理（情報提供者や認定事業者への事実関係の確認作業を含む）
- ③事案の改善に関する対応方針の検討
- ④認定事業者への事案の改善に向けた連絡調整の実施
- ⑤改善状況のフォローアップ
- ⑥事案毎の①～⑤の情報の取りまとめ

窓口設置期間で、8 件の情報提供を受け、情報内容の整理・確認、連絡調整を実施した。対応した案件の傾向等は以下の通り。

- 最も通報が多かった電源種は太陽光で、8 件中 6 件を占めた。次いで風力に関する通報が多かった。その他電源種については、窓口設置期間中には通報がなかった。
- 通報者の属性としては自治体が 4 件、近隣住民が 3 件で、通報全体の大部分を占めた。また、発電施設のメンテナンス会社からも情報が寄せられた。
- 通報内容は標識の設置無し（周囲からの確認ができないものを含む）が半数を占めた。また、土砂の流出やメンテナンス不足による倒壊などの危険性の指摘も寄せられた。

- 窓口設置期間中に対応が完了した案件は 8 件中 5 件となり、半数以上の完了を達成した。
- 通報日から対応完了日までの平均日数は 38.5 日で、最長で 82 日の時間を要した。
- 情報提供ツールとしては、資源エネルギー庁の通報フォームを通じての情報提供が 4 件となり、全体の半数以上を占めた。その他、郵便、来局、電話を通じての情報提供が寄せられた。
- 不適切事案として報告をされた発電施設の設置場所は東北 6 県中 5 県に所在し、県ごとの大きな偏りは見られなかった。

2-2 関係自治体との連携強化

ア. 関係自治体への再エネ発電設備導入に係る事例のアンケート調査

東北地方の各自治体の再生可能エネルギー関連施策への取り組み状況を把握し、今後の連携強化につなげることを目的とし、東北地方の全 233 自治体へアンケートを実施した。実施概要及び、回答結果のまとめは下記の通りである。

〈実施概要〉

アンケート対象：東北地方の全自治体 233 自治体

実施時期：2023 年 11 月

実施方法：郵送（一部メールでの送信・回答を含む）

回答件数：179 自治体

〈回答まとめ〉

自治体の中での再生可能エネルギー関連施策の対応体制については、担当部署が有る自治体が 169 自治体、担当部署がない自治体が 10 自治体となり、大部分が再エネ担当部署を設置していることが分かった。また、対応人数については、1-2 名の自治体が半数強を占めており、最も多い自治体では 11 名以上という回答も 7 自治体あった。

「再エネ事業者・地域住民との間での連絡・情報共有の体制づくりについて、工夫されている点があれば記載してください。」という質問に対しては、地域住民や発電事業者向けの説明会やセミナーを実施しているという回答が多かった。また、再エネに関する条例やガイドライン、指針を制定し、地域住民向けの説明会を義務付けているという回答も多かった。地域住民、発電事業者、関係団体等から形成された協議会を組織し、多角的に再エネ施設の設置を検討する取り組みをしている自治体も複数あった。その他の取り組みとして、以下のような回答があった。

- ・事業者が参加する町民座談会を開催した。
- ・住民が気軽に相談できる窓口を開設している。
- ・環境影響評価方法書作成前の手続きにおいて事業者が市町村に意見を求めるよう、自治体独自の条例にてルールを設けた。
 - ・設置区域の行政区長に対し、事業者から連絡を入れてもらい、設置計画の概要と住民への説明会実施の有無等について協議してもらうことにしている。
- ・脱炭素に関するお祭りの開催、地域脱炭素に特化した情報を発信する SNS の運営
- ・チラシ等全戸配布
- ・再エネ事業者とともに、地域のお祭りで出展し、取り組み状況の PR を実施
- ・広報誌による事業の周知
- ・一般県民を対象とした体験型のイベントの開催、有識者による講演会の開催。
- ・指針をホームページに掲載し、事業者が検討段階で確認できるようにしている。
- ・太陽光発電設備の設置を検討している事業者向けに「太陽光発電施設に係る各種法令等」をとりまとめ、ホームページで公開している。
- ・発電所誘致の町民視察や、小中高への再エネ教室を実施。
- ・再エネ普及のためのシンポジウムの開催。
- ・再生可能エネルギー関連のフォーラム、ホームページやメールマガジン等で情報発信により、県内企業の関連分野への参入を促進している。

「資源エネルギー庁では、自治体の皆様向けに再エネ条例の検索や、関係法令違反通報のための情報閲覧システム（窓口）を設けています。この窓口があることを知っていましたか。」という質問に対しては、「知っており、利用したことがある」が 17.3%、「知っているが利用したことはない」が 22.9%、「知らない」が 58.7%、「今後活用していきたい」が 0.6%、未回答が 0.6%となり、情報閲覧システムの認知度には課題が感じられる結果となった。

また、利用したことがある自治体への「利用してみてよかった点・改善点等」についての回答として以下の意見が寄せられた。

〈良かった点〉

- ・必要な情報が入手出来て助かった
- ・自治体で把握しきれていない市内の FIT 事業を知ることができるのは助かる。
- ・関係法令違反通報機能が追加されたことで、通報スキームが簡略化され便利になった。
- ・アカウント数が増えたことで、自治体の中でより多くの職員が再エネ情報を確認することができるようになった。
- ・市内で FIT 申請の案件があった場合に通知される情報を基に、市条例に関する手続きが適切に行われているか確認している
- ・他自治体の再エネ促進等の条例を知ることができ参考になる。

- ・全国の再エネ条例策定状況の確認が容易である。
- ・再エネ事業者（所有者）の特定に利用し、地元住民からの要望・苦情の橋渡しをすることができた。
- ・出力希望ごとにデータ抽出、閲覧ができることがよかった。

〈改善点〉

■検索機能について

- ・設備申請詳細を検索する際、出力が検索に必須とならないようにしてほしい。
- ・認定情報地図検索の際に、初めに検索範囲を指定できるようにしてほしい。
- ・地図化されると良いかも。古い情報が不明である。全ての発電所（FIT 期間外となったもの）を見たい。確実に設置済みなのか、未設置なのか分かりにくい。
- ・都道府県ごとに案件が一覧で出力できる機能が欲しい。
- ・個々の案件のデータだけでなく、システムに登録されている情報から、県内の再エネ特措法認定状況・導入状況、推移などを出力できるようにしていただきたい。

■表示内容について

- ・変更手続きなどがあると申請日が更新されてしまい、最初の申請日が分からなくなってしまうため、申請の履歴を追えるようにしてほしい。
- ・隣接自治体以外の情報も閲覧できるとよかった。
- ・関係法令違反通報において、どの程度の内容で通報すれば良いか曖昧であるため、事例紹介等を行ってほしい。

■表示や接続、操作の不備、分かりにくさ

- ・認定情報を地図上から確認しようとした時、標示されない事業がある。
- ・新たに導入された多要素主体認証方式について、対応できるモバイルデバイスや物理的なセキュリティキーを保有していないため、接続ができなくなっている。
- ・直感的な操作が難しいというのが第一印象。

一方で、利用したことがないと回答した自治体への「利用しなかった理由」についての回答として下記の回答が寄せられた。

- ・特に利用する機会がなかった
- ・必要となる事案がこれまで発生しなかった。
- ・事業者確認や通報が必要な FIT 案件を把握していないため
- ・住民からの苦情を再エネ事業者に伝え、対応してもらっているため。
- ・条例検索、違反通報窓口がどこにあるのかログインしても分からない。
- ・ID、パスワードが不明

利用している自治体からは関連法令の確認や再エネ事業者の特定、通報の簡略化にスム

ーズさを感じており、これからも利用していきたいという声が寄せられている。

一方で、改善点としては、検索条件の柔軟さや検索結果の表示の仕方についての希望が多く寄せられた。その他の改善点としては、表示内容についてより多くの情報を載せてほしいという希望や、過去の申請履歴を見られるようにしてほしいという希望や、表示されない事業があることやセキュリティの問題で接続ができない、操作が分かりづらいという声が寄せられた。

利用していない自治体からは、そもそも利用する機会がなかったという声や、ログインしても目的の機能が見つけれなかった、ID,パスワードが不明で利用できなかったという声があった。

「東北経済産業局が開催する情報連絡会で取扱う内容に関して、御要望がありましたらご自由に記載ください。」という設問については以下のような声が寄せられた。

■地域トラブルについて

- ・地域におけるトラブルへの対応について。
- ・再エネ関係の補助事業について。
- ・地域におけるトラブル事例への国・自治体の対応について。
- ・風車建設等におけるトラブル、解決事例を知りたい。
- ・地域における再エネに関するトラブルについて、解決に至った事例とその対応。
- ・トラブルを防止する対策について。

■法令や政策動向について

- ・再生可能エネルギー関連施設と法令との状況
- ・再生エネルギーに関する政策動向について

■事例の共有

- ・盛土規制法に対応している事例があるのか知りたい。
- ・再生可能エネルギーを導入したことによって、地域の経済的なメリットがあった好事例
- ・再エネの優良事例について
- ・再エネ規制条件等について情報交換・事例発表等を希望します。

■その他

- ・情報連絡会は結構ですが、民間も含めプラットフォームが多すぎて混乱を招いています。
- ・海外の再エネ導入促進施設の事例紹介
- ・非 FIT による発電設備の増加への資源エネルギー庁の対応状況・所感について
- ・再生可能エネルギーの導入拡大と環境（景観）との調和について
- ・トラブルの多い業者の情報共有はしたい。
- ・自治体が再エネ推進に取り組む意義について

- ・法令で定められている再生可能エネルギー別の関連法に基づく「手続き一覧」や留意事項についてのご説明をいただけますと非常に助かります。
- ・情報連絡会は **Web** 開催の対応をお願いしたい。

全体として、地域における再エネ事業に関わるトラブルの対応方法や、他自治体の対応事例を共有したいという回答が最も多かった。その他、再生可能エネルギーに関する政策動向を知りたいという回答も多かった。また、優良事例も含めて、他自治体の事例を知りたいという回答も多く、情報交換の場として期待を寄せている声が多かった。

一方で、再エネ関連のプラットフォームが多すぎて混乱を招いているというご意見や **Web** 開催を希望するという声も多かった。

イ. 関係自治体への再エネ発電設備導入に係るヒアリングの実施

再生可能エネルギー導入促進に向けた自治体の取り組みや住民等からの情報提供への対応状況等の把握を目的として、東北 6 県の再エネ導入担当部署へのヒアリングを実施した。ヒアリング実施概要および内容については以下の通りである。

〈実施概要〉

青森県

ヒアリング実施日時：2023 年 12 月 21 日(木) 13:30～14:30

ヒアリング先：青森県庁 エネルギー総合対策局 エネルギー開発振興課

岩手県

ヒアリング実施日時：2023 年 12 月 15 日(金) 10:30～11:30

ヒアリング先：岩手県庁 環境生活部 環境生活企画室 グリーン社会推進担当

宮城県

ヒアリング実施日時：2023 年 12 月 4 日(火) 13:30～14:30

ヒアリング先：宮城県庁 環境生活部 再生可能エネルギー室 地域共生推進班

秋田県

ヒアリング実施日時：2023 年 11 月 30 日(木) 15:30～16:30

ヒアリング先：秋田県庁 産業労働部 クリーンエネルギー産業振興課
クリーンエネルギー推進チーム

山形県

ヒアリング実施日時：2023 年 11 月 28 日(木) 10:30～11:30

ヒアリング先：山形県庁 環境エネルギー部 エネルギー政策推進課

福島県

ヒアリング実施日時：2023 年 12 月 6 日(火) 10:00～11:00

ヒアリング先：福島県庁 企画調整部 エネルギー課

〈ヒアリング内容〉

■再エネ事業への懸念等に関する外部からの情報提供への対応状況

県に寄せられる情報提供としては、森林法に関係するものや、メガソーラーに対するものが多いとのことであった。

外部からの情報提供への体制は、県によって異なり、再エネ担当部署がとりまとめ窓口となるケースや、関係法令を所管する制度担当各課が直接窓口となるケースが見られた。県庁内で再エネ関連部署から成るチームを立ち上げ、定期的集まり情報共有を行っている県もあった。

関係法令違反に関して経済産業局へ報告を行うのは、県から指導をした後に、それでも改善がされない事例に限っているという県もあった。

■再エネ導入に向けた市町村との連携

多くの県で条例の制定時や個別事案の発生時に連携をとっている加えて、県内市町村を含む協議会を形成し、定期的に情報提供・意見交換を行っている県もあった。

■県独自の再エネ導入支援制度

県内の事業者向けに再エネ導入に関する専門のアドバイザーを派遣し、相談対応を実施している県が複数あった。また、参入事業者への再エネ設備導入補助金や、事前調査に対する補助金を設けている県も複数あった。

■地方自治体等向け情報閲覧ページの活用状況

関係法令違反等の情報について、庁内で取りまとめ、関係法令違反通報機能を用いて経産局・エネ庁へ情報提供を行っている県もあったが、ほとんどの県が認定状況の閲覧程度の活用に留まっていた。多要素認証の手続きが煩雑で活用するうえで障害になってしまっているという声もあった。

■地域との共生の良好事例

直近で運用開始した発電施設について、学生向けの見学会や出張授業の実施を行うなど、地域への理解の促進を促すような取り組みを事業者自らがやっている事例があった。また、再エネを利用して体験学習ができる施設や農業・畜産等の産業と連携して、事業者と地域で win-win の関係を築けている事例もあった。

一方で、目立ったトラブルこそ起きていないものの、どこまで地域との良好な関係を築けているのか分からないという声もあった。

■情報連絡会での関心事項等

他県での対応事例については、良好事例、苦慮している事例ともに関心があるという声があった。また、条例策定の検討状況など県として取り組んでいることの情報交換をしたいという声が多くあった。洋上風力の地元貢献策についても、地元にどのように裨益するのかに関心があるという声もあった。

■再エネに関する条例の制定状況

一部の県では、県への事前協議や住民説明会を義務付ける条例を制定しており、それ以外の一部の県においても、再エネと地域の共生に向けたルール作りの検討の動きがある。

■その他懸念事項

2024 年 4 月施行の改正再エネ特措法で要件化される住民説明会と県の条例で求めている住民説明会のタイミングや内容が合わないことや、再エネ特措法の改正内容が市町村に十分周知が図られているか懸念する声があった。

■その他局への要望

局主催の再エネ理解促進のイベントがあれば、連携したいという声もあった。

ウ. 東北地域における持続的な再エネ導入に関する情報連絡会の開催

関係自治体との連携強化を図るため、盛岡、仙台 2 つの会場で現地ならびにオンラインでの情報連絡会を開催した。

情報連絡会では、資源エネルギー庁より最近の再エネ関連政策に関する動向の紹介を行ったほか、宮城県御担当者様より再生可能エネルギー地域共生促進税についての紹介や、東北地域における再エネ発電設備導入事例に関するアンケート調査の結果報告を行った。

また、グループディスカッションを通じて参加者が各自治体の取り組みについて情報交換を行い、各自治体の課題や取組事例などの共有を図った。

○開催概要

開催方法	現地会場、オンライン開催
参加対象	自治体職員
概要	・ 資源エネルギー庁からの再エネ政策の動向紹介 ・ 関係自治体からの再エネ導入に当たっての事例紹介 ・ 経済産業省からの情報提供 ・ 参加者同士の情報交換

(盛岡会場)

開催日	2024 年 2 月 9 日(金) 14:00~16:30
会場	マリオス 185・186 会議室 盛岡市盛岡駅西通二丁目 9 番 1 号
参加自治体・人数	会場参加 14 名 オンライン参加 9 名

(仙台会場)

開催日	2024 年 2 月 15 日(木) 14:00~16:30
会場	TKP ガーデンシティ PREMIUM 仙台西口 カンファレンスルーム 8G 宮城県仙台市青葉区花京院 1-2-15
参加自治体・人数	会場参加 11 名 オンライン参加 8 名

(1) 県別参加人数

(盛岡会場)

盛岡会場での自治体別参加人数の内訳は青森県 10 名、岩手県 6 名、秋田県 4 名、山形県 2 名、宮城県 1 名の計 23 名であった。

県別	参加人数
青森県	10
岩手県	6
秋田県	4
山形県	2
宮城県	1
計	23

(仙台会場)

仙台会場での自治体別参加人数の内訳は、宮城県 9 名、福島県 7 名、秋田県 2 名、山形県 1 名の計 19 名であった。

県別	参加人数
宮城県	9
福島県	7
秋田県	2
山形県	1
計	19

(2) 参加方法別参加人数

(盛岡会場)

盛岡会場での参加方法別参加人数の内訳は会場参加 14 名、オンライン参加 9 名であった。

参加方法	参加人数
会場	14
オンライン	9
計	23

(仙台会場)

盛岡会場での参加方法別参加人数の内訳は会場参加 11 名、オンライン参加 8 名であった。

参加方法	参加人数
会場	11
オンライン	8
計	19

○プログラム内容

当日のプログラム内容は下記の通り。

1. 開会挨拶
東北経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課長 布施 成章
2. 直近の再エネ関連政策の動向について
資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課 再生可能エネルギー推進室
室長 伊藤 隆庸、課長補佐 石丸 嵩祐
3. 再生可能エネルギー地域共生促進税について
～地域と共生する再生可能エネルギーの推進を目指して～
宮城県 環境生活部 再生可能エネルギー室 技術主査 須永 健太
4. 経済産業省からの情報提供
資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課 再生可能エネルギー推進室
課長補佐 石丸 嵩祐
東北経済産業局 資源エネルギー環境部
エネルギー対策課 課長補佐 生田目 仁司
5. 参加者同士の情報交換

○情報連絡会の様子

(盛岡会場)講演の様子



(仙台会場)講演の様子



(盛岡会場)グループワークの様子



(仙台会場)グループワークの様子



○資料の一部

(講演資料)再生可能エネルギー地域共生促進税について

資料 3
宮城県

再生可能エネルギー地域共生促進税について
～地域と共生する再生可能エネルギーの推進を目指して～

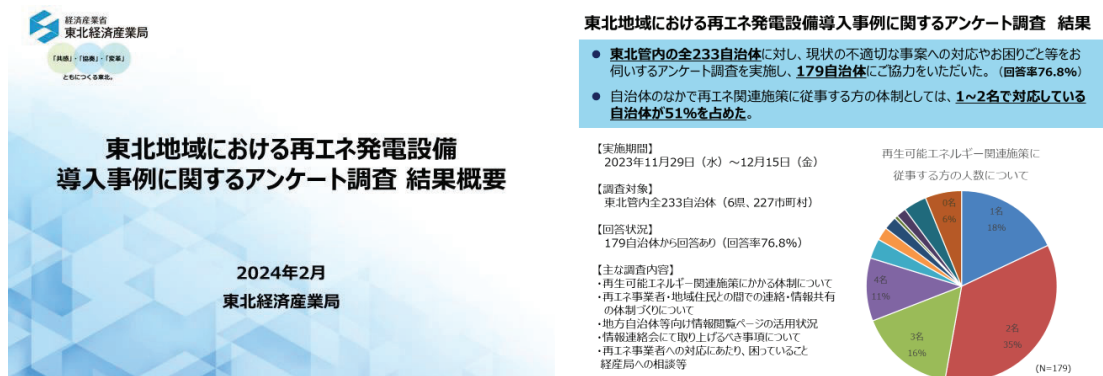
宮城県環境生活部再生可能エネルギー室

4. まとめ

ポイント

- 再エネ地域共生促進税は、**再エネの抑制を目的としているのではなく**、地域と共生した事業を非課税とすることで、**再エネの地域共生を促進することを目的としている。**
- 県としては、本税を適切に運用するとともに、**ガイドラインの運用**をはじめ、合意形成に向けた**地域協議会の運営に関する助言、運営費用の助成など、伴走型の支援**によって、地域と共生する再生可能エネルギーの導入促進に取り組んでいくこととしている。
- 税条例の条文やガイドラインのダウンロードはこちら（県HP）
https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/saisei/kyousei_tax.html

(情報提供) 東北地域における再エネ発電設備導入事例に関するアンケート調査 結果概要



○グループディスカッション

各自治体のナレッジや課題感の共有のため、3つのグループに分かれ、それぞれ意見交換を行った。

また、各自治体には事前に以下の3つのテーマをご準備頂いた。

テーマ1：どのような形で再エネ関係業務に携わっていますか

テーマ2：その業務における困りごとはなんですか

テーマ3：参加自治体に聞いてみたいことがあればお寄せください

(盛岡会場)

グループディスカッションの内容は以下のとおり。

(1) A グループ

トラブル事例などの意見交換を行った。

情報交換で出た内容は以下の通り。

- ・ 地方自治体等向け情報閲覧ページに関する知見がなかったため、今後使っていきたい。
- ・ 情報収集のための問い合わせは数多くくる。
- ・ 事業者説明会ではどのような取り組みを行っていたか。雰囲気や反応を知りたい。
- ・ 新エネ大賞のホームページに事例集があり、好事例が見られる。

(2) B グループ

地域住民や事業者等からの相談対応について意見交換を行った。

情報交換の内容は以下の通り。

- ・ 案件を個別に追い、どこでトラブルが起きているか把握をしていたが、件数が多い中で対応も難しくなる。
- ・ 条例の制定を検討している。

- ・関係法令をクリアした上で、地域と共生していくやり方を考えていく必要がある。
 - ・（自治体における独自の条例等のルールのなかで行われる）届出及び説明会の内容は、自治体のホームページで公表している。
 - ・地域住民からの求めがある場合には、地域住民と事業者間の合意を求めている。
- その他、関係法令違反の範囲、交付金の一時留保について情報交換を行った。

(3) C グループ

トラブル事例や取組などの意見交換を行った。

情報交換の内容は以下の通り。

- ・景観や騒音による、事業者と住民とのトラブルが多い。
- ・ガイドライン等に拘束力がないことから自治体としてどう対応したらいいのか困っている。
- ・地方自治体向け情報閲覧ページの存在を知らなかったため、今回参加してよかった。早速使ってみる。
- ・自治体独自の再エネに関する条例を制定。
- ・地域による違いを把握せずに計画を進めようとする事業者に、条例の中でどう対応すればいいのか。
- ・既に制定されている、自治体独自の条例において、再エネ事業を行う場合は届出の義務があり、条例への違反があった場合、勧告等を経て HP で事業者名を公表する。
- ・再エネの地産地消スキームを作った。新電力で提供する一般家庭向けメニューとして、自治体内の再エネが増えれば増えるほど、電気料金が安くなるスキームなども、アイデアとしては持っている。再エネが立地することで一般の方にも分かりやすくメリットがもたらされる仕組みがあれば、地域での受け止め方も変わってくるのではないかと。
- ・複数の事業者が域内で競合しており、どの事業者も地域貢献への意欲を見せている。他方で自治体が事業者を選ぶわけにもいかず、対応に苦慮している。
- ・10年ぐらい前にメガソーラーを導入。地域貢献として売電分で電気代を安くするなどしている。
- ・発電設備導入への補助金を実施しているが、積雪や日照不足により制度利用に影響がでる。
- ・低圧の顧客をいかに獲得するかについて悩んでいる。

（仙台会場）

(1) A グループ

業務の困りごとについて、聞いてみたいテーマとして「促進区域設定について」の意見交換を行った。

情報交換の内容は以下の通り。

- ・県内自治体から促進区域設定に係る相談が1件もない。
- ・策定にあたってのガイドラインをよりどころにして進めてはどうか。
- ・仙台市の再エネ導入支援補助金について、エネ庁の再エネ導入支援と併用できるがエネ庁の募集締切りが早く、件数的に伸び悩んでいる。
- ・各自治体の促進区域設定の検討状況が知りたい。
- ・再エネ導入支援補助金は募集後、早々に上限に達している状況。広報に掲載のほか積極的に募集していない。
- ・バイオマス発電所の立地にあたり住民反対対応に苦慮している。事業者が法律に基づく手続きをきちんと進めている中で、住民が反対している場合の対処方法はどうすべきか。
- ・蓄電池設置に係る補助金はあまり募集が無い。今後、太陽光発電とセットで設置するものに対する補助金にするなど工夫して募集したい。
- ・再エネ条例が無い町なので、自治体検索システムで各自治体の再エネ条例を確認することで参考になる。
- ・地域共生のための補助事業を運用している。

(2) B グループ

事前作成資料に基づき情報交換を行った。

情報交換の内容は以下の通り。

- ・自治体で制定した条例にて、再エネ立地の抑制は行っている。砂防法等の対象区域については届出を提出させるもので、「禁止」ではない。令和3年12月に施行してから、2年で30件弱の届出があり、相談は日々寄せられている。
- ・推進と抑制のバランスが難しい。
- ・FIT/FIPを使わない事業者が増えている。地域への還元を促すような施策が重要。
- ・自治体内の再エネ自給率は、2030年に50%という目標には十分に達している状況であり、自治体内で再エネ政策に力を入れていこうという機運はあまりないのが悩み。
- ・これまでも再エネを推進してきているが、やはり県内で見ても大規模な需要がなく地産地消が難しい側面がある。直接的には再エネ政策ではないが、こういった大規模な需要を作る・増やす動きも出てきている。
- ・ゼロカーボンに向けた取り組みは進んでいる。
- ・GXは重要な施策の1つであるが、他方で個別の事案となると役所の中でも担当部署が明確に定まっていない状況。
- ・エネルギーの地産地消を目指す住宅用の太陽光パネルの設置補助金はある。

(3) C グループ

情報交換の内容は以下の通り。

- ・既存住宅への太陽光パネル設置が進んでいないことを問題視。コスパ含め手間等を考えるとメリットが見出せず新築住宅への設置より推進が難しい。
- ・PPA は採算が見合わないので、資金力に課題がある地域新電力にとっては厳しい。採算があわない為に断念することがある。
- ・再エネ推進部門と規制部門の両方を担っている。どちらの立場をとるか難しいところがある。
- ・陸上風力の案件で、国有林の貸付契約には自治体の同意書の提出が求められているが、特定の事業者に対してお墨付きを与えるのは難しい雰囲気がある。

○アンケート結果

アンケートを以下の通り実施し、以下の通り回答が得られた。

(盛岡会場)

Q1.講演1「直近の再エネ関連政策の動向について」について、以下の各項目において該当するものをお選びください。

(1) 講演の内容について、満足できるものでしたか。(回答数 13)

☐ 満足 ☐ どちらともいえない

☐ 不満 (その理由:)

項目	回答数
満足	11
どちらともいえない	1
満足・どちらともいえない	1
(空白)	10
総計	23

(2) 講演時間についてはいかがでしたか。(回答数 13)

☐ 長い ☐ ちょうどいい ☐ 短い

項目	回答数
ちょうどいい	11
短い	1
長い・ちょうどいい	1
(空白)	10
総計	23

(3) 講演者へのご質問・ご意見等ございましたら、ご自由に記載ください。

(回答数 2)

・説明時間が資料のボリュームに比べて短いと思われる。
・全国的に太陽光発電施設のトラブルが多いため、太陽光発電施設を中心とした政策になっているものと思います。北海道・北東北は、風力発電施設の件数が他地域に比べると多く、特に近年は、風力発電の適地が少なくなっていることから、保安林に計画される風力発電事業が増え、地域とのトラブルも増えてきています。その理由の一つとして、形式的に環境影響評価手続を方法書まで進め、先に FIT 認定を受けてから、保安林解除に向けた調整を行おうとする事業者の姿勢が考えられます。今後、風力発電施設が保安林に計画される事例がさらに増えてくると思います。可能であれば、地域森林計画民有林と同様に、FIT 認定の際に、保安林を解除できる見込み（≧市町村の同意）を確認することを義務付けていただくよう検討いただけると幸いです。

Q2.講演2「再生可能エネルギー地域共生促進税について～地域と共生する再生可能エネルギーの推進を目指して～」について、以下の各項目において該当するものをお選びください。

(1) 講演の内容について、満足できるものでしたか。(回答数 13)

☐ 満足 ☐ どちらともいえない

☐ 不満（その理由：)

項目	回答数
満足	13
(空白)	10
総計	23

(2) 講演時間についてはいかがでしたか。(回答数 13)

☐ 長い ☐ ちょうどいい ☐ 短い

項目	回答数
ちょうどいい	11
短い	2
(空白)	10
総計	23

(3) 講演者へのご質問・ご意見等ございましたら、ご自由に記載ください。

(回答数 3)

・よく考えられた制度であり、制度構築に当たって大変な御苦勞があったものと思われました。今後、税のゾーニングによる実効性がどの程度発揮されるのか注視させていただきます。
・回答しにくい質問にも丁寧にお答えいただき、ありがとうございました。今後とも色々とお問い合わせすることもあるかもしれませんが、その際はよろしくお願いいたします。
・質疑応答時間がもう少しあるとよい。

Q3. 「経済産業省からの情報提供」について、以下の各項目において該当するものをお選びください。

(1) 講演の内容について、満足できるものでしたか。(回答数 12)

☐ 満足 ☐ どちらともいえない

☐ 不満 (その理由:)

項目	回答数
満足	11
どちらともいえない	1
(空白)	11
総計	23

(2) 講演時間についてはいかがでしたか。(回答数 12)

☐ 長い ☐ ちょうどいい ☐ 短い

項目	回答数
ちょうどいい	12
(空白)	11
総計	23

(3) 講演者へのご質問・ご意見等ございましたら、ご自由に記載ください。(回答数 1)

・情報閲覧のツールを活用させていただきます。

Q4.「参加者同士の情報交換」について、各項目該当するものをお選びください。(※会場参加の方のみ)

(1) 内容について、満足できるものでしたか。(回答数 10)

☐ 満足 ☐ どちらともいえない

☐ 不満 (その理由:)

項目	回答数
満足	7
どちらともいえない	3
(空白)	13
総計	23

(2) 意見交換の時間設定についてはいかがでしたか。(回答数 10)

☐ 長い ☐ ちょうどいい ☐ 短い

項目	回答数
ちょうどいい	4
短い	6
(空白)	13
総計	23

Q5.東北経済産業局では来年度も、再生可能エネルギー関連施策に係る自治体のご担当者の皆様との情報連絡会を開催予定です。連絡会の開催時期、開催方法、取り上げる内容等に関しまして、ご要望がありましたらご自由に記載ください。(回答数 6)

・開催時期は、もう少し早期にさせていただけると有り難い。情報交換時のグループの人数が少なく、あまり他県との情報交換が図ることができなかった。各グループにバランスよく各県が入るようにするため、開催箇所は1箇所としてよいのではないか。
・開始時刻を30分早くしてほしい。
・管轄外かもしれませんが、CCS事業の取組事例や水素など新エネに関する情報提供。
・質問と回答を後日メール等で送付いただけるとありがたいです。
・第1四半期に実施すると、繋がりができてよい。(ディスカッションは難しいかもしれませんが。)
・普段、他自治体の方と話す機会がないので、参加者同士の意見交換が非常に参考になった。今回、時間の都合により途中で終わってしまったが、例えば13時からの会議とし、もう少し長めの時間を確保していただけると、より有意義な意見交換ができたと思う。

(仙台会場)

Q1.講演1「直近の再エネ関連政策の動向について」について、以下の各項目において該当するものをお選びください。

(1) 講演の内容について、満足できるものでしたか。(回答数6)

☐ 満足 ☐ どちらともいえない

☐ 不満 (その理由:)

項目	回答数
満足	5
どちらともいえない	1
(空白)	11
計	17

(2) 講演時間についてはいかがでしたか。(回答数6)

☐ 長い ☐ ちょうどいい ☐ 短い

項目	回答数
ちょうどいい	5
短い	1
(空白)	11
計	17

(3) 講演者へのご質問・ご意見等ございましたら、ご自由に記載ください。

(回答数1)

・再エネ導入の状況と,これを実現するための再エネ特措法の改正について大変貴重な講演でした。再エネ特措法の改正については、重要な事項が多数盛り込まれており説明会として開催しても良いのではと感じました。

Q2.講演2「再生可能エネルギー地域共生促進税について～地域と共生する再生可能エネルギーの推進を目指して～」について、以下の各項目において該当するものをお選びください。

(1) 講演の内容について、満足できるものでしたか。(回答数6)

☐ 満足 ☐ どちらともいえない

☐ 不満 (その理由:)

項目	回答数
満足	5
どちらともいえない	1
(空白)	11
計	17

(2) 講演時間についてはいかがでしたか。(回答数6)

☐ 長い ☐ ちょうどいい ☐ 短い

項目	回答数
ちょうどいい	5
短い	1
(空白)	11
総計	17

(3) 講演者へのご質問・ご意見等ございましたら、ご自由に記載ください。

(回答数1)

・再エネへの課税という全国初の取組みの詳細を知る大変貴重な機会でした。なお、講演については質疑応答の時間が確保できればと思います、時間は短いと思いました。

Q3.「経済産業省からの情報提供」について、以下の各項目において該当するものをお選びください。

(1) 講演の内容について、満足できるものでしたか。(回答数 6)

☐ 満足 ☐ どちらともいえない

☐ 不満 (その理由：)

項目	回答数
満足	5
どちらともいえない	1
(空白)	11
総計	17

(2) 講演時間についてはいかがでしたか。(回答数 6)

☐ 長い ☐ ちょうどいい ☐ 短い

項目	回答数
ちょうどいい	6
(空白)	11
計	17

(3) 講演者へのご質問・ご意見等ございましたら、ご自由に記載ください。(回答数 1)

・再エネ関係での通報フォームが整備されることは自治体としても今後の事業者への対応に資するものと考えます。

Q4.「参加者同士の情報交換」について、各項目該当するものをお選びください。(※会場参加の方のみ)

(1) 内容について、満足できるものでしたか。(回答数 6)

☐ 満足 ☐ どちらともいえない

☐ 不満 (その理由：)

項目	回答数
満足	6
(空白)	11
総計	17

(2) 意見交換の時間設定についてはいかがでしたか。

☐ 長い ☐ ちょうどいい ☐ 短い

項目	回答数
短い	4
ちょうどいい	2
(空白)	11
総計	17

Q5.東北経済産業局では来年度も、再生可能エネルギー関連施策に係る自治体のご担当者の皆様との情報連絡会を開催予定です。連絡会の開催時期、開催方法、取り上げる内容等に関しまして、ご要望がありましたらご自由に記載ください。(回答数5)

- | |
|---|
| ・意見交換の時間がもう少し長く取れると良かったです。
なお、実施時期については、来年度の事業構築等に反映できるよう、夏頃でも良いかと思いました。 |
| ・共通する業務の話をする機会が多くないのでとても有意義な時間でした。多くの自治体職員の方と情報交換できる機会が増えるとありがたいです。(対面だと、その後の連絡もしやすいです)開催時期は早めに情報提供いただければ対応可能なので特にありません。開催方法はオンラインだと参加しやすい面もありますが、その後の連絡を取るまでの状況には至りにくいと感じます。内容は再エネに関するものであれば参加させていただきたいです。 |
| ・今般の再エネ特措法の改正にあたって、ガイドラインも改正されるとのことであるが、ガイドライン自体が複数回改正されており、充実・多岐にわたる内容であることから、ガイドライン改正の概要と今後の対応について取り上げていただきたい。 |
| ・自治体で導入した再エネ設備の成功事例などあれば話を伺ってみたい。 |
| ・終了時間について、16時までとしていただけると会場参加しやすいかと思います。 |

○情報連絡会のまとめ

参加者のアンケート結果を基に、情報連絡会についてまとめる。

講演1「直近の再エネ関連政策の動向について」について

満足度意向は回答数19に対して満足17(89.4%)と高い傾向が見られた。

講演時間は回答数19に対してちょうどよいと答えた方17(89.4%)と高い傾向ではあるが、資料のボリュームに対して、説明時間の短さを感じる意見も挙がった。

再エネ特措法の改正については、重要な事項が多数盛り込まれており説明会として開催の要望もあった。

直近の再エネ関連政策の動向についての講演は、満足度の高さから定期的に発信していくことが重要と思われる。

講演2「再生可能エネルギー地域共生促進税について～地域と共生する再生可能エネルギーの推進を目指して～」について

満足度意向としては回答数 19 に対して満足 18(94.7%)と高い傾向が見られた。

講演時間としては回答数 19 に対してちょうどよいと答えた方 16(84.2%)、短いと答えた方 3(15.7%)であった。特に質疑応答時間について、短さを感じる方がおられた。

95%近くの高い満足度から再生可能エネルギー地域共生促進税についての取組みの詳細を知る貴重な機会と捉えて頂ける講演となった。

限られた質問時間であった点もあり、問合せなどによる対応や今後の実効性についての情報共有を行っていくことが必要と思われる。

「経済産業省からの情報提供」について

満足度意向としては回答数 18 に対して満足 16(88.9%)と高い傾向が見られた。

講演時間としては回答数 18 に対してちょうどよいと答えた方 18(100%)であった。

情報閲覧のツールとしての活用や再エネ関係での通報フォームを認知いただく良い機会となった。

情報提供の場を提供することが自治体側の新たな知見の発見につながるため、引き続き情報提供の場を提供していくことが望ましいと思われる。

「参加者同士の情報交換」について

満足度意向としては回答数 16 に対して満足 13(81.3%)と高い傾向が見られた。

情報交換の時間としては回答数 16 に対してちょうどよいと答えた方 6(37.5%)、短いと答えた方 10(62.5%)であった。議論が盛り上がるグループが多く時間が短いと感じる方が過半数をこえる結果であった。

全体を通じた意見について

開催時期に関しては、年度の早い時期での開催や定期的な開催を希望される意見があった。定期的な開催も検討の必要性があると思われる。

開催時刻についても 13 時～16 時などの午後の早い時間から 16 時頃までの開催が参加者の要望に近い傾向が見られる。

各自治体の情報交換時における他県との交流は満足 81%と満足いただけている一方で、他講演会の満足度より低い傾向として、グループ内の参加人数の少なさ、交流時間の短さが影響していると思われる。情報交換に対して非常に参考になり有意義な時間となったという意見も多く、交流会全体の中での情報交換の割合を増やすことも必要と思われる。

全体として情報連絡会の満足度は高く、ガイドライン改正が多岐にわたることから、ガイドラインの概要や今後の対応についての情報共有の場や各自治体同士の交流の場は継続し

て設けていくことが重要であると思われる。

3.まとめ

本事業のまとめとして、2つの事業内容に対しての現状や反省点、今後への展望を記載する。

3-1.「認定事業者の発電設備に係る不適切事案等の情報提供への対応」について

不適切事案等の情報提供への対応について、今後の課題として関連法令や通報ツール等のさらなる周知の必要性和通報内容を早期に解決するための工夫の必要性を感じた。

情報提供の状況については、自治体からの通報が多い状況であったことから、自治体としては再エネ設備の設置状況に高い関心を持っている状況が伺えた。また、情報提供手段として資源エネルギー庁の再生可能エネルギー事業の不適切案件に関する情報提供フォーム（以下、エネ庁フォーム）からの提供が最も多く、一定の認知度は得ていることが分かったが、地域住民からの認知度は十分でない状況が見えたため、自治体情報閲覧システムも含めて、さらなる周知が必要な状況である。

通報内容を発電事業者に連絡した際に、是正内容をスムーズに理解していただけないことが複数回あったことから、再エネ事業の実施に必要な関連法令の理解が浅い事業者が存在することが分かった。経産局や各自治体から事業者向けの情報周知や法令遵守についての説明の機会を設けていくことで、不適切事案を未然に防ぐことにつながるのではないかと考える。

また、事業者への通報内容の連絡について、法人の事業者には電話やメールでの連絡もつきやすく、通報への対応も速やかな状況が見られたが、個人の事業者の場合には日中の連絡がつきづらく、対応が遅くなることもあった。電話やFAXでの連絡以外にも、必要に応じて郵送での連絡や自治体と連携しての現地対応などの必要性も検討が必要である。

通報内容の早期解決に関して、今回の対応においては、通報内容解決の目標期間を設定しておらず、事業者からの連絡を待つ期間が長期化し、解決までに時間がかかってしまうケースがあった。今後の取り組みとして、事業者への連絡時に対応完了期日を設定する、次回状況確認のタイミングを通知するなどの対応を行い、通報内容の早期解決を目指していく必要がある。

また、エネ庁フォームから活用の課題として、エネ庁フォームへの通報は月に1回経産局に共有されるため、フォームへの通報から実施に経産局で対応を始めるまでに1か月程度のタイムラグが生じてしまうことがあった。エネ庁からの情報共有頻度を上げるなど、タイムリーな対応に向けた工夫も必要である。

3-2.「関係自治体との連携強化」について

関係自治体との連携強化について、多くの自治体が再エネ事業についての事例の共有や

相談の場を求めていることが分かり、定期的な情報発信、情報共有の場が必要であることが分かった。

アンケート調査では、各自治体の状況や具体的な悩み、質問・要望等を幅広く回答いただいております。多くの自治体がトラブル対応の事例や再エネ推進に係る好事例に関心があることがわかった。また自治体ごとに再エネ関連の取り組みやトラブル対応体制にはばらつきが大きいことがわかった。体制面では、自治体における再エネ政策担当者の数があまり多くない自治体が大半を占めていることが把握できた。こういった結果に対して、トラブル対応や良好事例の情報提供、また今回寄せられた質問・要望への回答やフォローアップを含めて、経産局からの積極的な情報発信を継続して行うことが重要だと考えられる。

ヒアリング対応では、各県における問題意識や課題、独自の取組等を個別に聞き取ることができた。地域ごとの特色に応じて各県の独自の取組の内容も異なるようであった。

情報連絡会では、再エネ関連政策の情報提供に関して非常に高い満足度が得られたことから、引き続きタイムリーな情報提供が必要である。

また自治体参加者同士の情報交換に関しても、内容に関しては参加者からの満足度が高かったことから、課題や好事例の情報共有の場として大いに需要があることが伺える。時間設定について短く感じている参加者も多かったことから、情報交換をメインとした会の開催も求められていると考えられる。

なおイベントの実施にあたっては、開催時期や開催方法をさらに検討していく余地がある。例えば各自治体の都合に合わせて参加ができるよう、年に複数回実施することも一案である。また、オンライン実施も引き続き対応をしていく必要がある。なお、オンラインでの情報発信については、通信回線の影響を受けにくい工夫を検討していく必要がある。

2024 年 4 月には改正再エネ特措法の施行が予定されているが、その中では再エネ事業者が周辺住民等に対して、自らが行う発電事業の概要等を説明し、地域からの懸念の声に誠実に対応することが求められている。また、説明会及び事前周知措置の範囲等については、事業者から市町村に意見を求めることが定められており、今後は市町村側にも少なからず対応が発生することとなる。そうした現状もふまえつつ、次年度以降も定期的な情報発信・情報交換の機会を設け、再エネ特措法および再エネ事業についての知見の共有、ならびに自治体担当者と経産局との連携強化を進めていくことが求められる。

< 付録 >

- ・ 資料 1 アンケート結果
- ・ 資料 2 連絡会議配付資料一式

Q1-1.貴自治体における再生可能エネルギー関連施策のご担当部署名を記載してください。

担当部署が複数ある場合（推進施策と規制施策 等）場合は、それぞれ記載してください。

特段担当の部署がない場合には、「担当部署なし」と記載ください。

Q1-2.上記部署において再生可能エネルギー関連施策に従事する方の体制について記載してください。

Q1-3.再エネ事業者・地域住民との間での連絡・情報共有の体制づくりについて、工夫されている点があれば記載してください。

Q2-1.資源エネルギー庁では、自治体の皆様向けに再エネ条例の検索や、関係法令違反通報のための情報閲覧システム（窓口）を設けています。

Q2-2.Q2-1で①を選んだ方へ：利用してみて良かった点・改善点等があれば記載ください。

Q2-1で②を選んだ方へ：利用しなかった理由があれば記載ください。

Q3.東北経済産業局では今後、再生可能エネルギー関連施策に係る自治体のご担当者の皆様との情報連絡会を開催予定です。（2024年1月～2月頃を予定）
情報連絡会で取扱う内容に関して、御要望がありましたらご自由に記載ください。

Q4.再エネ事業者への対応にあたり、困っていること・経産局への相談等ありましたら記載してください。

回答者属性			Q1-2	Q1-3	Q2-1	Q2-2	Q3	Q4
1	12月4日	青森県	課長補佐1名。	なし	③知らない		地域におけるトラブルへの対応について。再エネ関係の補助事業について。	なし
2	12月4日	青森県	課長1名、課長補佐1名、係長1名、主事3名、計6名。	特になし	③知らない			
3	12月4日	宮城県	課長補佐1名、主任主査2名、主事1名。		②知っているが、利用したことはない	特に利用する機会がなかった	再生可能エネルギー関連施設と法令との状況	
4	12月4日	宮城県	部署A 室長1名、係長1名、主事1名。 部署B 主事1名。/部署C 係長1名。	今年度、事業者が参加する町民座談会を開催した。	②知っており、利用したことがある			
5	12月4日	宮城県	係長1名。	再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例を制定（10kW以上）町との協議、住民説明会を必要としている。	①知っており、利用したことがある	参考となっており、今後も閲覧を続けたいと考えている。	地域におけるトラブル事例への国・自治体の対応について	特になし
6	12月4日	山形県	課長補佐1名	なし	③知らない		なし	なし
7	12月4日	山形県	課長補佐1名、主任1名。	地域住民向けセミナーの開催	③知らない			
8	12月4日	福島県	業務職員1名。	特になし	③知らない		特になし	なし
9	12月4日	青森県	主査1名	特になし	③知らない		特になし	特になし
10	12月4日	宮城県	主幹1名		③知らない			
11	12月4日	福島県	係長1名 主査1名	地域住民向けのセミナーや説明会を開催	②知っているが、利用したことはない		再エネ規制条件等について情報交換・事例発表等を希望します。	
12	12月4日	福島県	主事1名（兼務）	特になし	③知らない			
13	12月4日	福島県	主任主事1名、会計年度任用職員1名		③知らない			
14	12月5日	青森県	政策推進員1名、班長1名、副主任1名		②知っているが、利用したことはない	特段見る必要がなかった為	・Web開催の対応をお願いしたい。 ・風車建設等におけるトラブル、解決事例を知りたい。 ・盛土規制法に対応している事例があるのか知りたい。	
15	12月5日	秋田県	課長補佐1名、主査1名 グリーン社会推進課長1名、特命課長（ゼロカーボン）1名、 任主査4名、主任1名、主事3名	主	②知っているが、利用したことはない			事業計画認定情報（エネルギー・Excelデータ）は都道府県別に掲載されているところですが、同資料中、FIT認定事業者は掲載されておりますが、FIPに移行した事業者のデータは掲載されておりますでしょうか。 可能であれば、FIP移行した事業者についても掲載頂きたいと考えております。
16	12月5日	岩手県		特になし	①知っており、利用したことがある	特になし	他自治体（東北経済産業局内）のトラブル事例について	
17	12月6日	福島県	①係長1名,主事1名 ②室長1名,室員1名		③知らない			
18	12月6日	青森県	なし		③知らない			
19	12月6日	秋田県	班長(参事級)1名、主幹1名	地熱発電に関する協議会を建設予定の発電所ごとに設置し、再エネ事業者と地域住民、関係団体との合意形成の場としている。"地熱のまち"として、定期的にシンポジウム等地域住民の地熱発電に関する理解促進を図っている。	③知らない		本市では、担当職員が少ないこともあり、引継ぎの都度、再生可能エネルギー全般を、手続き一覧のエクセルが送られてきて、担当課を埋め、変更手続きに関して現取り巻く法令等の理解が不足しているのではないかと心配しております。つきましては、法令化においても許可の必要有無を埋めて返信してほしい旨の問い合わせを受け、法令で定められている再生可能エネルギー別の関連法に基づく「手続き一覧」や留意事項についてのご説明をいただけますと非常に助かります。	再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書について、事業者によっては、手続き一覧のエクセルが送られてきて、担当課を埋め、変更手続きに関して現取り巻く法令等の理解が不足しているのではないかと心配しております。つきましては、法令化においても許可の必要有無を埋めて返信してほしい旨の問い合わせを受け、法令で定められている再生可能エネルギー別の関連法に基づく「手続き一覧」や留意事項についてのご説明をいただけますと非常に助かります。
20	12月6日	福島県	課長1名、課長補佐1名、係長3名、主任3名、主査3名、主事2名		①知っており、利用したことがある			
21	12月6日	秋田県	班長 1名、副主任1名、主任1名（いずれも他業務兼務）	再エネのガイドライン[風力発電事業と生活環境等との調和に関する条例]を定め、市が事業を把握し、風力発電事業者が自然環境や景観の保全に配慮するとともに、地域住民等の意見を聴く機会などを設け、情報共有等の仕組みを構築している。	③知らない			
22	12月6日	青森県	主事1名	特になし	③知らない		上記例の内容について提供いただきたいです。	特になし
23	12月6日	宮城県	課長補佐1名、主幹1名	10月に条例制定後まだ間もないので、今後工夫していきたいと考えています。	③知らない			
24	12月6日	宮城県	班長1名、主査1名、主事2名	特になし	③知らない		特になし	特になし
25	12月6日	宮城県	係長1名、主任主査1名	特に取り組んでいない	①知っており、利用したことがある	必要な情報が入手出来て助かった	政策動向について/優良事例について	特にありません。
26	12月6日	宮城県	各係 係長1名、主事1名	当市では、野営で10kW以上の再生発電事業を設置する事業者は、市への協議が必要と条例で定めている（うち、50kW未満は、条例で定める抑制区域内で設置するもの。）その中で、大規模発電事業などの場合は、学識経験者や地域代表者、市内の関係機関代表者などで構成された協議会を開催し、事業者に対して意見を付すこととしている。	①知っており、利用したことがある	こちらで把握しできていない市内のFIT事業を知ることができるのは助かる。ただ、変更手続きなどがあると申請日が更新されてしまい、最初の申請日が分からなくなってしまうため、申請の履歴を追えるようにしてほしい。	トラブルの事例(事業者と地域住民間、事業者と自治体間)	同一の土地内で、分割して発電事業を行うケースが大きい。何故フェンス等で分割するのか、地域から疑問や不安の声もあり、明確な回答ができない。そういった問い合わせに対する、理解が得られる回答があれば教えていただきたい。
27	12月6日	青森県	総括主査1名	なし	③知らない		なし	なし
28	12月6日	岩手県	主任1名	なし	③知らない			
29	12月6日	岩手県	課長補佐1名、係長1名、主事3名		①知っており、利用したことがある		地域におけるトラブル事例への対応について	
30	12月6日	岩手県	町民生活課：課長補佐1名、企画財政課：主事1名		③知らない			
31	12月6日	秋田県	課長補佐1名、主査1名		①知っており、利用したことがある			
32	12月6日	青森県			③知らない			
33	12月6日	山形県	係長1名、主任(主事)1名	事業者からの相談事例はなかった	③知らない			
34	12月6日	福島県	係長1名 係員2名		②知っているが、利用したことはない	特に必要となる事項がなかったため	特になし	導入推進にあたり金額の確保が難しい
35	12月6日	山形県	主事1名		③知らない			
36	12月6日	山形県			③知らない			
37	12月6日	福島県	特になし	特になし	②知っているが、利用したことはない	特になし	特になし	特になし
38	12月7日	青森県	部署A：係長1名、主任主事1名 部署B：主任主事1名、主幹1名、主事1名、会計年度任用職員2名	特になし	②知っているが、利用したことはない	必要となる事業がこれまで発生しなかった。	再生可能エネルギーを導入したことによって、地域の経済的なメリットがあった好事例	特になし
39	12月8日	秋田県	室長1名、主査1名、主任1名、カーボンニュートラル推進マネージャー1名		②知っているが、利用したことはない	・事業者確認や通報が必要なFIT案件を把握していないため	・再エネ事業を計画している地域外への事業者に地元貢献をするように誘導のために条例やガイドラインを定めている事例があれば知りたい。	・とある場所で風力発電や小水力発電の計画が賛合している。 ・市としては地域貢献をしてくれる事業者に事業を実施してほしいと考えているが、民有地における計画であるため、事業者決定の権限はない。 ・事業者決定に関与できなくとも、地域貢献をしてくれるように誘導するような方法があれば知りたい。
40	12月8日	岩手県	主任2名		①知っており、利用したことがある	・認定情報を地図上から確認しようとした時、標示されない事業がある。 ・設備申請詳細を検索する際、出力が検索に必須とならないようにしてほしい。	・地域におけるトラブル事例への国、自治体の対応・再エネに関する訴訟、判例	市の手続きによりFITが失効したとして、事業者間でトラブルとなっている案件がある。
41	12月8日	岩手県	係長1名、主事1名	太陽光、風力については条例で、地域住民に対する説明会の開催を義務付けている。（事業規模により努力義務にもなる）	②知っているが、利用したことはない	条例検索、違反通報窓口がどこにあるのかログインしても分からない。		
42	12月8日	岩手県	課長1名、室長1名、係長1名 主事1名	なし	③知らない		特になし	特になし
43	12月8日	岩手県	課長1名、係長1名、主事1名 主任1名 推進員1名 行政事務員2名	新規事業において住民や事業者を対象に説明会を開催している。・住民が気軽に相談できる窓口を開設している	③知らない		特になし	特になし
44	12月8日	岩手県	主任1名（兼務）		③知らない			
45	12月8日	秋田県	4名	なし	③知らない		なし	なし
46	12月8日	秋田県	総合政策課政策係 生活課環境係	なし	③知らない		なし	なし
47	12月8日	秋田県	課長1名、係長1名、主事1名	事業者との打ち合わせの際、関係する市内事業者や地域住民への取り次ぎを徹底して行う。	記載なし	再エネの優良事例について		
48	12月8日	秋田県		特になし	③知らない		再生エネルギーに関する政策動向について	
49	12月8日	秋田県	主事1名		②知っているが、利用したことはない	利用が必要となる業務の発生がない為		再エネ設備導入の際に近隣住民への説明力に差がある
50	12月8日	福島県	課長1名、係長1名、主査2名、副主査1名、主事1名		③知らない		地域における再エネに関するトラブルについて、解決に至った事例とその対応	
51	12月8日	福島県	グループリーダー（係長級1名 主査2名 主任主事1名	今年度、脱炭素先行地域に選定されたことから、新たに地域での脱炭素か、再生可能エネルギーの普及を目的として、市内の事業者や市民、団体などで組織する「ゼロカーボンシティ会津若松推進ネットワーク」を設立した。	①知っており、利用したことがある	特になし	・アセスメント等に定められる、事業者と地元住民との合意に関する具体例 ・上記に関する市町村の役割	・個別の計画単位でなく、再エネ施設（太陽光、風力等）全て反対する市民への対応 ・必須ではないものの、重要な事項（事故発生等）の報告を行わない事業者への対応などについて、市町村においてどのように対応すべきか 特になし
52	12月8日	福島県	係長1名、主事1名		③知らない		特になし	
53	12月8日	岩手県	課長補佐1名、主事1名		③知らない		再エネの優良事例について 情報連絡会は結構ですが、民間も含めプラットフォームが多すぎて混乱を招いています。	特になし
54	12月8日	岩手県	室長1名（他業務との兼務）	特になし	③知らない			とにかく人が足りない。専門知識が専門すぎて、多少の研修では対応できない。
55	12月8日	秋田県	主任1名	脱炭素先行地域（環境省）の中で実施している。	③知らない			
56	12月8日	福島県	部署A 主事1名 部署B 副主査1名		③知らない			
57	12月8日	福島県	主事1名	特になし	②知っているが、利用したことはない	利用する機会がなかった	トラブル防止対策。またはトラブルが起きた際の対応について	特になし
58	12月8日	福島県	課長補佐1名、主事1名	特になし	③知らない		特になし	とくになし
59	12月8日	福島県	主査1名、主事1名	まちで適正導入のためのガイドラインを作成し、その中で近隣住民への説明を義務づけている。	②知っているが、利用したことはない	利用機会がなかったため	・地域におけるトラブル事例への国、自治体の対応について	特にありません。
60	12月8日	福島県	部署A（課長補佐1名、主任主査1名、主事1名） 部署B（係長1名、主事1名）		①知っており、利用したことがある			

				・「再生可能エネルギー地域共生促進税」の制定に伴い、「地球温暖化対策推進法に基づく『促進区域』『地域脱炭素化促進事業』の認定等に係るガイドライン(地域の合意形成・地域の理解開通)」を策定し、協議会の開催等、合意形成に向けた考え方。 ・「太陽光発電施設の設置に関する条例」第4条において、地域住民に対する説明義務を規定している。 ・令和4年度に改正された「環境影響評価条例」に第4条の2が追加され、方法書作成前の手続きにおいて事業者が市町村に意見を求めるよう規定されるなど、環境コミュニケーションについて規定されている。 ・「太陽光発電設備地域共生セミナー」等、事業者向けのセミナー等を実施している。		〈良かった点〉 ・関係法令違反通報機能が追加されたことで、通報スキームが簡略化され便利になった。 ・アカウント数が増えたことで、自治体の中でより多くの職員が再エネ情報を確認することができるようになった。 (改善点) U判に記載あり。				・低圧の非FIT案件が県内でも増加しています。県内自治体でも対応に苦慮しています。 ・再エネの優良事例について、市町村ごとの再エネ取組状況について・再エネの補助金について（国費や県費）	条例レベル
61	12月8日	宮城県	①班長級1名、主査級2名、主事1名、EIC2名 ②室長1名、総括級2名、班長級3名、主査級3名、主事3名、技師2名	町で条例等を定め、住民説明会等による、町、住民、事業者間での情報交換を行っている。	①知っており、利用したことがある	特になし					
62	12月8日	宮城県	課長1名、係長1名、主事1名		①知っており、利用したことがある	特になし					
63	12月8日	宮城県	係長1名、主任主事2名、主事1名	条例を策定し、工事着手前に地域住民への説明会を開催することとしている。	②知っているが、利用したことはない	なし					
64	12月8日	宮城県	係長1名、主任1名、主事1名（他業務と兼務）		②知っているが、利用したことはない	利用する機会がなかったため					
65	12月8日	宮城県	課長補佐1名、主事1名	特になし	③知らない						
66	12月8日	宮城県	主幹1名、主事1名	特にございません	③知らない						
67	12月8日	宮城県	課長補佐1名、係長1名、主事1名		②知っているが、利用したことはない	利用する機会がなかったから。					
68	12月8日	宮城県	係長1名、他3名		③知らない						
69	12月8日	宮城県			③知らない						
70	12月8日	宮城県	班長1名、主査1名	役場への協議届出書提出前に、設置区域の行政区長に対し、事業者から連絡を入れてもらい、設置計画の概要と住民への説明会実施の有無等について協議してもらうこととしている。	③知らない						
71	12月8日	山形県	係長1名、主任1名 合計2名	特になし	③知らない						
72	12月8日	山形県	管理職(課長職)1名	特になし	③知らない						
73	12月8日	山形県	主幹1名、主事1名		③知らない						
74	12月8日	山形県			③知らない						
75	12月8日	山形県	課長1名、係長1名、主任1名、主事1名 計4名	「地産地消エネルギー協議会」がR5.7月に設立されました。民間の事業所や、J Aなど関係する機関団体と協議しながら、今後の町の再エネ導入のあり方を考えていきたい。 町民主体とする町の地球温暖化対策地域協議会と連携して活動している。	①知っており、利用したことがある	関連法令等がさがしやすいこと。					県外事業者からの急な問い合わせに、困惑することがあります。適切な取り組みをしている事業者であるかどうかという、情報が少ない中での対応が難しいです。
76	12月8日	山形県	係長1名、主任1名		③知らない						
77	12月8日	山形県	主事補1名		③知らない						
78	12月8日	山形県	課長1名、課長補佐1名、係長1名、主事2名	令和5年度、事業者、地域住民向けの講演会を開催した。	③知らない						法律、県条例等の県県で開示している情報を確認せず、全て市町村へ問い合わせることがあります。
79	12月8日	青森県	課長補佐1名、主担1名	特になし	③知らない						再エネの優良事例について、情報連絡会はオンラインで開催してほしい。
80	12月8日	青森県	副参事1名、主幹2名、主査2名		①知っており、利用したことがある	新たに導入された多様な主体認証方式について、対応できるモバイルデバイスや物理的なセキュリティキーを保有していないため、接続ができなくなっている。					
81	12月8日	青森県	係長1名、主事1名	特になし	③知らない						現在、当市においては、再エネ設備設置に関する条例等がなく、再エネ事業者を規制できない状況であります。再エネ規制条例の先進事例についてご紹介いただきたい。
82	12月8日	青森県	係長1名、主査1名		②知っているが、利用したことはない						
83	12月8日	青森県	①主査1名、課長補佐1名 ②班長1名	なし	②知っているが、利用したことはない	必要になる場面がなかったため					なし
84	12月8日	青森県	部署A：課長1名、GL1名、主幹1名、主査1名 部署B：課長1名、GL1名、主幹1名 部署A（理事1名、環境部長1名、脱炭素都市推進担当課長1名） 部署B（課長1名、係長2名、主査1名、主任1名、主事2名、技師2名、会計年度任用職員1名） 部署C（課長1名、主幹2名、主査3名、主任4名、主事2名、技師5名、会計年度任用職員1名） 部署D（課長1名、係長3名、主査1名、主任3名、技師6名、会計年度任用職員4名） 部署A： 部長1名 部署B： 課長1名 係長1名 主任1名 会計年度任用職員1名 部署C：課長1名 係長2名 主任1名 主事2名	特になし	③知らない	※裏面なし		※裏面なし			
85	12月11日	宮城県	部署C（課長1名、主幹2名、主査3名、主任4名、主事2名、技師5名、会計年度任用職員1名） 部署D（課長1名、係長3名、主査1名、主任3名、技師6名、会計年度任用職員4名）		①知っており、利用したことがある						
86	12月11日	岩手県	部署A： 部長1名 部署B： 課長1名 係長1名 主任1名 会計年度任用職員1名 部署C：課長1名 係長2名 主任1名 主事2名	再エネや地域脱炭素に関する説明会を開催している。 炭素に関するお祭りの開催、地域脱炭素に特化した情報を発信するSNSの運営	脱 ②知っているが、利用したことはない						
87	12月11日	岩手県	主査1名	特になし	③知らない						
88	12月11日	岩手県	課長補佐1名		③知らない						
89	12月11日	岩手県	室長補佐1名、主事補1名	チラシ等全戸配布	③知らない						
90	12月11日	岩手県	係長1名、主任1名（いずれも兼任）	再エネ関係及び温暖化対策関係における各種計画づくりの際に、住民向け説明会等を開催し合意形成を図っている。	③知らない						
91	12月11日	秋田県	課長2名 参事2名 主任2名（各課1名ずつ）		③知らない	特になし					
92	12月11日	福島県	係長1名、主査1名	特になし	③知らない	特になし					
93	12月11日	福島県	参事1名、係長1名、主事1名		①知っており、利用したことがある	市内で売電を伴う太陽光の設置状況を確認する際に、本システムの検索機能を活用することで妄想を把握することが出来た。 地図化されると良いかも。古い情報が不明である。全ての発電所（FIT期間外となったもの）を見たい。確実に設置済みなのか、未設置なのか分りにくい。	地域内に再生可能エネルギー（特に太陽光）を設置する際に住民トラブルが発生した場合の、自治体の対応事例の紹介				
94	12月11日	福島県	課長補佐1名	太陽光発電所設置に必要な手続条例有り	①知っており、利用したことがある						生活に不可欠な電力を送り届けるまで考えて頂きたい。
95	12月11日	福島県	課長1名、係長1名、主事2名		②知っているが、利用したことはない						
96	12月11日	福島県	副主幹1名	HPに掲載、区域における取り組みと今後 町民に対し実施	③知らない						再生可能エネルギーの導入拡大と環境（景観）との調和について
97	12月11日	秋田県	主査1名		③知らない						
98	12月11日	福島県	係長1名、副主査1名	特になし	③知らない						
99	12月11日	福島県	係長1名、主事1名	特になし	③知らない						
100	12月11日	宮城県	課長1名、課長補佐1名、係長1名、主任1名 部署A（係長1名） 部署B（課長補佐1名、主事1名）	再エネ事業者とともに、地域のお祭りや出張し、取り組み状況のPRを実施	②知っているが、利用したことはない						
101	12月11日	宮城県	課長1名、主査1名 部署B（課長補佐1名、主事1名）	再エネ事業者の説明会に、自治体職員も出席している。	③知らない						
102	12月11日	宮城県	班長1名、主査1名		②知っているが、利用したことはない	必要とする状況ではない。（ならなかった）					
103	12月11日	山形県	係長1名、主事1名		②知っているが、利用したことはない						
104	12月11日	山形県	課長1名、課長補佐1名、主事1名	町民との対話会を開催している。	②知っているが、利用したことはない	特になし					
105	12月11日	山形県	課長補佐、主任級又は主事級で各課1名	町民有志の団体との連携	③知らない						
106	12月11日	青森県	課長1名、課長補佐1名、係長1名、主事1名		③知らない						特になし 住民等への説明が不十分なまま事業が進み、一部の住民に不快感が広がっている。

107	12月11日	青森県	係長1名、主事1名		再エネ発電事業者向けガイドラインの制定や、関係法令確認体制の構築 住民向けとしての、案件ごとの個別対応のみ	③知らない			例に記載のトラブル事例への国・自治体対応に関する事例紹介		
108	12月12日	秋田県	課長（兼任）1名、主幹（兼任）1名、主査1名、主事1名		特になし	③知らない			特になし	特になし	
109	12月12日	秋田県	係長1名		なし	②知っているが、利用したことはない	利用する機会がないため		森林等、自然環境の少ない自治体における、再生可能エネルギーの導入事例について。	なし	
110	12月12日	宮城県	課長補佐1名、副主幹1名、主事1名		なし	③知らない			特になし	特になし	
111	12月12日	青森県	課長1名、主事1名		特になし ・広報誌による事業の周知 ・地元事業者等が会員となる団体等への説明会の開催	②知っているが、利用したことはない	利用する機会がなかった。				
112	12月13日	秋田県	課長1名、係長1名、係員2名		風力発電について、一般県民を対象とした体験型のイベントの開催や、有識者による講演会の開催等を実施している。	①知っており、利用したことがある		個々の案件のデータだけでなく、システムに登録されている情報から、県内の再生エネ特指法認定状況・導入状況、推移などを出力できるようにしていただきたい。	再生エネ新税の動向と事業者や一般県民からの反応。	特になし	
113	12月13日	秋田県	チームリーダー2名、副主幹1名、主査2名、主任2名、主事3名			③知らない					
114	12月13日	秋田県	課長1名、班長1名、主任1名			③知らない					
115	12月13日	福島県	専任職員なし 係長1名、主任主査1名、主査1名		特になし	③知らない					
116	12月13日	宮城県	副参事兼係長1名、主任2名		なし	②知っているが、利用したことはない	※裏面なし		※裏面なし	※裏面なし	
117	12月13日	宮城県	係長1名 ※専任の職員はいません。			③知らない					
118	12月13日	宮城県			特になし	①知っており、利用したことがある	隣接自治体以外の情報も閲覧できるとよかった。		特になし	特になし	
119	12月13日	青森県				③知らない					
120	12月13日	青森県	課長補佐1名、主幹1名			②知っているが、利用したことはない			地域におけるトラブル事例への、国・自治体の対応について。	一部の悪質な事業者(小型風力発電)によるトラブルが目立つ。悪質な事業者に対する、厳格な行政処分(国による許可取消及び撤去命令)を行えるようにしてほしい。	
121	12月13日	青森県	課長補佐1名、係長1名、主査1名		県主催のセミナー等について、町広報紙に掲載(チラシの場合は毎戸配布)	③知らない			再生エネの優良事例について		
122	12月14日	岩手県	係長1名、主査1名		なし	②知っているが、利用したことはない	なし		・再生可能エネルギーに関する政策動向について	・再生可能エネルギー関連法の状況について	
123	12月14日	岩手県	課長1名、総括主査1名、主任1名		指針をホームページに掲載し、事業者が検討段階で確認できるようにしている。	①知っており、利用したことがある			再生エネ施設設置や 撤去等におけるトラブル事例、対処事例について		
124	12月14日	岩手県	・主担当：課長補佐1名・副担当：課長1名、主査1名			③知らない					
125	12月14日	福島県	課長1名、主幹兼課長補佐1名、係長2名、主査3名、技査2名			①知っており、利用したことがある					
126	12月14日	福島県	・主担当：副主査1名 ・副担当：主査1名 主事1名		太陽光発電設備の設置を検討している事業者向けに「太陽光発電施設に係る各種法令等」をとりまとめ、ホームページで公開している。	③知らない			特になし	特になし	
127	12月14日	福島県	係長1名、副主査1名			②知っているが、利用したことはない			再生可能エネルギーに関する政策動向について		
128	12月14日	福島県	係長1名、主査1名		特に体制づくりにないが、事業者が住民説明を行っているが注視している。	③知らない			トラブルの多い業者の情報共有はしたい。	現在のところなし	
129	12月14日	福島県	係長1名、副主査1名		特になし	③知らない			・再生可能エネルギー関連法の状況について	・地域におけるトラブル事例への自治体の対応について	
130	12月14日	福島県	部署A：係長1名、主任主事1名 部署B：係長1名、主事1名			③知らない					
131	12月14日	宮城県	部署A：課長補佐1名、主査1名 部署B：課長補佐1名、主事1名		「自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」を施行しており、事業者が再生エネ発電設備を設置する際は地域住民に事業説明をすることを義務付けております。 ・市内の風力発電事業者とは、洋上風力発電関連で連絡、情報共有をすることが多い。 ・住民向けセミナーについては、市の産業振興まちづくりセンター等で脱炭素関連セミナーを開催することもある。	②知っているが、利用したことはない	現在までのところ利用する目的がなかったためです。		・再生エネ事業者と地域住民間におけるトラブル事例とその解決策。 ・再生エネ事業者と地域住民間で調和が見られた事例について。	「法令をクリアしていればよい」という姿勢で地域住民への事業説明を省くなど、地域との調和を確かにする再生エネ事業者への対応について憂慮しております。	
132	12月14日	山形県	課長補佐1名、調整主任1名(係長級)		特になし ・住民向けセミナーについては、市の産業振興まちづくりセンター等で脱炭素関連セミナーを開催することもある。	③知らない			・域内に大規模コンビナート等の水素消費地を持たない地方都市における、水素活用事例（洋上風力発電での地域振興策で「水素」のキーワードが出るが具体化が難しい。）	・再生エネ事業者から相談が寄せられることがあるが、関連規制が多岐に渡るため、自信を持って回答できないことがある。エネルギー等で自治体職員向けの研修会等を企画していただけるとありがたい。	
133	12月14日	山形県	課長補佐1名、主任2名			③知らない			再生可能エネルギーに関する政策動向について。		
134	12月14日	青森県	課長補佐1名			②知っているが、利用したことはない					
135	12月14日	青森県	主査2名			③知らない					
136	12月15日	岩手県	係長級1名、主事級4名		なし	②知っているが、利用したことはない			特になし	特になし	
137	12月15日	岩手県	課長補佐兼環境係長1名、主査1名		再生エネ事業者の各種規制等、問合せの窓口を環境係としている。	③知らない			特になし	特になし	
138	12月15日	岩手県	係長1名、主任主事1名、主事2名 部署A：担当課長1名、主査1名、主任1名、技師1名 部署B：担当部長1名、室長(課長級)1名、参事(課長級)1名、主査1名、技師2名			②知っているが、利用したことはない					
139	12月15日	秋田県	部署B：担当部長1名、室長(課長級)1名、参事(課長級)1名、主査1名、技師2名			②知っているが、利用したことはない					
140	12月15日	福島県	室長1名、復興推進係1名			③知らない			自治体が再生エネ推進に取り組む意義について		
141	12月15日	岩手県	室長(総務課長が兼務)1名、主任主査1名、主事1名		農山漁村再生エネ法に基づき、町再生エネ協議会を組織しており、町基本計画を作成公表している。また、発電誘致の町民視察や、小中高への再生エネ教室の協力をいただいている。	③知らない					
142	12月15日	宮城県	課長補佐1名、主査1名		特になし	③知らない			再生エネによる地域課題解決の具体例	現状特になし	
143	12月15日	宮城県	係長1名、主事2名、会計年度任用職員1名		令和4年度から再生エネ発電事業に関する市条例を施行し、条例に該当する事業者には住民説明会を義務付けるなどして、住民理解を得ながら事業を実施することについて求めている。	①知っており、利用したことがある	市内でFIT申請の案件があった場合に通知される情報を基に、市条例に関する手続きが適切に行われているか確認している。				
144	12月15日	山形県	(推進)：係長1名、(補助)：主事1名		HIPへの掲載	③知らない			優良事例について		
145	12月18日	岩手県	主事2名			③知らない					
146	12月18日	岩手県	係長1名、主事1名		市で再生可能エネルギー発電設備の設置に関する指針を定め、事業者へ地域の住民に対する説明会の開催などを求めている。	①知っており、利用したことがある	出力希望ごとにデータ抽出、閲覧ができることがよかった。認定情報地図検索の際に、初めに検索範囲を指定できるようにしてほしい。	・再生可能エネルギーに関する政策動向について	市の方針により環境の保全への配慮などを事業者へ求めているが、法的規制がない地域の場合、実質事業者の意向のみで設備を設置できてしまうこと。		
147	12月18日	岩手県	部署A：3名(室長、係長、主査) 部署B：3名(課長、課長補佐、主事)			②知っているが、利用したことはない					
148	12月18日	岩手県	室長1名、係長1名、主任2名(なお、室長は兼務)		条例により、再生エネ事業者に地域住民への住民説明会の開催を義務づけている。	②知っているが、利用したことはない	住民からの苦情を再生エネ事業者に伝え、対応してもらっているため。				
149	12月18日	秋田県	主査1名(兼務)		特になし	③知らない			特になし	特になし	
150	12月18日	福島県	係長1名、主査1名、主任1名、会計年度任用職員1名		特になし	③知らない			太陽光発電等の設置に対する市町村向けのガイドラインのひな型の提示	今のところ特になし	
151	12月18日	福島県	係長1名、副主査1名			③知らない					
152	12月18日	福島県	課長1名、係長1名、地域おこし協力隊1名		国立環境研究所と連携して町民向けの出前講座を、毎年開催している。（脱炭素・再生エネ関連）	①知っており、利用したことがある	他自治体の再生エネ促進等の条例を知ることができ参考になる。				
153	12月18日	福島県			特になし	③知らない					
154	12月18日	福島県	主幹1名、課長補佐1名、係長1名、主査1名		特になし	③知らない			・再生可能エネルギーに関する政策動向について(計画作成、補助金制度etc)		
155	12月18日	岩手県	主事1名			③知らない			・地域におけるトラブル条例について		
156	12月18日	福島県	課長補佐1名、副主査1名		情報共有のための仕組みを構築している	③知らない					
157	12月18日	福島県	主査1名		特になし	②知っているが、利用したことはない	利用を必要とする機械がなかった。		・再生可能エネルギーに関する政策動向について。特に、現在国において検討中である2024年4月から施行される改正再生エネ特指法の検討状況について。また、FIT/FIP以外の再生エネに対して同様の規律を求める考えがあるのか。 ・自治体が関係法令違反の疑いがあると覚知した場合、その後の対応方法はどうか。ばいのか。（「再生可能エネルギー事業の不適切案件に関する情報提供フォーム」に通報すればいいか。） ・関係法令違反やその疑いを国に通報した際の国の対応スキーム、対応体制、実際の事例や件数。また、体制強化のために令和6年度予算要求していることなどが、その概要について。	関係法令違反やその疑いを国に通報した後の対応について、国において調査が入る場合は、早急に対応して頂きたい。（今後、再生エネ敷地の雑草荒廃などで住民から町に苦情がくる可能性が高く、その後も町が失態に立たされ対応に苦慮することが考えられるため。）	
158	12月18日	宮城県	参事1名、課長補佐1名、主事1名			③知らない					
159	12月18日	宮城県	総括主査1名		設置地区の住民代表(区長等)と情報を共有	②知っているが、利用したことはない	特になし		町内に設置されている再生可能エネルギーの申請者または届出者の情報を提供してほしい。	特になし	
160	12月18日	宮城県	係長1名、専門主査2名			③知らない					
161	12月18日	山形県	課長(1)、補佐(2)、主査(3)、係長(1)、主任(4)、主事(1)			①知っており、利用したことがある	特になし		再生エネの優良事例について	再生エネ事業者に関する困っていることは、現状ございません。	
162	12月18日	山形県	課長1人、主査1人、主任1人		再生エネ普及のためのシンポジウムの開催	③知らない					
163	12月18日	山形県	主幹1名、主査1名			③知らない					
164	12月18日	山形県	室長補佐1名、係長1名			③知らない					
165	12月18日	山形県	部署A(課長補佐1名、冠主査2名、主査2名、主事3名) 部署B(課長1名、課長補佐3名、専門員1名、冠主査2名、主査3名、主事1名、研究員1名)		本県では、R4・4より「県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史、文化的環境等との調和に関する条例」を施行しており、本条例の中で発電事業者と県民等との間で、合意形成を図るための手続きを定めている。	①知っており、利用したことがある	・良かった点：全国の再生エネ条例策定状況の確認が容易である。 ・改善点等：システムの改善点ではないが、関係法令違反通報において、どの程度の内容で通報すれば良いか曖昧であるため、事例紹介等を行ってほしい。	・地域が主導し再生エネ導入に取り組む事例について。 東北各県の再生エネ導入に向けた制度導入、対応状況について。	・本県条例の運用における、今般の再生エネ特指法改正の運動した対応の方向性について		
166	12月18日	青森県	課長補佐1名、主任1名		特になし	③知らない			再生エネ事業者との関わり方	技術的な部分での知識不足、関係部署との連携	
167	12月18日	青森県	課長補佐1名、主査1名		特になし	③知らない			特になし	特になし	
168	12月18日	青森県	主幹2名 ※事務担当のみ(所属の管理者(課長、課長代理)を除く)		県内の産学資金の情報共有とネットワーク構築による再生可能エネルギー関連ビジネスの創出を目的に、平成24年8月に「再生可能エネルギー産業ネットワーク会議」部を設立。再生可能エネルギー関連のフォーラム、ホームページやメールマガジン等で情報発信により、県内企業の関連分野への参入を促進している。	①知っており、利用したことがある	・直感的な操作が難しいというのが第一印象。 ・都道府県ごとに案件が一覧で出力できる機能が欲しい。	・再生エネ関連法の見直し。 適切に管理されていない発電所への指導等の状況(FIT・FIP、それ以外) ・稼働状況の把握について。	・再生エネの施設の ・稼働 ・関係法令の違反等が確認された場合だけでなく、地元自治体が反対する事業についても、FIT・FIP制度の認定対象外としていただきたい。		
170	12月18日	青森県	課長1名、課長補佐1名			②知っているが、利用したことはない			特になし	特になし	
171	12月18日	青森県	主任主査1名		市の「風力発電施設等設置に関するガイドライン」により、事業者側に住民説明や市への情報提供を求めている。	②知っているが、利用したことはない	必要となった場面が特に無かったため。				

172	12月19日	岩手県	部署A（係長1名、主査2名、主事3名、会計年度任用職員1名、いづれも他の業務と兼務）	特になし	①知っており、利用したことがある	再エネ事業者（所有者）の特定に利用し、地元住民からの要望・苦情の橋渡しをすることができた。	再エネの出力制御について	環境アセスの対象とならない事業の場合、いつの間にか設置、稼働していることがあり、情報収集に苦慮している。
173	12月20日	岩手県	主任主査1名、主事1名	特になし	③知らない			特になし（該当事例なし）
174	12月21日	福島県			③知らない			
175	12月21日	宮城県	係長1名、主事1名	自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例で、住民への説明を必須としている。	③知らない	※裏面なし	※裏面なし	※裏面なし
176	12月25日	青森県	総括主査1名(他業務兼務)	再エネ事業者、地域住民、産業団体等が参加している再エネ協議会を立ち上げている。	①知っており、利用したことがある	町ガイドライン違反について相談したところ、親切に対応してくれた。	県内で開催してもらいたい。トラブル事例を教えてもらいたい。	
177	12月26日	秋田県	課長補佐1名、係長1名(いづれも兼務)		②知っているが、利用したことはない	ID、パスワードが不明		
178	12月28日	福島県	課長補佐：1名、主査：1名、主事：1名	特になし	③知らない		特に要望はありません。	ガイドラインに添って、地域住民の理解をえるよう努力してほしい旨伝えても、所詮ガイドラインなのだから、法的根拠もなく従う必要がないというスタンスで話す事業者がいる。
179	1月15日	青森県	班長		③知らない ④今後活用していきたい	再エネ事業について、人員的に取り組みが遅れている。国のGX推進にともない当町においても、脱炭素に向け強化していく予定としている。	その他 業務の状況にもよるが、積極的に参加したい。	

配布資料一覧

【資料１】 次第

【資料２】 直近の再エネ関連政策の動向について

【資料３】 再生可能エネルギー地域共生促進税について
～地域と共生する再生可能エネルギーの推進を目指して～

【資料４】 地方自治体等向け情報閲覧ページについて

【資料５】 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の関係法令違反に係る
情報の提供について（協力依頼）

【資料６】 東北地域における再エネ発電設備導入事例に関するアンケート調査 結果

東北地域における持続的な再エネ導入に関する情報連絡会
次第

日時：令和6年2月9日（金）14：00～

場所：マリオス18階 185・186会議室

【プログラム内容】

1. 開会挨拶

東北経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課長 布施 成章

2. 直近の再エネ関連政策の動向について

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部

新エネルギー課 再生可能エネルギー推進室 課長補佐 石丸 嵩祐

3. 再生可能エネルギー地域共生促進税について

～地域と共生する再生可能エネルギーの推進を目指して～

宮城県 環境生活部 再生可能エネルギー室 技術主査 須永 健太

4. 経済産業省からの情報提供

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部

新エネルギー課 再生可能エネルギー推進室 課長補佐 石丸 嵩祐

東北経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 課長補佐 生田目 仁司

5. 参加者同士の情報交換

地域と共生した再エネの大量導入 に向けて

資源エネルギー庁

2024年2月

1. グリーン・トランスフォーメーション（GX）

2. 最近の電力動向

3. 「地域と共生した」再エネの最大限導入に向けて

（1）事業規律の強化

（2）適地への最大限の導入

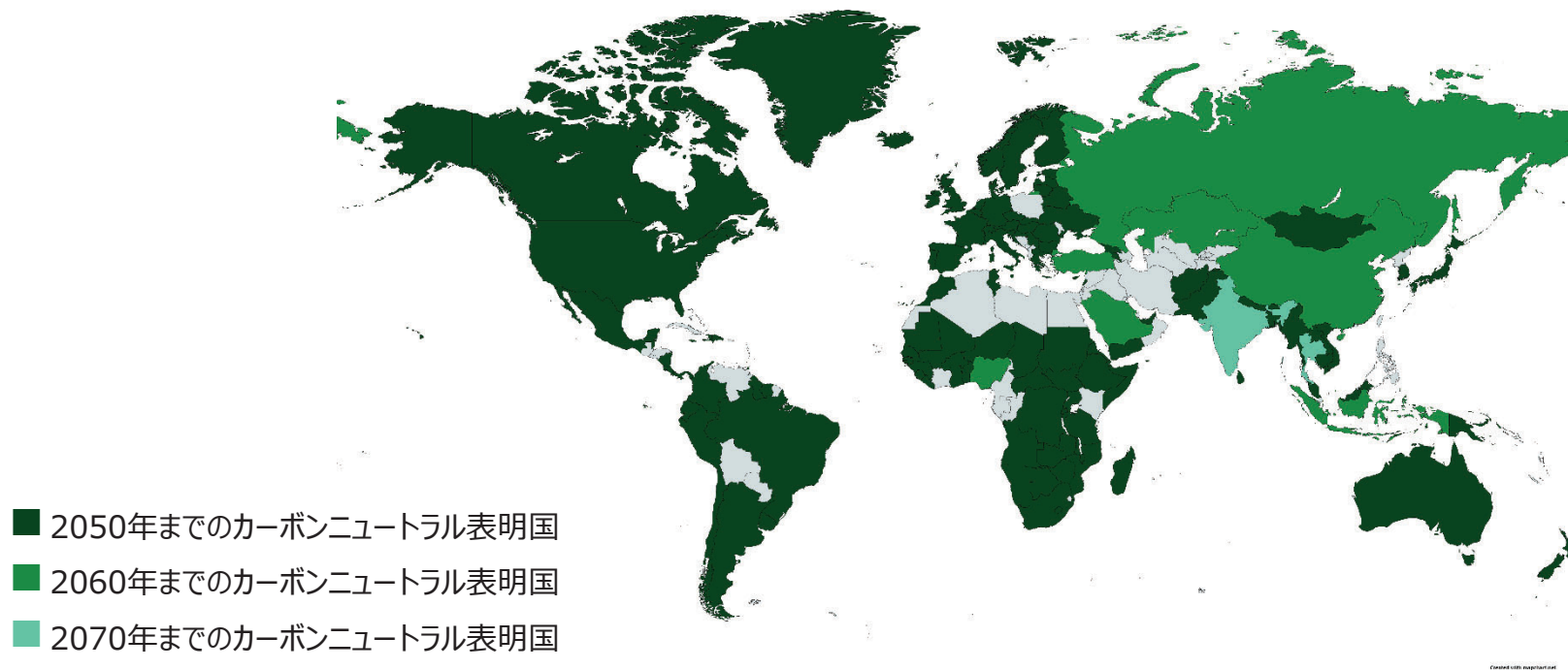
（3）産業化

・再エネ分野での産業・人材育成

2050年カーボンニュートラルにコミットしている国

- 2050年までのカーボンニュートラル（CN）に向けて取り組む国・地域¹⁾： **144**
- これらの国における世界全体のCO2排出量に占める割合は**42.2%**（2018年実績 ※エネルギー起源CO2のみ）
- 加えて、中国（28.4%）、ロシア（4.7%）、インドネシア（1.6%）、サウジアラビア（1.5%）、トルコ（2053年CN、1.1%）等は2060年まで、インド（6.9%）等は2070年までのCNを表明するなど、**カーボンニュートラル目標を設定する動きが拡大**。（これらの国における世界全体のCO2排出量に占める割合：**88.2%**）

カーボンニュートラルを表明した国・地域



1) ①Climate Ambition Allianceへの参加国、②国連への長期戦略の提出による2050年CN表明国、2021年4月の気候サミット・COP26等における2050年CN表明国等をカウントし、経済産業省作成（2021年11月9日時点）
①<https://climateaction.unfccc.int/views/cooperative-initiative-details.html?id=95>
②<https://unfccc.int/process/the-paris-agreement/long-term-strategies>

再生可能エネルギーの導入推移と2030年の導入目標

- 2012年7月のFIT制度（固定価格買取制度）開始により、再エネの導入は大幅に増加。特に、**設置しやすい太陽光発電**は、2011年度0.4%から2022年度9.2%に増加。再エネ全体では、2011年度10.4%から**2022年度21.7%**に拡大。
- 今回のエネルギーミックス改定では、2030年度の温室効果ガス46%削減に向けて、施策強化等の効果が実現した場合の**野心的目標**として、**電源構成36-38%**（合計3,360～3,530億kWh程度）の導入を目指す。

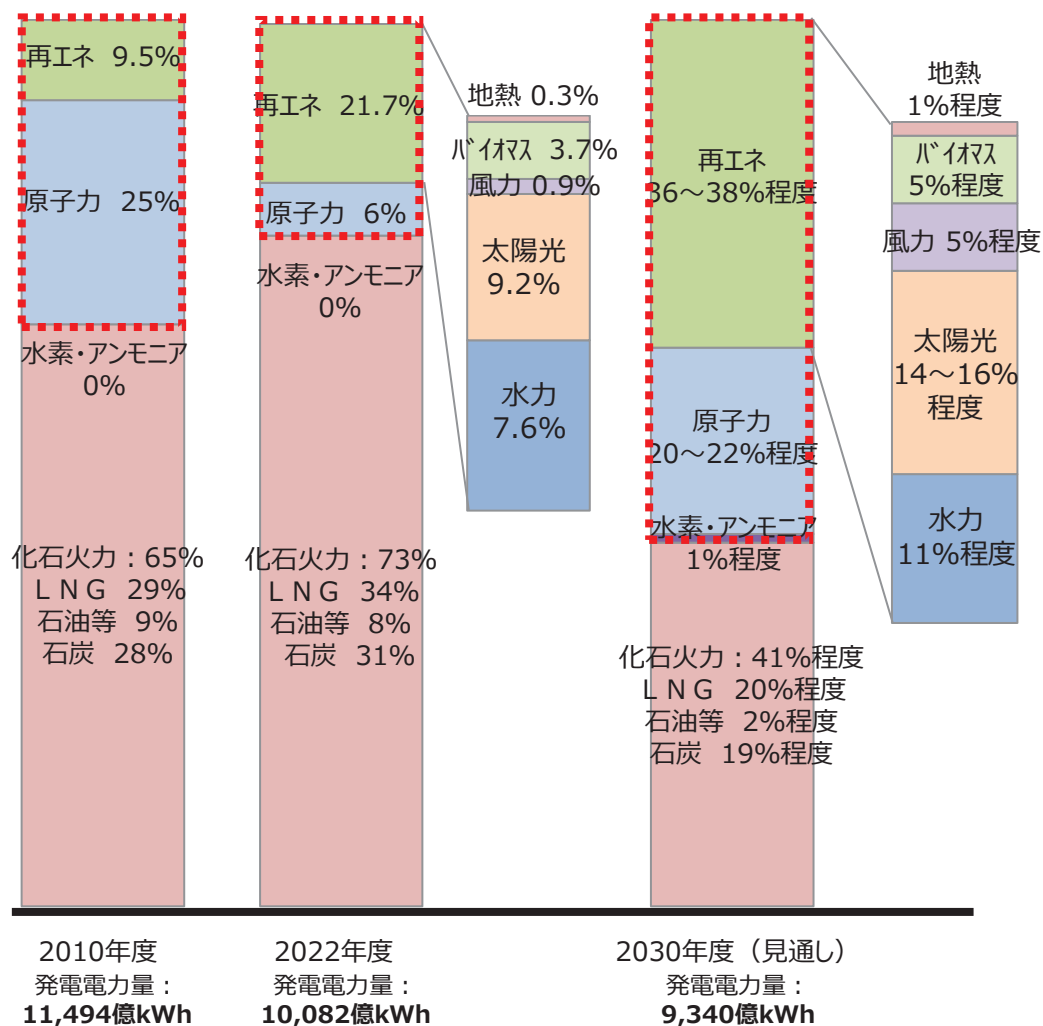
＜再エネ導入推移＞

	2011年度	2022年度	2030年旧ミックス	2030年新ミックス	
再エネの 電源構成比 発電電力量:億kWh 設備容量:GW	10.4% (1,131億kWh)	21.7% (2,188億kWh)	22-24% (2,366-2,515億kWh)	36-38% (3,360-3,530億kWh)	
太陽光	0.4%	9.2%	7.0%	14-16%程度	
		926億kWh		104~118GW	1,290~1,460億kWh
風力	0.4%	0.9%	1.7%	5%程度	
		93億kWh		23.6GW	510億kWh
水力	7.8%	7.6%	8.8-9.2%	11%程度	
		769億kWh		50.7GW	980億kWh
地熱	0.2%	0.3%	1.0-1.1%	1%程度	
		30億kWh		1.5GW	110億kWh
バイオマス	1.5%	3.7%	3.7-4.6%	5%程度	
		371億kWh		8.0GW	470億kWh

出典：総合エネルギー統計（2022年度速報値）を基に資源エネルギー庁作成

【参考】脱炭素電源の導入状況

- 原子力の再稼働が進んではいるものの足元の原子力比率は約6%に留まる。
- 再エネはFIT制度導入以降太陽光を中心に急速に導入が進んでいるものの、ミックス目標との間ではまだ乖離がある。



発電電力量 (億kWh)	導入水準 (2010年度)	導入水準 (2022年度)	旧ミックス (2030年度)	導入進捗率	新ミックス (2030年度)	導入進捗率
太陽光	35	926	749	約106%	1,290 ~ 1,460	約67%
風力	40	93	183	約51%	510	約18%
地熱	26	30	102~113	約28%	110	約27%
水力	838	769	939~981	約80%	980	約78%
バイオマス	152	371	394~490	約84%	470	約79%

「危機克服」と「GX推進」

グローバル

日本

ガス市場構造

「石油・



「断層的変動」

構造的かつ周期的に起こり得る
「安保直結型エネルギー危機」の時代へ

■ エネルギー政策の遅滞

- まず、「足元の危機」を「施策の総動員」で克服
- 並行して、「不安定化する化石エネルギーへの過度の依存が安保・経済両面での国家リスクに直結」
「2050年CN、2030年▲46%目標達成にもGXは不可欠」との認識の下で、GXを前倒し・加速化
- 「GXの前倒し・加速化」（第3回以降で議論）
 - ①産業転換 ⇒成長志向型カーボンプライシング と 支援・規制一体での早期導入
 - ②グローバル戦略 ⇒アジア大での「トランジション投資（GX移行投資）」

■ 「エネルギー政策の遅滞」解消のために政治決断が求められる事項

送電インフラ投資の加速、地元理解のための経路強化

再稼働への関係者の協力の結集

運転期間延長、

次世代革新炉の開発・建設の検討、再処理・廃炉・最終処分のプロセス加速化

1. グリーン・トランスフォーメーション（GX）

2. 最近の電力動向

3. 「地域と共生した」再エネの最大限導入に向けて

（1）事業規律の強化

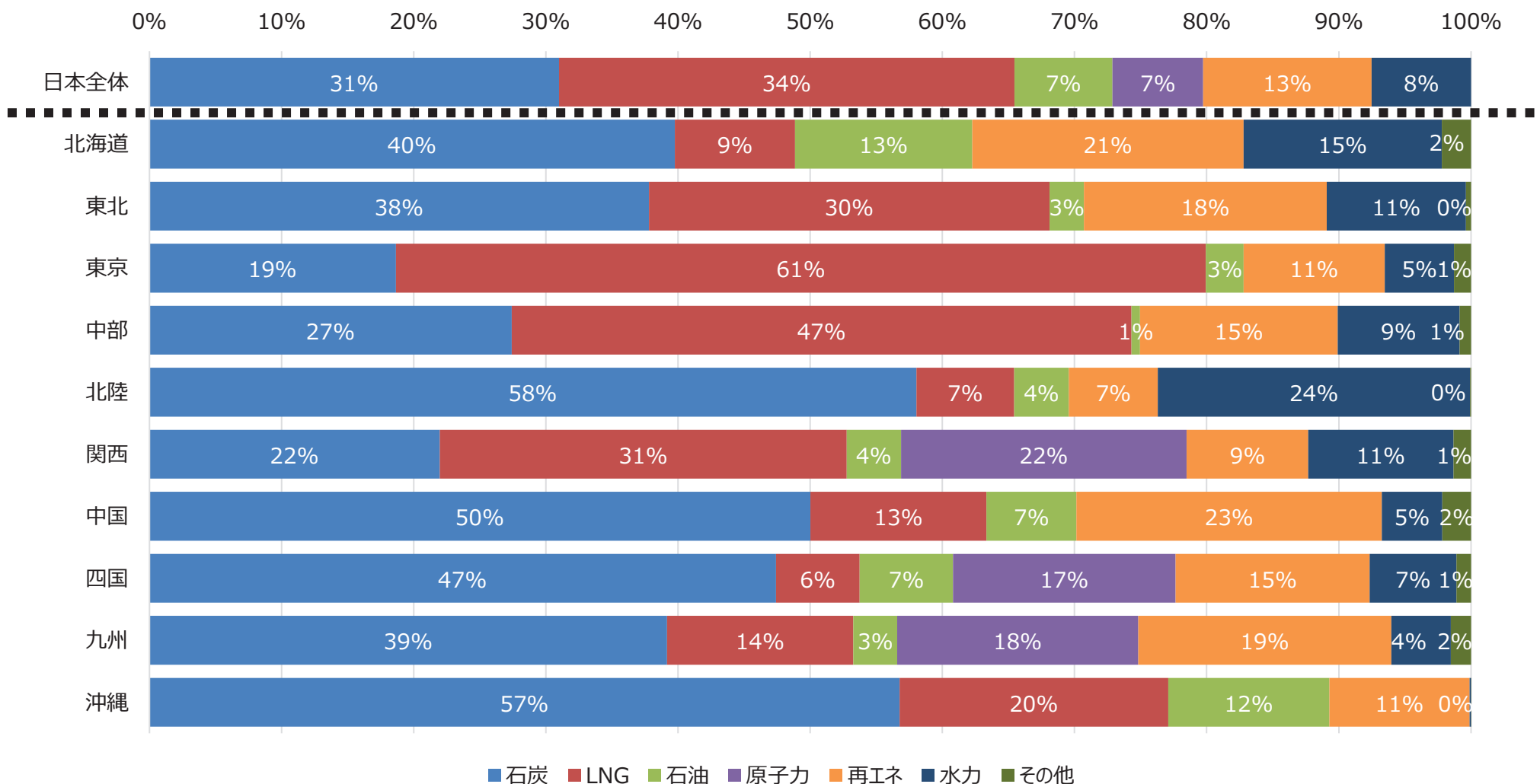
（2）適地への最大限の導入

（3）産業化

・再エネ分野での産業・人材育成

【発電実績】

日本全体及び各エリアの電源構成（発電電力量）（2021年度）

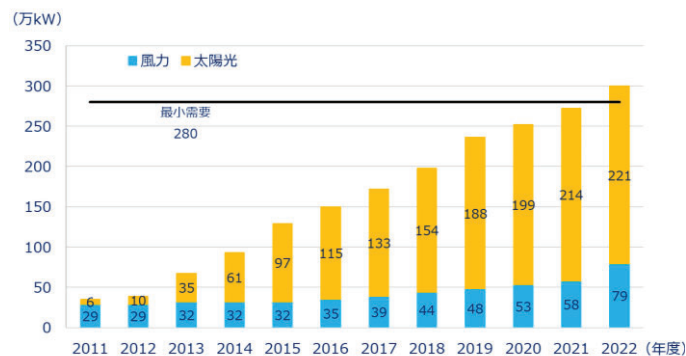


（出典）日本全体は、総合エネルギー統計（2021年度確報値）を基に作成。各エリアは電力広域的運営推進機関「2023年度供給計画のとりまとめ」を基に作成。
（留意点）

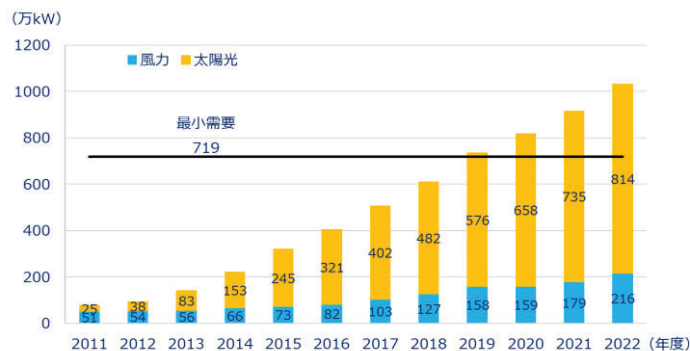
- 各エリアの電源構成については、各発電事業者や一般送配電事業者のデータを基に一定の仮定の下で計算したものであり、実際の発電電力量とは異なる点に留意。
- 「日本全体」は2021年度、各エリアは2022年度の数値である点に留意。また、「日本全体」と各エリアの電源構成は、集計方法が異なるため、単純比較できない点に留意。
- 小数点以下四捨五入の結果、グラフに記載の数字を全て足し合わせても100%にならない場合がある。
- 再エネには、太陽光や風力、バイオマス等が含まれる。その他には揚水等が含まれる。

再エネ導入量の増加

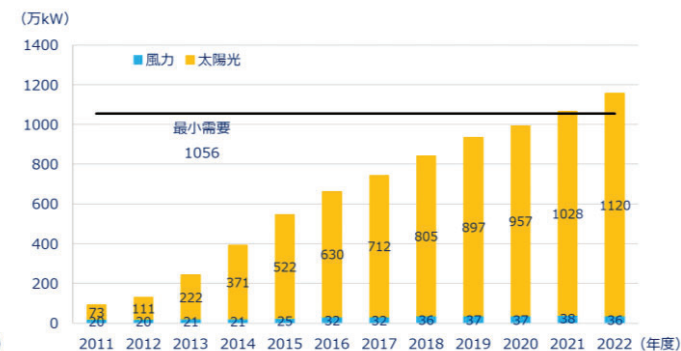
【北海道エリア】



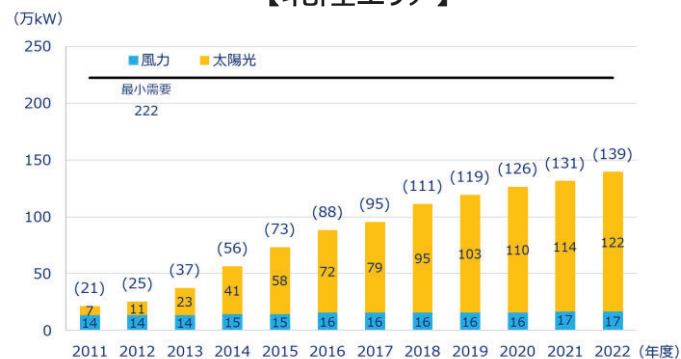
【東北エリア】



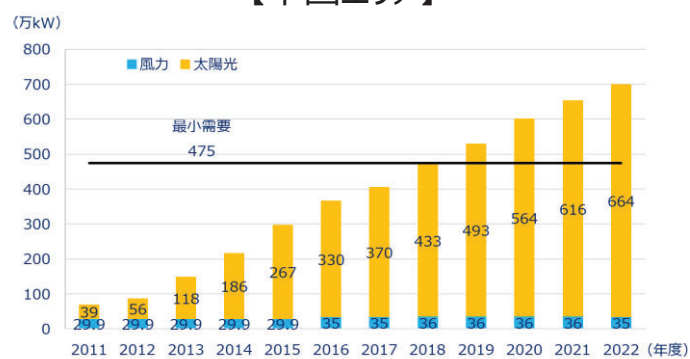
【中部エリア】



【北陸エリア】



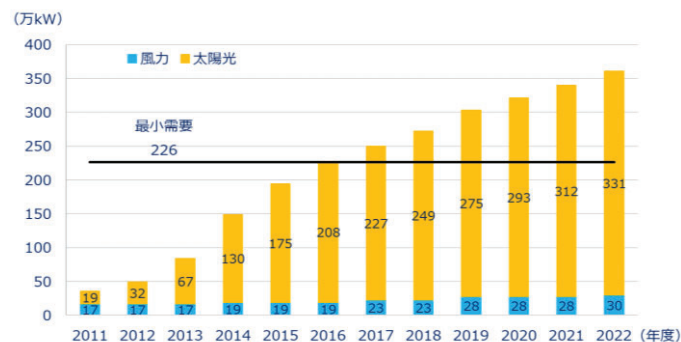
【中国エリア】



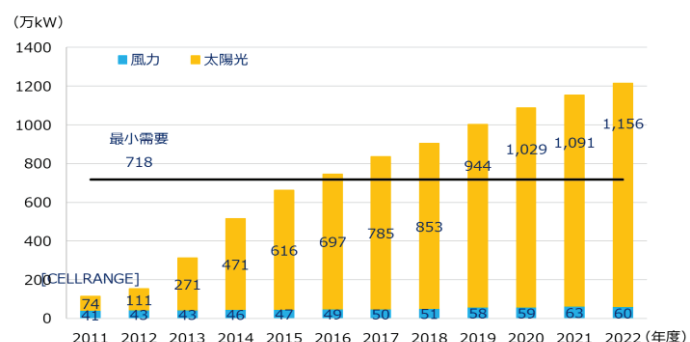
【関西エリア】



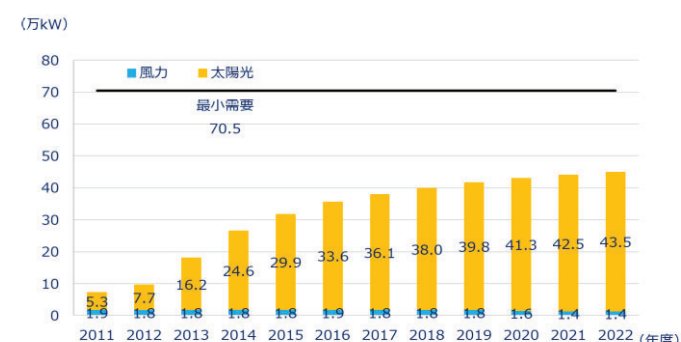
【四国エリア】



【九州エリア】



【沖縄エリア】



※最小需要とは、2022年の4月から5月8日までの休日（GWを含む）の需要に占める変動再エネの割合（＝（太陽光＋風力）／需要）が最大となる日の需要。

沖縄エリアは3月。※FIT制度開始（2012.7～）※淡路島南部地域は四国に含む。

出典：各エリア一般送電事業者

【参考】2023年度の各エリアの再エネ出力制御見通し等（更新）

（出所）第47回 系統WG
（2023年8月3日）資料1

	北海道	東北	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
出力制御率見通し （2023年度更新） 出力制御率(%) ※2 [制御電力量(kWh)]	0.01% [50万 kWh]	0.93% [1.47億 kWh]	0.26% [0.41億 kWh]	0.55% [1,062万 kWh]	0.20% [0.18億 kWh]	3.8% [3.50億 kWh]	3.1% [1.63億 kWh]	6.7% [10.3億 kWh]	0.14% [74.3万 kWh]
仮に、エリア全体がオンライン 化した場合 出力制御率(%) [制御電力量(kWh)]	- ※3	0.66% [1.04億 kWh]	0.20% [0.32億 kWh]	0.47% [894万 kWh]	0.13% [0.12億 kWh]	2.9% [2.63億 kWh]	2.6% [1.34億 kWh]	6.7% [10.3億 kWh]	0.11% [64.1万 kWh]
連系線利用率 ※4	50%	北本50%/ 東北東京 80%	-20%	10%	-20%	10%	20%	100%	-
最低需要 ※5 （2021年度）[万kW]	292	724	1,031	217	1,143	495	229	688	73.8
変動再エネ導入量 （2021年度）[万kW]	272	914	1,066	131	672	652	340	1,154	39.1
変動再エネ導入量/最低 需要（2021年度） [%]	93%	126%	103%	60%	59%	132%	148%	168%	53%
（参考）出力制御率見 通し（2023年度当初想 定） ※6 出力制御率(%)	0.01%	0.56%	0.01%	0.02%	-	0.67%	0.48%	4.8%	0.12%

※1 2023年4～6月（北海道は4月、5月）の実績を反映。本表に掲載のない東京エリアについては、2023年度に出力制御が発生する蓋然性は低い見通し。

※2 出力制御率は変動再エネ（太陽光・風力）の数値。

出力制御率 [%] = 変動再エネ出力制御量 [kWh] ÷ (変動再エネ出力制御量 [kWh] + 変動再エネ発電量 [kWh]) × 100

※3 「-」で示している部分は、2023年度に出力制御が発生する蓋然性は低い見通し。

※4 各エリアで出力制御が発生する場合に蓋然性が高い連系線利用率の値を採用。-はエリア外からの受電。

※5 4月から5月9日までの昼間の太陽光発電の出力が大きい時間帯の最低需要とする。

※6 出所：第43回 系統WG（2022年11月30日）

出典：各エリア一般送配電事業者

【参考】再エネ出力制御（需給バランス）について

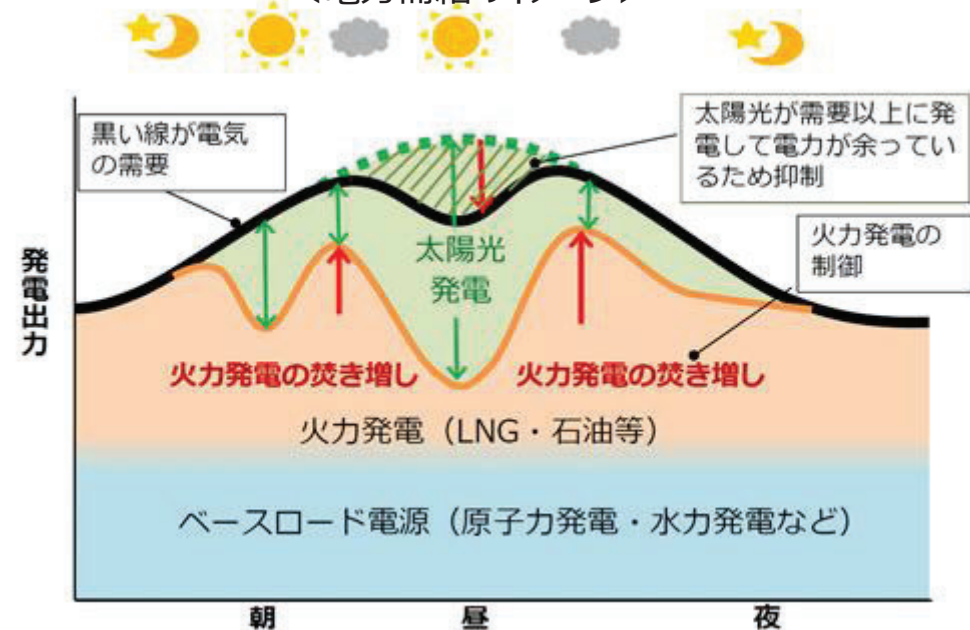
- 電力の需給のバランスを維持するため、優先給電ルールに基づき、火力電源の出力制御や連系線、揚水、蓄電池の活用等の対応を図りつつも、なお、供給が需要を上回る場合、再エネ電源の出力制御を行う。
- 需給バランス制約による再エネ出力制御は、2018年以降、休日やGW等の軽負荷期に九州エリアで実施されていたが、2022年4月に初めて、東北、中国、四国エリア、5月に北海道エリア、2023年1月には沖縄エリア、2023年4月に中部・北陸エリアでも実施。加えて、2023年6月に関西エリアでも実施。（※東京のみ未実施）

＜優先給電ルールに基づく対応＞

- ①火力(石油、ガス、石炭)の出力制御、揚水・蓄電池の活用
- ②他地域への送電（連系線）
- ③バイオマス出力制御
- ④太陽光、風力の出力制御
- ⑤長期固定電源※（水力、原子力、地熱）の出力制御

※出力制御が技術的に困難

＜電力需給のイメージ＞



1. グリーン・トランスフォーメーション（GX）
2. 最近の電力動向
3. **「地域と共生した」再エネの最大限導入に向けて**
 - （1）事業規律の強化**
 - （2）適地への最大限の導入
 - （3）産業化
 - ・再エネ分野での産業・人材育成

電源別のFIT・FIP認定量・導入量（2022年3月末時点）

- 2022年3月末時点で、FIT制度開始後に新たに運転を開始した設備は、**約6,700万kW**。FIT・FIP認定容量は、**約10,120万kW**。
- FIT・FIP認定容量のうち、運転開始済の割合は**約66%**。FIT制度開始後に新たに運転を開始した設備の**約90%**、FIT・FIP認定容量の**約76%**を太陽光が占める。

＜2022年3月末時点のFIT・FIP認定量・導入量＞

設備導入量(運転を開始したもの)												認定容量
再生可能 エネルギー 発電設備 の種類	制度導入前	固定価格買取制度導入後										固定価格買取 制度導入後
	2012年6月 までの 累積導入量	2012年度 (7月～)・ 2013年度 の 導入量	2014年度 の 導入量	2015年度 の 導入量	2016年度 の 導入量	2017年度 の 導入量	2018年度 の 導入量	2019年度 の 導入量	2020年度 の 導入量	2021年度 の 導入量	制度開始後 合計	2012年7月～ 2022年3月末
太陽光 (住宅)	約470万kW	207.4万kW (476,577件)	103.5万kW (228,697件)	85.7万kW (179,408件)	79.1万kW (161,356件)	65.9万kW (133,279件)	73.2万kW (146,685件)	76.8万kW (152,239件)	75.8万kW (141,551件)	85.9万kW (153,101件)	853.4万kW (1,772,893件)	889.6万kW (1,829,172件)
太陽光 (非住宅)	約90万kW	677.2万kW (123,730件)	837.2万kW (152,807件)	815.2万kW (115,962件)	544.5万kW (72,578件)	474.8万kW (53,363件)	490.7万kW (54,828件)	488万kW (49,174件)	500万kW (33,322件)	372.5万kW (20,543件)	5,200.2万kW (676,307件)	6,816.0万kW (786,789件)
風力	約260万kW	11万kW (21件)	22.5万kW (24件)	14.8万kW (58件)	31万kW (152件)	17.8万kW (322件)	17万kW (517件)	46.8万kW (340件)	36.2万kW (268件)	29.8万kW (234件)	226.8万kW (1,936件)	1,320.4万kW (7,996件)
地熱	約50万kW	0万kW (2件)	0.4万kW (9件)	0.5万kW (10件)	0.5万kW (8件)	0.7万kW (23件)	0.9万kW (10件)	4.8万kW (6件)	1.3万kW (8件)	0.2万kW (4件)	9.3万kW (80件)	21.6万kW (121件)
中小水力	約960万kW	0.6万kW (39件)	8.5万kW (56件)	9.3万kW (87件)	7.9万kW (101件)	7.5万kW (86件)	6.1万kW (86件)	13.3万kW (89件)	16.6万kW (79件)	12.8万kW (96件)	82.5万kW (719件)	241.5万kW (1,123件)
バイオマス	約230万kW	8.7万kW (46件)	18万kW (48件)	31.4万kW (57件)	35.1万kW (67件)	49.1万kW (75件)	30.7万kW (61件)	48.0万kW (62件)	44.2万kW (56件)	67.6万kW (67件)	332.7万kW (539件)	829.8万kW (895件)
合計	約2,060万kW	904.8万kW (600,415件)	990.2万kW (381,641件)	957万kW (295,582件)	698.1万kW (234,262件)	615.8万kW (187,148件)	618.5万kW (202,187件)	677.6万kW (201,910件)	674.2万kW (175,284件)	568.7万kW (174,045件)	6,704.8万kW (2,452,474件)	10,118.8万kW (2,626,096件)

※ バイオマスは、認定時のバイオマス比率を乗じて得た推計値を集計。 ※ 各内訳ごとに、四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

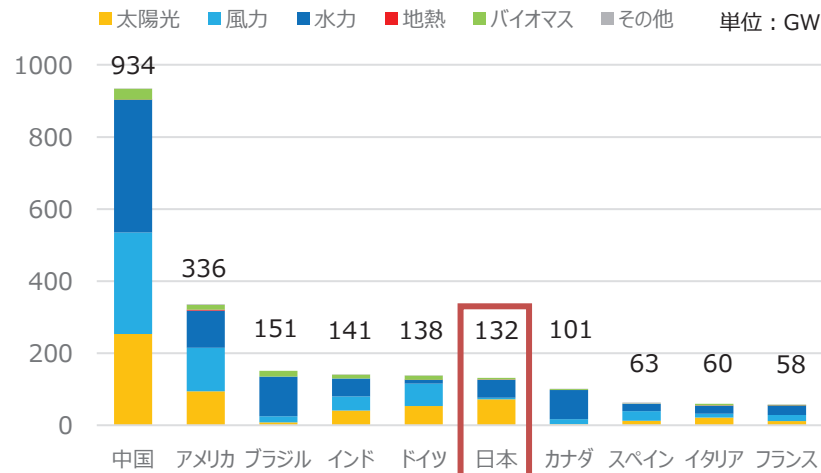
※ 失効分(2022年3月時点で確認できているもの)を反映済。

66.3% 12

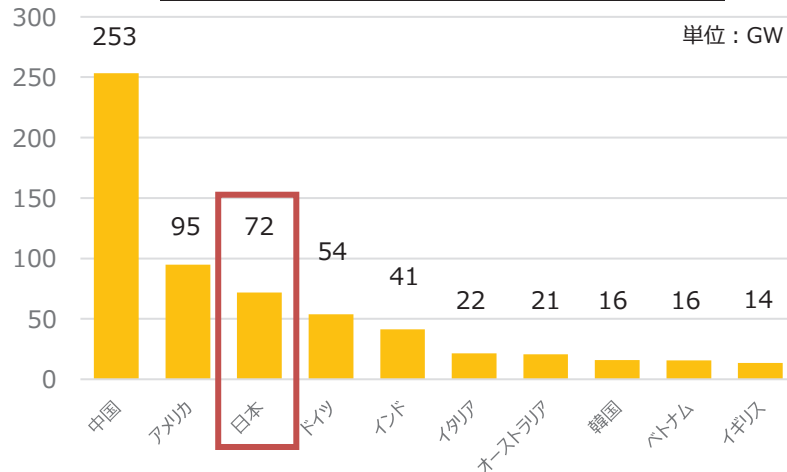
再生可能エネルギーの導入量・導入スピードの国際比較

- 国際機関の分析によれば、日本の再エネ導入量は世界第6位、このうち太陽光発電は世界第3位。
- この8年間で約4倍という日本の増加スピードは、世界トップクラス。

各国の再エネ導入容量（2020年実績）



各国の太陽光導入容量（2020年実績）



出典：Renewables 2021（IEA）より資源エネルギー庁作成

発電電力量の国際比較（水力発電除く）

単位：億kWh

	2012年	2020年
日本	309	1,199 → 3.9倍
EU	3,967	8,363 → 2.1倍
ドイツ	1,213	2,323 → 1.9倍
イギリス	359	1,278 → 3.6倍
世界	10,586	31,409 → 3.0倍

出典：IEA データベースより資源エネルギー庁作成

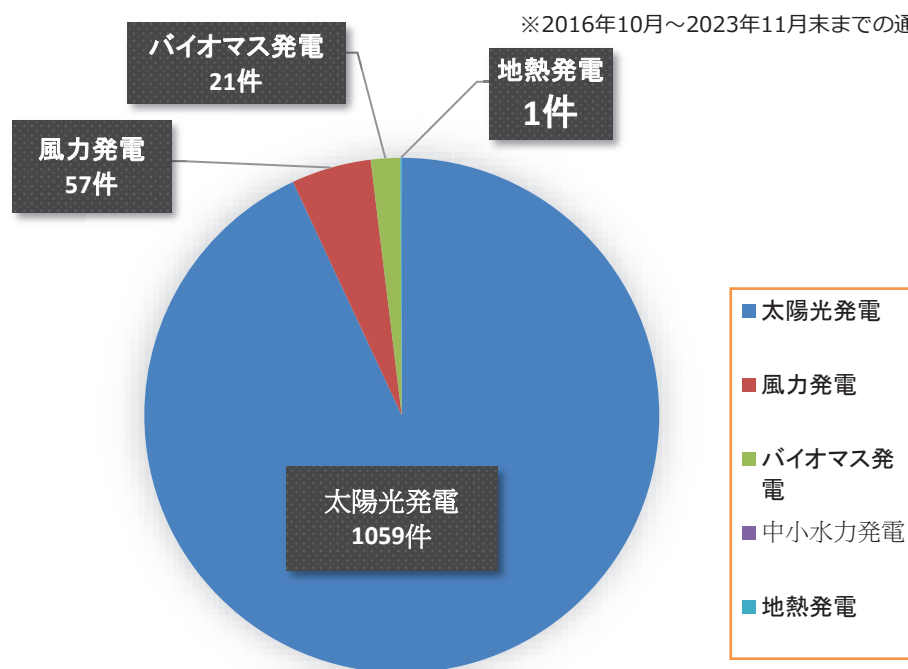
(参考) 地域と共生した事業規律の確保 (現状の問題点)

- 地域におけるトラブルが増加しており、2016年10月～2023年11月末で1138件の相談あり。
そのうち、9割以上を太陽光発電が占めている。
- 再エネの導入による地域住民の懸念が顕在化し、実際、法令遵守できていない設備や地域で問題を抱えている設備が存在。

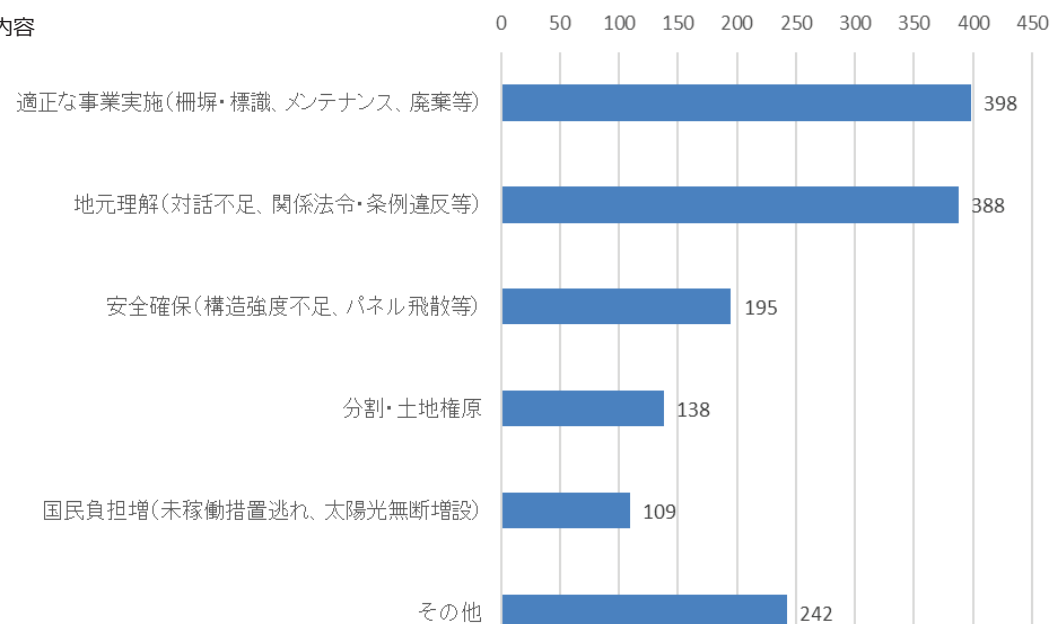
<主な相談事項>

- 適正な事業実施への懸念 (事業当初～事業中の柵堀・標識の未設置やメンテナンス不良、事業終了後の廃棄)
- 地元理解への懸念 (事業者の情報が不透明、説明会の開催や住民への説明等の対話が不十分)
- 事業による安全確保への懸念 (構造強度への不安、パネル飛散等)

<情報提供フォーム(資源エネルギー庁HP)への相談内容(電源種別)>



<情報提供フォーム(エネ庁HP)への相談内容>



※ 1つの相談内容を複数の項目でカウントしているため、総相談件数と一致しない 14

地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化

- 再エネの安全面、防災面、景観・環境等への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念が顕在化。
- 地域と共生した再エネの導入に向け、関係省庁（経産省・農水省・国交省・環境省）が共同で再エネの適正な導入・管理に関する検討会を実施し、提言をとりまとめ。2022年10月より、制度の具体化に関する議論を実施し、再エネ事業における課題や課題の解消に向けたあり方等について、①～③各事業実施段階及び④横断的事項に分け、制度的措置を整理。
- これらの措置を実施するための再エネ特措法の改正を含むGX脱炭素電源法案を第211回国会に提出し、5月に成立。2024年4月より施行。

<事業実施段階に応じた制度的対応> ※赤字部分は今般成立したGX脱炭素電源法における再エネ特措法改正部分

①土地開発前	➢ 森林法や盛土規制法等の災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる許認可について、 <u>許認可取得を再エネ特措法の申請要件</u> とするなど、 <u>認定手続厳格化</u> 。（※省令改正での対応）
②土地開発後 ～運転開始	➢ <u>違反の未然防止・早期解消</u> を促す仕組みとして、事業計画や関係法令に違反した場合に <u>FIT/FIP交付金を留保する措置</u> といった <u>再エネ特措法における新たな仕組み</u> を導入。認定取消しの際の <u>徴収規定の創設</u> 。
③運転中 ～廃止・廃棄	➢ 昨年7月から <u>廃棄等費用の外部積立て</u> を開始。事業者による放置等があった場合には、廃棄等積立金を活用。 ➢ 2030年代半ば以降に想定される <u>使用済太陽光パネル発生量ピークに計画的に対応するためパネル含有物質の情報提供を認定基準に追加する</u> 等の対応を実施。（※省令改正での対応） ➢ <u>経産省と環境省で有識者検討会を開催</u> し、使用済太陽光パネルの大量廃棄を見据え、 <u>リユース、リサイクル及び最終処分を確実に実施するための制度検討</u> を連携して進めて行く。また、 <u>風力発電の廃棄の課題（ブレード等の廃棄・リサイクル）</u> に対し、 <u>リサイクル技術等の動向を踏まえた上で、必要な見直しを行う</u> 。
④横断的事項	➢ 再エネ特措法の申請において、説明会の開催など <u>周辺地域への事前周知の要件化（事業譲渡の際の変更認定申請の場合も同様）</u> 。事前周知がない場合には認定を認めない。 ➢ 適切な事業実施を担保するため、再エネ特措法の認定事業者に対し、 <u>事業計画遵守義務を明確化し、委託事業者に対する監督義務</u> を創設。 ➢ 所在不明となった事業者に対しては、 <u>公示送達を活用</u> して再エネ特措法に基づく <u>処分を迅速かつ適切に実施</u> 。

【参考】GX電源法の概要

背景・法律の概要

- ✓ ロシアのウクライナ侵略に起因する国際エネルギー市場の混乱や国内における電力需給ひっ迫等への対応に加え、グリーン・トランスフォーメーション（GX）が求められる中、脱炭素電源の利用促進を図りつつ、電気の安定供給を確保するための制度整備が必要。
- ✓ 本年2月10日（金）に閣議決定された「GX実現に向けた基本方針」に基づき、（1）地域と共生した再エネの最大限の導入促進、（2）安全確保を大前提とした原子力の活用に向け、所要の関連法を改正。

（１）地域と共生した再エネの最大限の導入拡大支援

（電気事業法、再エネ特措法）

- ① **再エネ導入に資する系統整備のための環境整備（電気事業法・再エネ特措法）**
 - ・ 電気の安定供給の確保の観点から特に重要な送電線の整備計画を、経済産業大臣が認定する制度を新設【電気事業法第28条の49】
 - ・ 認定を受けた整備計画のうち、再エネの利用の促進に資するものについては、従来の運転開始後に加え、工事に着手した段階から系統交付金（再エネ賦課金）を交付【再エネ特措法第28条の2】
 - ・ 電力広域的運営推進機関の業務に、認定を受けた整備計画に係る送電線の整備に向けた貸付業務を追加【電気事業法第28条の40】
- ② **既存再エネの最大限の活用のための追加投資促進（再エネ特措法）**
 - ・ 太陽光発電設備に係る早期の追加投資（更新・増設）を促すため、地域共生や円滑な廃棄を前提に、追加投資部分に、既設部分と区別した新たな買取価格を適用する制度を新設【第10条の2】
- ③ **地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化（再エネ特措法）**
 - ・ 関係法令等の違反事業者に対し、FIT/FIPの国民負担による支援を一時留保する措置を導入【第15条の6】
違反が解消された場合は、相当額の取り戻しを認めることで、事業者の早期改善を促進する一方、違反が解消されなかった場合は、FIT/FIPの国民負担による支援額の返還命令を新たに措置【第15条の9、第15条の11】
 - ・ 認定要件として、事業内容を周辺地域に対して事前周知することを追加（事業譲渡にも適用）【第9条、第10条】
 - ・ 委託先事業者に対する監督義務を課し、委託先を含め関係法令遵守等を徹底【第10条の3】

※1 災害の危険性に直接影響を及ぼしうような土地開発に関わる許認可（林地開発許可等）については、認定申請前の取得を求める等の対応も省令で措置。

（２）安全確保を大前提とした原子力の活用/廃炉の推進

（原子力基本法、炉規法、電気事業法、再処理法）

- ① **原子力発電の利用に係る原則の明確化（原子力基本法）**
 - ・ 安全を最優先とすること、原子力利用の価値を明確化（安定供給、GXへの貢献等）【第2条、第2条の2】
 - ・ 国・事業者の責務の明確化（廃炉・最終処分等のバックエンドのプロセス加速化、自主的安全性向上・防災対策等）【第2条の2、第2条の4】
- ② **高経年化した原子炉に対する規制の厳格化（炉規法）**
 - ・ 原子力事業者に対して、①運転開始から30年を超えて運転しようとする場合、10年以内毎に、設備の劣化に関する技術的評価を行うこと、②その結果に基づき長期施設管理計画を作成し、原子力規制委員会の認可を受けることを新たに法律で義務付け【第43条の3の32】
- ③ **原子力発電の運転期間に関する規律の整備（電気事業法）**
 - ・ 運転期間は40年とし、i)安定供給確保、ii)GXへの貢献、iii)自主的安全性向上や防災対策の不断の改善 について経済産業大臣の認可を受けた場合に限り延長を認める【第27条の29の2】
 - ・ 延長期間は20年を基礎として、原子力事業者が予見し難い事由（安全規制に係る制度・運用の変更、仮処分命令等）による停止期間（α）を考慮した期間に限定する ※原子力規制委員会による安全性確認が大前提【第27条の29の2】
- ④ **円滑かつ着実な廃炉の推進（再処理法）**
 - ・ 今後の廃炉の本格化に対応するため、使用済燃料再処理機構（NuRO^(※)）に
 - i)全国の廃炉の総合的調整、ii)研究開発や設備調達等の共同実施、
 - iii)廃炉に必要な資金管理 等の業務を追加【第49条】
 - ・ 原子力事業者に対して、NuROへの廃炉拠出金の拠出を義務付ける【第11条】

※2 炉規法については、平成29年改正により追加された同法第78条第25号の2の規定について同改正において併せて手当する必要があった所要の規定の整備を行う。

※3 再処理法については、法律名を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」から「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」に改める。

再エネ長期電源化・地域共生WG 第2次取りまとめの概要①

第12回再生可能エネルギー長期電源化・地域共生WG（2024年1月）資料1

- 本WGにおいては、2023年5月以降、全6回にわたって改正再エネ特措法の詳細設計について集中的に御議論いただき、パブリックコメントも経て、同年11月に第2次取りまとめを行ったところ。

I 関係許認可取得に係る認定手続の厳格化

- ・ 災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる①～③の許認可について、**FIT/FIP認定の申請要件化**。
①**森林法**の林地開発許可、②**宅地造成及び特定盛土等規制法**の許可、③**砂防三法**（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法）の許可

II 説明会等のFIT/FIP認定要件化

（FIT/FIP認定要件として、周辺地域の住民に対し、説明会等の事前周知を求める。）

（説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲）

- ・ **特別高圧・高圧（50kW以上）**は、**説明会の開催**を求める。
- ・ **低圧（50kW未満）**は、原則として**説明会以外の事前周知**を求めるが、**周辺地域に影響を及ぼす可能性が高いエリア（上記I①～③の許認可が必要なエリア、土砂災害警戒区域のエリア、景観等の保護エリア等）**では、**説明会の開催**を求める。
- ・ **屋根設置・住宅用太陽光**は、事前周知の対象外。

（説明会での説明事項等）

- ・ 説明会では、下記の説明を求める。
① **事業計画の内容** ④ **事業に関する工事概要**
② **関係法令遵守状況** ⑤ **関係者情報（主な出資者等を含む）**
③ **土地権原取得状況** ⑥ **事業の影響と予防措置**
- ・ このうち⑥は、**安全面**（斜面への設置、盛土・切土、地盤強度等）、**景観、自然環境・生活環境**（騒音・振動・排水、反射光等の電源別事項）、**廃棄等**の項目を説明。

（説明会の議事等）

- ・ **質疑応答の時間**を設け、住民の**質問・意見への誠実な回答**を求める。
- ・ 説明会後に事業者が一定期間、**質問募集フォーム**等を設け、フォームに提出された住民の質問等への**書面等での誠実な回答**を求める。

（「周辺地域の住民」の範囲）

- ・ **事業場所の敷地境界から一定距離**（低圧100m、特別高圧・高圧300m、環境アセス（法アセス）対象1km）の**居住者**と、**再エネ発電設備の設置場所に隣接する土地/建物の所有者**を対象とする。
- ・ 地域の実情を把握する**市町村への事前相談**を行うことを求め、市町村の意見を尊重して、「周辺地域の住民」に加えるべき者を追加。

（説明会の開催時期）

- ・ 周辺地域に影響を及ぼす可能性が高い場合（上記I①～③の許認可が必要な場合、環境アセス対象等）は、**事業の初期段階から、複数のタイミングでの説明会開催**を求める。

（その他の説明会実施要領）

- ・ 説明会には、**再エネ発電事業者自身の出席**を求める。開催案内は、開催2週間前までに、ポスティング等により行うことを求める。
- ・ FIT/FIP認定申請時に、**説明会を開催したことを証する資料**として、**説明会の議事録、配布資料、質問募集フォームにおける質問・回答、概要報告書等**の提出を求め、**概要報告書は認定後に公表**する。
- ・ 認定後に**事業譲渡や実質的支配者の変更等**が生じた場合は、**変更認定申請時に改めて説明会の開催**を求める。
- ・ 説明会は事後検証できるよう、**録画・録音し、保管**する。

再エネ長期電源化・地域共生WG 第2次取りまとめの概要②

第12回再生可能エネルギー長期電源化・地域共生WG（2024年1月）資料1

Ⅲ 認定事業者の責任明確化（監督義務） （委託先も認定基準・認定計画を遵守するよう、認定事業者が委託先に対する監督義務を課す。）

（監督義務の対象）

- 再エネ発電事業の実施に必要な行為に係る委託（例：手続代行・プロジェクトマネジメント、設計、土地開発、建設・設置工事、保守点検、設備解体、廃棄等に係る業務）について、監督義務の対象とする。

（契約書の締結）

- 認定事業者と委託先との間で書面の契約書を締結することを求める。
- 契約書において、委託先も認定基準・認定計画に従うべき旨を明確化するとともに、認定事業者への報告体制、再委託時の認定事業者の事前同意などの事項を含めることを求める。

（報告の実施）

- 委託先から認定事業者に対して、認定基準・認定計画の遵守状況等を報告することを求める。
- 認定事業者から国に対して、委託契約の概要等について定期報告（年1回）することを求める。

Ⅳ 違反状況の未然防止・早期解消の措置 （関係法令等に違反する事業者に対し、FIT/FIP交付金を一時停止。違反が解消されず認定が取り消された場合は交付金の返還を命令。）

（交付金の一時停止の発動タイミング）

- 関係法令違反について、少なくとも、行政処分・罰則の対象となる違反が覚知され、違反に係る客観的な措置（書面による指導等）がなされた段階においては、一時停止の措置を講じることが可能と整理。

（交付金の取戻要件）

- FIT/FIP交付金の一時停止が措置された場合について、違反状態の早期解消インセンティブを持たせるため、
 - 違反の解消 又は
 - 事業の廃止と適正な廃棄等が確認された場合は、一時停止された交付金を取り戻すことができることとした。

Ⅴ 太陽光パネルの増設・更新に伴う適正な廃棄の確保 （太陽光パネルを更新・増設する際に、当初設備相当分は価格維持することとし、増出力分相当は十分に低い価格を適用する措置を講じる際の適正な廃棄の確保。）

（更新に伴って不要となる太陽光パネルの適正な廃棄）

- 廃棄等積立制度において積み立てられた積立金を充てるのではなく、個別に適正な廃棄を求める。
- 更新に係る変更認定申請を行う際には、解体・撤去業者に廃棄等を依頼する契約書など、一定の書類の提出を求める。また、事後的に、実際に適切な廃棄等が実施されたことの報告を求める。

（更新・増設される太陽光パネルの適正な廃棄）

- 太陽光パネル増設に伴う廃棄等費用の不足分は、増設に係る変更認定時に一括して原則外部積立てを求める。

(参考) 説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲

第12回再生可能エネルギー長期電源化・地域共生WG（2024年1月）資料 1

	住宅用太陽光 (※ 2)	屋根設置 ※住宅用太陽光を除く	低圧 (50kW未満) ※住宅用太陽光・屋根設置を除く	高圧・特別高圧 (50kW以上) ※屋根設置を除く
周辺地域や周辺環境に 影響を及ぼす可能性が 高いエリア (※ 1) 外	<u>事前周知を 要件としない</u>	<u>事前周知を 要件としない</u> (努力義務として求める)	<u>説明会以外の手法での 事前周知を求める</u> (※ 3、※ 4)	<u>説明会の開催を求める</u> (※ 4)
周辺地域や周辺環境に 影響を及ぼす可能性が 高いエリア (※ 1) 内				

- (※ 1) ①災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものであって、FIT/FIP認定申請要件として許認可取得を求めることとした許認可に係るエリア、②災害が発生した場合に、再エネ発電設備が損壊するリスクの高いエリア、③条例において、自然環境・景観の保護を目的として、保護エリアを定めている場合にあっては、当該エリアを指す。
- (※ 2) 10kW未満の太陽光発電事業を指す。
- (※ 3) 説明会の対象となる「周辺地域の住民」の範囲内に、同一の事業者が実施する再エネ発電事業があるときは、それらの複数の電源を合計した出力が50kW以上となる場合には、説明会の開催を求める。
- (※ 4) FIT/FIP認定申請前に実施された他法令・条例に基づく説明会等において、再エネ特措法に基づく説明会等に関する要件を全て充足している場合には、手続の合理化を図る観点から、再エネ特措法に基づく説明会開催又は事前周知の要件を充足するものとして取り扱う。（なお、この場合においても、事業者は説明会の概要を報告する報告書（説明会概要報告書）を提出する等の所要の手続を行う必要がある。）

（参考）説明会における説明事項（全体）

項目	説明事項
① 事業計画の内容	➢ 電源種、設置形態、出力規模、設置場所などの基本情報について、図面やイメージ写真などを用いて住民にとって分かりやすく説明する。
② 関係法令遵守状況	➢ 以下①～③の関係法令に係る手続の要否と、手続が必要である場合は、許認可等の取得状況・手続のスケジュール・法令を遵守するための実施体制（「太陽光発電設備の開発許可等の基準や運用の考え方について（2023年5月25日・関係省庁申合せ）」が一つの指針となる。）などとする。 ① 災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものとして、FIT/FIP認定申請要件として取得を求めることとした許認可 ・ 森林法における林地開発許可 ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法の許可 ・ 砂防三法（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法）における許可 ② ①の他、FIT/FIP認定申請時に提出を求めている「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」に記載の法令における許認可・届出等 ③ 条例において、自然環境・景観の保護等を目的として、再エネ発電事業の実施に当たっての開発や、再エネ発電設備等の工作物の設置に当たって許認可・届出等を求めている場合にあつては、当該許認可・届出等
③ 土地権原取得状況	➢ 土地権原取得状況については、土地所有者等のプライバシーへの配慮等の観点等を踏まえ、土地に係る登記等そのものを示すのではなく、土地権原の有無と土地権原取得状況についての説明を求める。
④ 事業に関する工事概要	➢ 予定する工事のスケジュール（運転開始予定日を含む。）などを説明する。
⑤ 関係者情報	➢ 事業者が法人の場合は、代表者・役員に加えて、主な出資者・保守点検責任者などを説明する。
⑥ 事業の影響と予防措置	➢ 安全面・景観・自然環境・生活環境・廃棄等といったそれぞれの観点ごとに、説明事項を整理（次ページ参照）。 ➢ その際、電源の規模やエリア等に応じて、再エネ発電事業の実施に当たって発生し得る地域への影響が異なることから、この点を踏まえて、適切かつ十分な情報が提供されるような整理が重要である。 ➢ 個別事案の状況に照らしながら、周辺地域の住民に対して、適切かつ十分な説明が求められる。このため、説明すべき事項は明確に定めつつも、それをどのように説明するかについては、一律の説明の仕方限定ではなく、地域の実態や個別事案の状況等を踏まえた適切な説明を求める。 ➢ 説明の仕方の選択に当たっては、再エネ長期電源化・地域共生WGで示された説明の仕方が参考となるが、これに限定せず、地域の実態や個別事案の状況等を踏まえ、再エネ発電事業者が、より客観的かつ適切な説明手法を選択することも可能とすることを通じ、再エネ発電事業者による主体的な説明の実現を促す。 ➢ 整理された説明事項については、実際に事業により生じ得る影響やその予防措置について重点的に説明がされることが必要である。なお、説明事項によっては、個別の再エネ発電事業によって影響が想定されないものも含まれ得るが、その場合には、影響が想定されないと考える端的かつ具体的な説明を求める。

（参考）説明会における説明事項（事業の影響と予防措置）

	説明の観点	太陽光	風力	地熱	中小水力	バイオマス	電源の規模	対象となるエリア
安全面	斜面への設置	○	○	○	○	○	規模を問わない	エリアを問わない
	盛土・切土	○	○	○	○	○		
	地盤強度	○	○	○	○	○		
	排水対策	○	○	○	○	○		
	法面保護・斜面崩落防止策	○	○	○	○	○		
	防災施設の先行設置	○	○	○	○	○		
	設備設計	○	○	○	○	○		
	施行後の管理の継続性	○	○	○	○	○		
	事業終了後の措置	○	○	○	○	○		
景観	景観への影響	○	○	○	○	○	規模を問わない	自然環境・景観の保護を目的として条例で設定された保護エリア
自然環境 生活環境	騒音	○	○	○	○	○		エリアを問わない
	振動	○	○	○	○	○		
	排水の汚れ／濁り	○	○	○	○	○		
	反射光	○						
	雑草の繁茂	○						
	風車の影による日照障害		○					
	温泉への影響			○				
	蒸気の噴出			○				
	流量等への影響				○			
	燃料保管・搬入等に伴う生活環境への影響（交通/ばい煙・粉じん/臭気等）					○		
	その他の大気環境（大気質）への影響	○	○	○	○	○	環境アセスメント 対象規模	動植物・生態系への影響を踏まえて法律・条例で設定されたエリア
	その他の水環境への影響	○	○	○	○	○		
	その他の生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全への影響（動物、植物、生態系）	○	○	○	○	○		
廃棄等	廃棄等費用の総額等	○	○	○	○	○	規模を問わない	エリアを問わない
	太陽光パネルの含有物質等	○						
	工事時に発生する産業廃棄物・残土	○	○	○	○	○		

再生可能エネルギー事業の不適切案件に関する情報提供フォーム

- 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入により、急速に再生可能エネルギーが普及する一方で、**各地域でトラブルが発生する事案が増加**。
- こうした事案については、**関係行政機関と連携しながら、固定価格買取制度や関係法令等に基づいて、事実関係を把握した上で、不適切な案件については、必要に応じて発電事業者に指導等**を行う。
- こうした事案については、**資源エネルギー庁のHP（なっとく！再生可能エネルギー）に事案についての情報提供フォームを設け、情報提供の内容に応じて各地方経済産業局や都道府県と情報共有**。

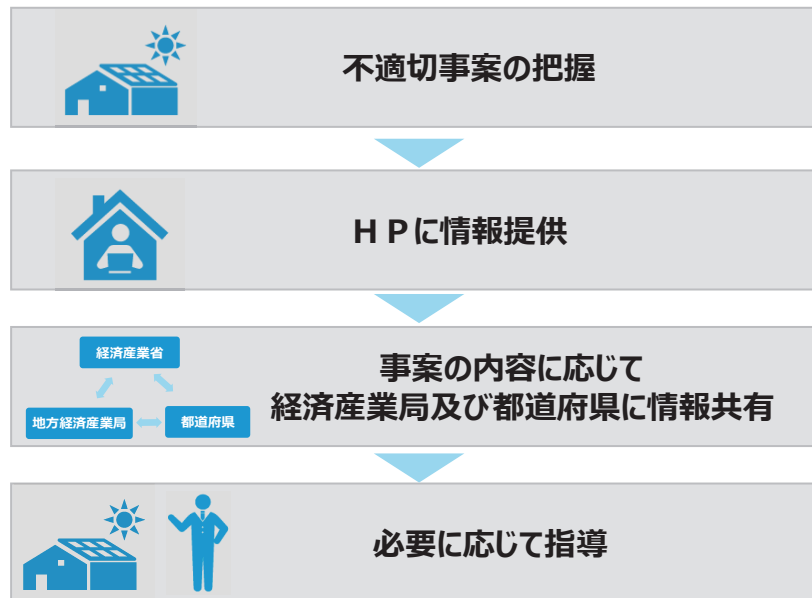
資源エネルギー庁HP なっとく！再生可能エネルギー



再生可能エネルギー事業の不適切事案に関する情報提供フォーム

再生可能エネルギー事業の不適切案件に関する情報提供フォーム

入力	入力内容確認	完了
再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入により、急速に再生可能エネルギーが普及する一方で、各地域でトラブルが発生する事案が増えています。そこで、経済産業省では、そのような事案に対しては、関係行政機関と連携しながら、固定価格買取制度や関係法令等に基づいて、事実関係を把握した上で、適切に事案を処理するための、必要に応じて発電事業者に対して指導等を行うべく、事案についての情報提供を求めています。この調査が実施されている事案は、以下のフォームにより情報提供をお願いします。 ※ 情報をご提供いただく際は、下記のとおりにご記入ください。 ※ ご提供いただく情報については、発電設備の所在地、トラブルなどの内容をできる限り具体的に記入してください。 ※ 誤謬や重複による情報の提供はご遠慮ください。 ※ ご提供いただいた情報に基づき、必要に応じて関係府、地方自治体へ情報共有を行います。ただし、ご提供いただいた情報に対する個別の回答は原則として行わないこととしてご了承ください。		
所属団体名	㈱三重県エナジー・エナジー・エナジー株式会社 ※ 個人の方は、「個人」と記載ください。	
お名前	田山 太郎	
フリガナ	田山 太郎	
Eメールアドレス	example@example.com (必須)	



(参考) 地方自治体等向け情報閲覧ページについて

- 資源エネルギー庁が保有する F I T等認定情報や各自治体で制定している再エネ関係の条例 に関して、「地方自治体等向け情報閲覧ページ」において情報提供しており、2023年9月末時点で、**878自治体が登録済み**。
- これまで、1 自治体あたり 1 IDとしていたところ、関係法令違反に対して速やかな対応を行うことを目的に、本年7月末より、**1 自治体あたり最大で15 IDまで付与**することとした。
- 今後、各自治体組織内において、エネルギー政策部局のみならず、関係法令を所掌する部局における利活用を促していく。

再生可能エネルギー電子申請    

[ログアウト](#)

 マイページ

情報検索

利用者情報

操作マニュアル

メニュー

サービス提供開始時期

2018年7月26日...

設備申請情報検索



2018年7月26日...

認定設備情報検索



2021年8月23日...

再エネ条例検索



2021年9月7日 ...

認定情報地図検索



2023年3月28日...

関係法令違反通報検索



2023年3月28日...

関係法令違反通報登録



2023年7月27日...

自組織ID登録状況確認



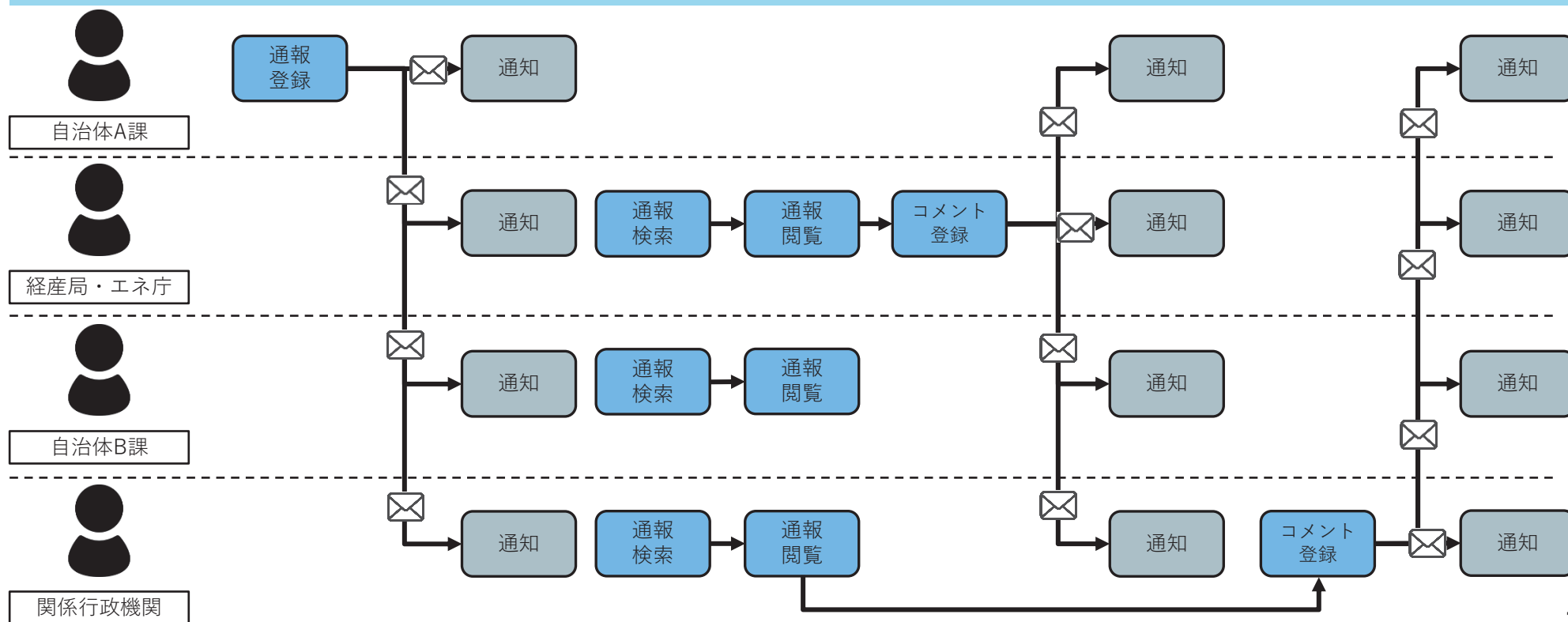
「設備申請情報検索」では、
閲覧日時においてシステムにて申請手続き中の設備申請情報を検索することができます。
※審査済みになった設備申請情報は検索できません。

「認定設備情報検索」では、
閲覧日時において既に認定され、システムへの登録が完了されている認定設備情報を検索することができます。

URL: <https://www.fit-portal.go.jp/local>

(参考) 自治体等関係行政機関向けの関係法令違反通報機能について

- 再エネ特措法では**関係法令遵守**を求めており、違反があった場合、自治体等の関係行政機関から通報を受け、再エネ特措法に基づく指導、改善命令、認定取消の手続を行うこととしているが、以下のような課題がある。
 - ① 関係行政機関と地方経産局との連携不足による、指導等の対応における初動の遅れ
 - ② 関係行政機関の間で、それぞれの許認可の状況を把握できない事
- 今回、自治体等の関係行政機関が法令違反事案を覚知した際、速やかに違反の解消を促す事を目的として、再エネ業務管理システムを活用し、違反に関する情報を**簡単に登録・コメントできるツールとして2023年3月より新たな運用を開始。**



(参考) 再生可能エネルギー自治体条例検索システム

- 全国の都道府県及び市区町村を対象に、再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例、規則、ガイドライン等（「条例等」という）の制定状況をアンケートにより把握し、その結果を自治体職員に限定して閲覧できるシステムを公開。
- 条例の名称、種別、制定目的のほか、自然環境や生活環境等との調和を図る観点からの手続きや立地規制を課す規定等の情報を収録しており、今後、新たに再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例等の策定や改訂を行う自治体の参考に供することを目的としている。

【本調査における「再エネ条例」について】

本調査における「再エネ条例」は、太陽光発電設備、または再生可能エネルギー発電設備の設置について、届出、協議、確認、同意、許可、認定、禁止等のいずれかの手続きや立地規制を課す条例を対象とし、単に立地の促進のみを規定する条例や、環境影響評価条例、環境保全・緑地保全等に関する条例、景観条例等において太陽光発電設備等の設置の規制を規定するものは対象外としている。

検索条件一覧

検索条件

- ▶ 都道府県
- ▶ 条例等の制定時期・公布
- ▶ 条例等の施行日
- ▶ 条例等の種別
- ▶ 再エネの種類
- ▶ 届出
- ▶ 届出等への処分等の種別
- ▶ 条例等の対象エリア
- ▶ 指導や助言・勧告等の規定の有無
- ▶ 命令の規定の有無
- ▶ 報告徴収に関する規定の有無
- ▶ 立入調査に関する規定
- ▶ 指導等や命令に従わない場合の公表に関する規定の有無
- ▶ 罰則に関する規定の有無と内容

検索結果のイメージ

都道府県	市区町村	条例等の名称等	条例等の制定時期・公布	条例等の施行日	条例等の種別		
					1. 再エネ条例	2. 再エネ関連条例	3. 規則
北海道	久遠郡せたな町	せたな町小型風力発電（20kw未満）施設建設に関するガイドライン	2018年03月01日	2018年03月01日			
北海道	磯谷郡蘭越町	蘭越町小型風力発電施設（20kw未満）設置に係わるガイドライン	2017年11月14日	2017年11月14日			
北海道	虻田郡ニセコ町	ニセコ町再生可能エネルギー事業の適切な促進に関する条例	2021年04月01日	2022年04月01日	○		
北海道	虻田郡京極町	再生可能エネルギー事業の実施に関するガイドライン	2022年12月06日				
北海道	古平郡古平町	古平町自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	2020年03月13日	2020年03月13日	○		
北海道	余市郡赤井川村	赤井川村再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン	2020年03月30日	2020年04月01日			
北海道	夕張郡長沼町	長沼町太陽光発電施設の設置に関する条例	2021年06月22日	2021年07月01日	○		
北海道	上川郡東神楽町	東神楽町再生可能エネルギー推進条例		2013年04月01日		○	
北海道	増毛郡増毛町	増毛町小型風力発電施設設置に係るガイドライン	2017年12月01日	2017年12月01日			
北海道	苫前郡苫前町	苫前町小型風力発電施設設置に関するガイドライン	2017年10月01日	2017年12月01日			
北海道	苫前郡羽幌町	羽幌町再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用に関する条例	2021年06月23日	2021年06月23日	○		

再生可能エネルギー事業規律強化事業

令和6年度予算案額 2.7億円＋事務費（新規）

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課
産業保安グループ電力安全課

事業の内容

事業目的

FIT制度等の導入を契機として、規模や属性も異なる様々な事業者による参入が急速に拡大してきた太陽光発電を中心に、安全面、防災面、景観や環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念は高まっている。これまで法令違反等が疑われる案件について発電指導者に適切な指導を行っているものの、未だ地域の懸念は払拭されていない。

そのため、改正再エネ特措法の施行により、事業規律強化に係る体制を構築し、適切な処分を行う等により、地域と共生した再生可能エネルギーの導入拡大を促進することを目的とする。

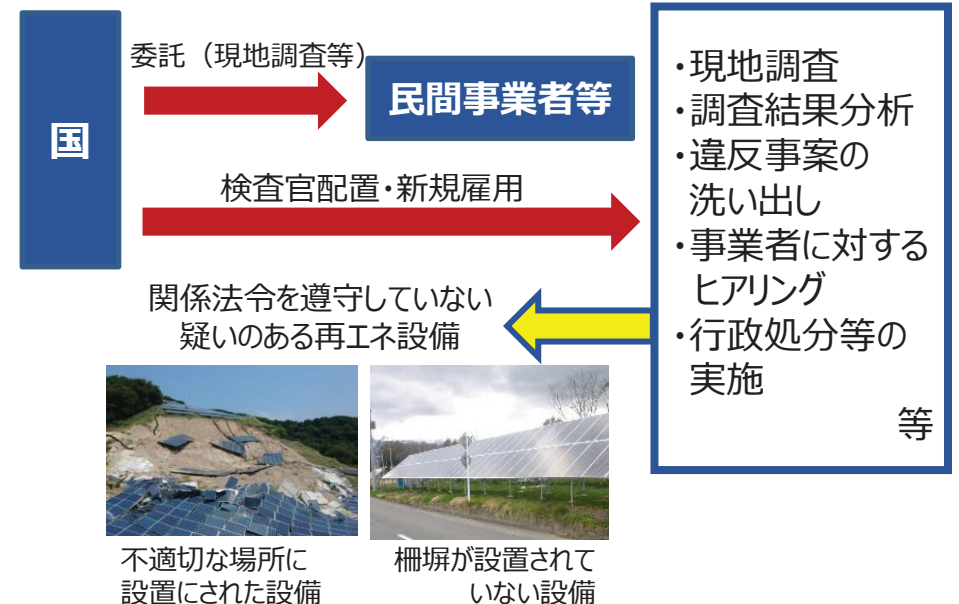
事業概要

地域と共生する再生可能エネルギーの導入実現のため、以下の取組を行う。

再生可能エネルギー発電設備の現地調査等を行い、把握した情報について、再エネ特措法に基づく認定計画の内容や条例を含む各種法令状況等と照合の上、調査分析し、再エネ特措法における事業規律違反や、関係法令違反が疑われる案件の洗い出しを行う。

現地調査等を通じて、違反の実態を確認の上、経産局、保安監督部、関係省庁、自治体に対しプッシュ型で情報提供を行い、関係法令の処分を行うとともに、再エネ特措法上のFIT/FIP交付金の一時停止などの処分を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

地域と共生する再生可能エネルギーの導入実現を目指す。

太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度の概要

- 太陽光発電設備の廃棄処理の責任は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等により、太陽光発電事業者等にある。
- FIT制度では、制度創設以来、調達価格等算定委員会において廃棄等費用を想定した上で調達価格を算定してきたが、積立実施事業者は2割以下。
- 2018年4月に事業計画策定ガイドラインを改定し、10kW以上の太陽光発電について廃棄等費用の積立てを遵守事項とするなどした。しかし、積立ての水準や時期は事業者の判断に委ねられており、適切な時期に必要な資金確保がされないのではとの懸念が残っていた。
- 廃棄等費用確保WGでの検討を踏まえ、2020年6月成立のエネルギー供給強靱化法による再エネ特措法の改正により、廃棄等費用の積立制度を措置した。
- 2022年7月に最も早い事業の積立てが開始するため、制度実施に向けた準備等を進めている。

太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度の概要

原則、源泉徴収的な外部積立て

- ◆ 対 象：10kW以上すべての太陽光発電（複数太陽光発電設備設置事業を含む。）の認定案件
- ◆ 金 額：調達価格/基準価格の算定において想定してきている廃棄等費用の水準
- ◆ 時 期：調達期間/交付期間の終了前10年間
- ◆ 取戻し条件：廃棄処理が確実に見込まれる資料の提出

※例外的に内部積立てを許容（長期安定発電の責任・能力、確実な資金確保）

認定失効制度について

- FIT制度導入以降、事業用太陽光のコストが急激に低減した一方、認定時の高い調達価格を維持したまま、運転が開始されない案件が大量に滞留。その結果、以下の課題が顕在化。
 - ✓ **国民負担の増大**：高額案件の稼働により国民負担が増大（一方、事業者の過剰利益に）
 - ✓ **コストダウンの停滞**：事業者は、未稼働高額案件の発掘・開発を優先
 - ✓ **系統容量の圧迫**：系統が押さえられていることにより、新規案件の開発が停滞
- こうした課題を解決すべく、これまで、早期の運転開始を担保するための**運転開始期限の設定**や、運転開始時点での事業コストを反映した**適正な調達価格の適用**など、累次の措置を講じてきた。
- 他方、なお未稼働の状態が長期間継続する案件が問題となっている状況に鑑み、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進捗が見られない案件について、**認定を失効する制度を導入**。

<失効期限日の設定について>

✓ **系統連系工事着工申込※¹を行っていない案件・・・運開期限※²の1年後に失効**

※1 認定事業者が送配電事業者に対して系統連系工事の申込みを行う手続き。農地法に基づく**農振除外・農転許可**、森林法に基づく**林地開発許可**を取得済であることを**提出要件**とする。

※2 認定日から運転開始期間（原則、太陽光：3年、風力：4年、地熱：4年、バイオマス：4年、水力：7年）が経過した日。2012～2018年度認定案件は、経過措置として、**2023年3月31日が失効期限**。

✓ **系統連系工事着工申込を行った案件・・・運転開始期限から、運転開始期間にあたる年数を猶予**

✓ **①環境影響評価の準備書に対する経済産業大臣勧告等又は②工事計画届出により、開発工事への本格着手が確認できた案件・・・大規模案件を対象とした例外的措置として、失効リスクを免除**

失効制度のイメージ

基本

改正法施行日後に
運開期限を迎えるケース

①原則



②原則



③例外



2012～17年度に認定を受けた太陽光以外の電源種については、2020年12月1日を起算点として、運転開始期限が設定されていることに留意。

経過措置

改正法施行日時点で
運開期限を超過しているケース

※太陽光発電の2019年3月31日までの認定が対象

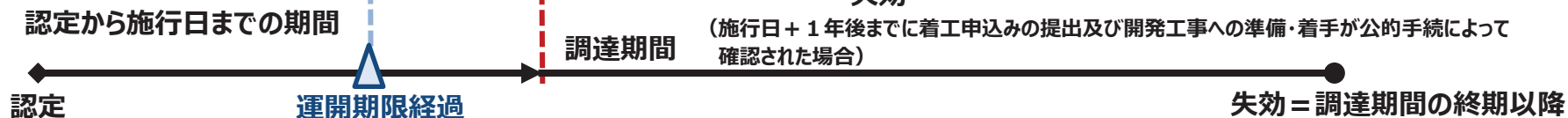
①原則



②原則



③例外



(参考) 太陽電池発電設備の柵塀設置の義務化

第28回産業構造審議会電力安全小委員会
(2023年2月) 資料 1 を加工

- 太陽電池発電設備は、光が当たると発電するため、破損し充電部が露出したパネルに光が当たった場合に、感電等のリスクが考えられる。また、屋外に設置され、無人で運転されているものが大半であり、公衆が容易に立入可能な施設形態もある。
- こうした現状を踏まえれば、小規模事業用電気工作物に該当する太陽電池発電設備について、原則、柵塀の設置義務を課すこととし、使用前自己確認の際、設置者自らが柵塀の設置を確認し、その結果を国に届け出ることを義務付けてはどうか。
- 他方、一般公衆の入退場が極めて限定的か、適切に施工・運転監視されている場合であって、柵塀の設置によって著しい支障が生じる場合（例えば、郊外で大型の農業機械を使用する営農型太陽電池発電設備や、建築基準法に基づき施設されたソーラーカーポートなど）には、人が充電部に容易に接触しないような措置を講じている場合に限り、例外を講じてはどうか。
- なお、風力発電設備は規模に関わらず、電気事業法上、柵塀の設置が既に義務付けられている。

<柵塀設置の規定の状況>



現状の電事法規定範囲



規定範囲の拡大案

	太陽光		風力	
	FIT・FIP認定	非FIT・FIP認定	FIT・FIP認定	非FIT・FIP認定
事業用電気工作物	● 電事法義務 ● 再エネ特措法ガイドライン	● 電事法義務	● 電事法義務 ● 再エネ特措法ガイドライン	● 電事法義務
小規模事業用電気工作物	電事法上の義務拡大 ● 再エネ特措法ガイドライン		● 電事法義務 ● 再エネ特措法ガイドライン	● 電事法義務

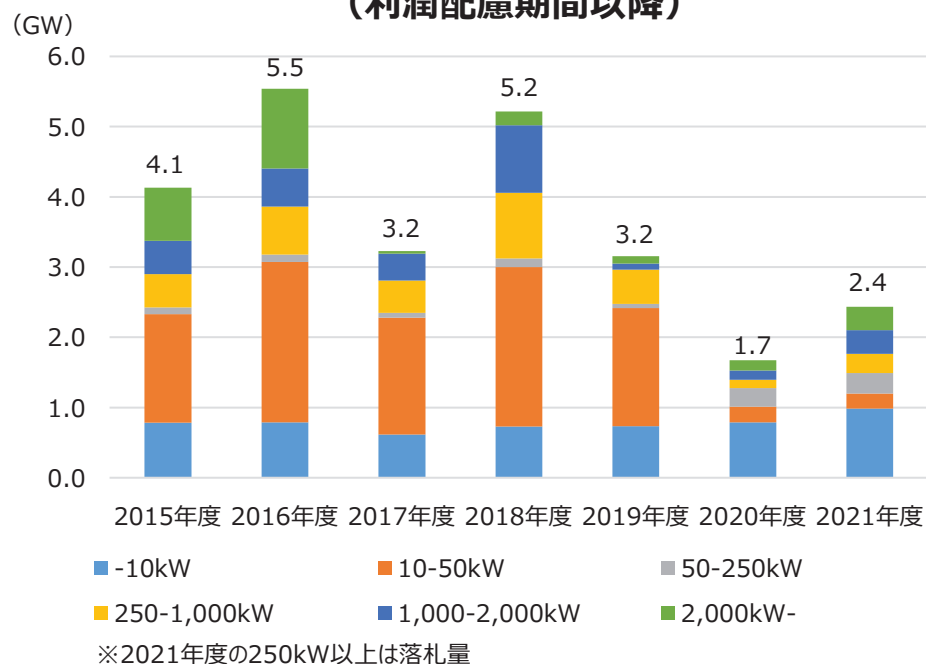
1. グリーン・トランスフォーメーション（GX）
2. 最近の電力動向
3. **「地域と共生した」再エネの最大限導入に向けて**
 - （1）事業規律の強化
 - （2）適地への最大限の導入**
 - （3）産業化
 - ・再エネ分野での産業・人材育成

適地への再エネ導入拡大

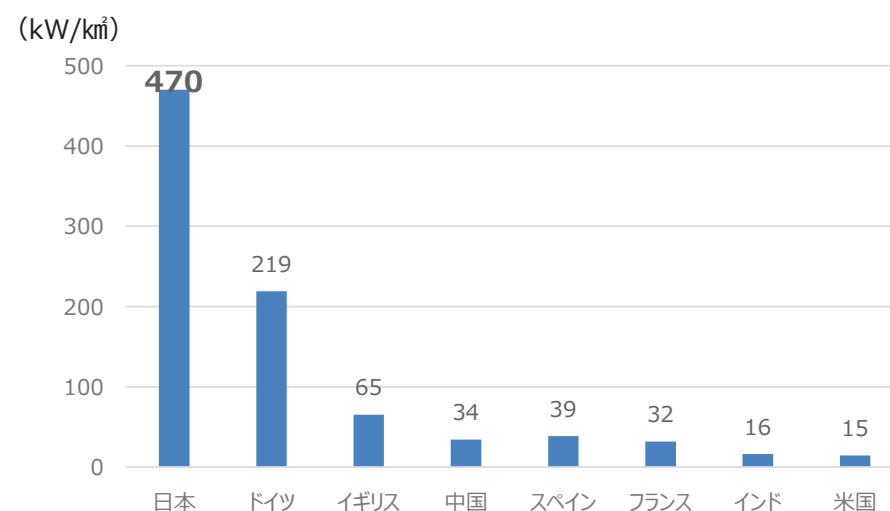
- 適地の減少等に伴い、認定容量は年々、縮小する傾向。特に、大規模案件や低圧案件の減少が顕著な状況。こうした状況の下、事業規律の確保を前提に、適地への再エネの最大限の導入が重要。
- こうした適地への再エネの最大限の導入に向け以下の取組を推進しているところ。
 - 公共施設等の屋根への太陽光発電設備の設置など、地域と共生した再エネの導入拡大
 - 次世代型太陽電池（ペロブスカイト等）の早期社会実装に向けた支援
 - 既設再エネの最大活用に向けた増出力・長期運転に向けたルールの見直し

第44回 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 資料1より抜粋

太陽光発電の規模別認定量の推移
(利潤配慮期間以降)



平地面積あたりの太陽光設備容量



(出典) 外務省HP (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>)、
Global Forest Resources Assessment 2020
(<http://www.fao.org/3/ca9825en/CA9825EN.pdf>)

IEA Market Report Series - Renewables 2020 (各国2019年度時点の発電量)、総合エネルギー統計(2020年度確報値)、FIT認定量等より作成

太陽光発電の屋根への導入拡大・自家消費モデル普及の促進

- 住宅や工場・倉庫などの建築物の屋根への導入など、あらゆる手段を講じていくことが必要。
- 住宅や工場・倉庫などの建築物への導入拡大に向けては、FIT制度・FIP制度において一定の集合住宅に係る地域活用要件の緩和や屋根への導入に係る入札免除や、ZEHに対する補助、初期費用を低減した太陽光発電の導入モデルの構築に向けた補助金等による導入を推進。
- また、事業用太陽光については、地上設置/屋根設置の設置形態毎にコスト動向を分析し、メリハリのついた導入支援を2023年度下半期から実施。

FIT・FIP制度（経産省）

- ✓ 住宅等に設置された太陽光発電で発電された電気を買取ることでより安定的な運営を支援。

【2023年度の買取価格】

- 住宅用（10kW未満） 16円/kWh（買取期間10年）
- **事業用ー地上設置**
 - （10-50kW） 10円/kWh（地域活用要件あり）
 - （50kW以上） 9.5円/kWh or 入札制
- **事業用ー屋根設置**
 - [上半期]（10-50kW） 10円/kWh（地域活用要件あり）
 - （50kW以上） 9.5円/kWh
 - [下半期]（10-50kW） 12円/kWh（地域活用要件あり）
 - （50kW以上） 12円/kWh

FIT・FIP制度での屋根設置案件特例（経産省）

- ✓ 建物（新築含む）への屋根設置の場合は**FIT・FIP入札を免除**。
- ✓ 集合住宅の屋根設置（10-20kW）については、配線図等から自家消費を行う構造が確認できれば、**30%以上の自家消費を実施しているものとみなし、導入促進**。

ZEHに対する支援（経産省・国交省・環境省）

- ✓ 3省連携により、ZEHの導入費用を補助（令和5年度当初予算案447.2億円の内数）。

オンサイトPPA等補助金（環境省・経産省連携事業）

- ✓ 工場等の屋根などに太陽光パネルを設置して自家消費する場合など、設備導入費用を補助。

補助額：太陽光パネル 4～5万円/kW

（戸建て住宅は7万円/kW）

予算額：R4第2次補正：90億円の内数

R5当初：42.6億円の内数

住宅ローン減税（国交省・環境省）

- ✓ 太陽光発電設備等を導入した認定低炭素住宅の新築等に対して、借入限度額の上乗せ措置を適用。

控除率：0.7%、控除期間：13年等

借入限度額：5000万円

※認定低炭素住宅の認定基準について、太陽光発電設備等の設置を要件化するなどの見直しを令和4年10月に実施

※現行省エネ基準に適合しない住宅の場合：3,000万円

省エネリフォーム税制（国交省・経産省）

- ✓ 自己居住用の住宅の省エネ改修を行った場合の所得税の税額控除について、太陽光発電設備を設置した場合、通常よりも最大10万円控除額を上乗せ。

(参考) 地域と共生した再エネの導入拡大①

地域と共生した再エネの導入拡大に向けては、屋根設置や需要家・自治体等と連携する形での導入拡大が重要。関係省庁で連携し、こうした案件の導入加速化に向けて取り組んでいく。

担当	施策	進捗状況および今後の方向性（案）
経産	FIT・FIP制度を通じた屋根設置の推進	2022年度から、<u>既築建物への屋根設置</u>の場合は、<u>FIT・FIP入札を免除</u>とし、導入を促進。 - 屋根設置の更なる導入に向けて、<u>設置の形態等に基づき、メリハリをつけて更なる導入促進策</u>を図るべく検討を進める。
経産	FIT制度における地域活用要件	2022年度から、<u>集合住宅の屋根設置</u>（10-20kW）については、配線図等から自家消費を行う構造が確認できれば、<u>30%以上の自家消費を実施しているものとみなし</u>、導入を促進。 <u>長期安定的な事業運営</u>に向けて、<u>地域共生・地域活用を適切に担保するとの要件趣旨</u>や<u>事業規律の強化に向けた議論の進捗</u>等をふまえつつ、<u>温対法に基づく促進区域制度との連携等の検討</u>を進める。
経産	需要家主導による再エネ導入の促進	- 需要家主導による太陽光発電導入促進補助金により、令和3年度補正予算で<u>計19件・94MW</u>（今年度内の運転開始予定）、令和4年度当初予算で<u>計21件・115MW</u>（来年度末までの運転開始予定）の事業を採択。 - 令和4年度第2次補正予算で<u>255億円</u>を措置し、需要家主導型太陽光発電等の更なる導入支援を進めていく。

(参考) 地域と共生した再エネの導入拡大②

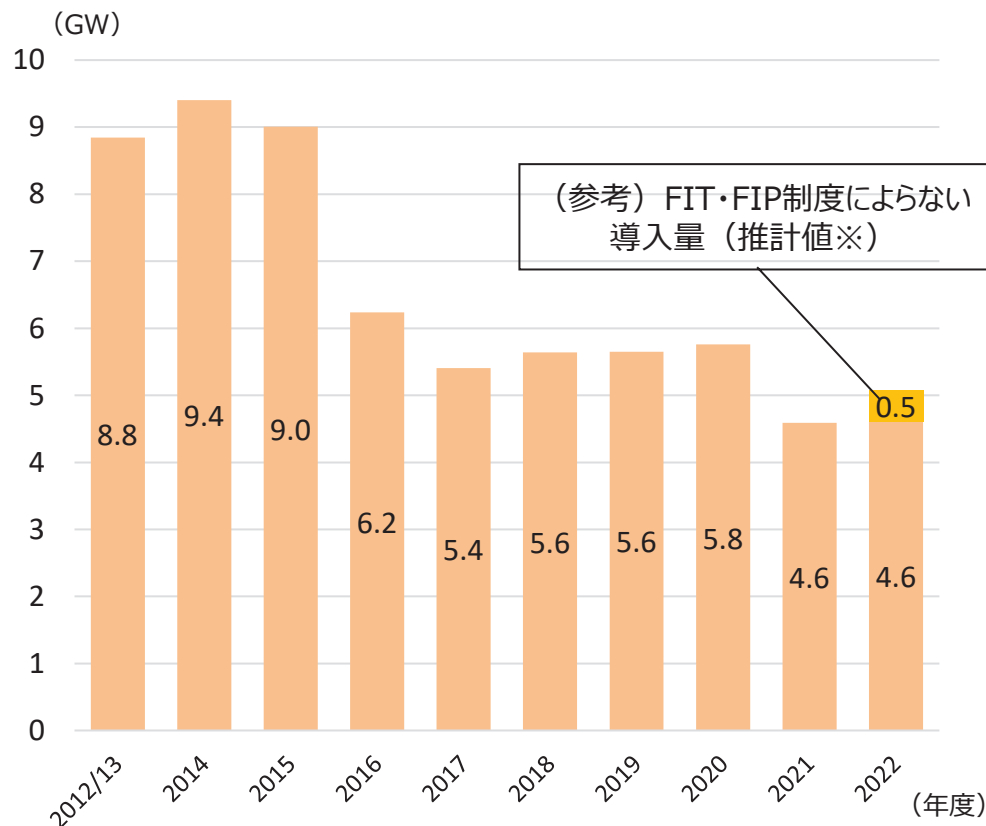
担当	施策	進捗状況および今後の方向性（案）
環境	温対法に基づく地域脱炭素化促進事業制度等による再エネ導入の促進	・ 温対法に基づき、市町村が再エネ促進区域や再エネ事業に求める環境保全・地域貢献の取組を自らの計画に位置付け、適合する事業計画を認定する仕組み（地域脱炭素化促進事業制度）が本年4月から施行。 ・ 本年7月に長野県箕輪町が、10月に神奈川県小田原市がそれぞれ促進区域を設定。また、約25市町村が促進区域の設定を検討しているところ。
環境	自家消費型太陽光の導入促進	・ 民間企業におけるPPAモデルを含む自家消費型太陽光発電等の導入を加速するため、補助事業を実施。令和3年度から現時点までに、屋根太陽光を計356MW、駐車場太陽光を計24MWを採択。 ・ 令和4年度2次補正予算で、90億円を措置し、自家消費型太陽光発電等の更なる導入支援を進めていく。
環境	公共部門の率先実行	・ 2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す旨が政府実行計画に明記され、地方公共団体へも準じた取組を求めているところ。 ・ 公共施設の太陽光発電について、各省庁や地方公共団体の協力等を得つつ、毎年度の調査を通じて導入実績の把握を行い、2023年度上期を目途に施設種別の導入目標の設定を進める。
国交	建築物省エネ法による再エネ導入の促進	・ 本年6月に改正建築物省エネ法が成立。改正法に基づき、市町村の設定する促進区域内において、再エネ設備の設置に対する形態規制の特例や、建築士から建築主に対する導入効果等の説明義務制度を通じて再エネ導入を促進。
国交	空港の再エネ拠点化の推進	・ 本年6月に航空脱炭素化に係る改正航空法等が成立。国交大臣の認定を受けた空港脱炭素化推進計画に係る再エネ事業等については、国有財産法の特例（行政財産の長期貸付）等を措置。 ・ 空港全体として2030年度までに230万kW再エネ導入という目標を踏まえつつ、各空港において空港脱炭素化推進計画を今後策定する予定。
農水	農山漁村再エネ法に基づく再エネ導入の促進	・ 農山漁村再エネ法に基づき、農山漁村の活性化に関する方針、再エネ発電設備の整備を促進する区域、農林地の効率的利用の確保等、農林漁業の健全な発展に資する取組について、当該市町村の関係者による協議を行い、市町村が基本計画を策定する取組を推進する。（令和3年3月末74件）

(参考) FIT・FIP制度によらない導入量の捕捉（容量（kW））

第52回再エネ大量導入・次世代電力NW小委員会
(2023年6月) 資料1を抜粋

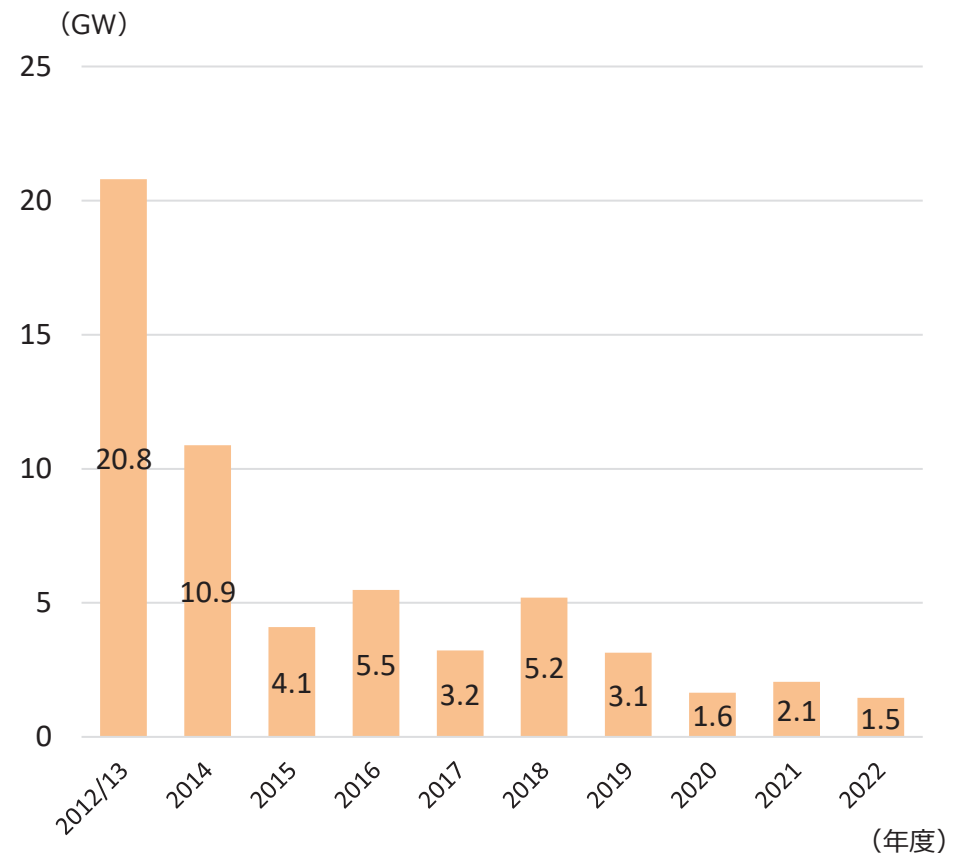
- 太陽光発電は、直近では、**5 GW/年程度の追加導入**が見られる。
- 足下の2022年度の導入量の特徴として、系統接続済容量を踏まえてFIT/FIP制度によらない導入量を推計したところ、**0.5GWのFIT/FIP制度によらない追加導入**が確認された。

【太陽光発電の導入量推移】



※ FIT/FIP制度によらない太陽光発電の導入量の推計方法については、次ページ参照。
 ※ 2022年度末時点におけるFIT/FIP認定量及び導入量は速報値。
 ※ 入札制度における落札案件は落札年度の認定量として計上。

【（参考）太陽光発電の認定量推移】



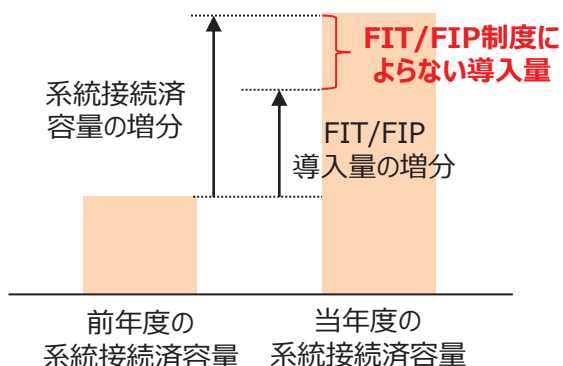
(参考) FIT/FIP制度以外の再エネ電源の捕捉

第52回再エネ大量導入・次世代電力NW小委員会
(2023年6月) 資料1を抜粋

- 今後、FIT/FIP制度によらない再エネ電源の導入が増加すると見込まれる中で、電力需給の把握の観点から、こうした電源の導入状況の捕捉が重要な課題となっている。
- 現在、一般送配電事業者から報告された系統接続済容量や省エネ法の定期報告を用いた捕捉に対応しているところであるが、さらに長期的な視点では、より効率的・効果的な捕捉方法の検討が必要。

今回のフォローアップでの 推計方法

- 一般送配電事業者から報告のあった電源種別の系統接続済容量 (kW)を基に推計。
- 太陽光発電の系統接続済容量の過去1年間の増分から、太陽光発電のFIT/FIP導入量の過去1年間の増分を差し引くことで、FIT/FIP制度外の導入量 (kW)を推計。



今後の推計の精緻化 (現在対応中)

- 系統接続済容量に対応する系統逆潮流量 (kWh)を、一般送配電事業者の電気事業法上の定期報告の内容に追加。今年度からこうしたデータを報告いただく。本データも活用しつつ、FIT/FIP制度によらない再エネ導入 (kWh)を推計する方法の検討を進めていく。
- また、省エネ法の定期報告様式を改正。2024年度以降の報告では、太陽光等の再エネの自家消費量の報告を求めている。これにより、大規模需要家の再エネの自家消費量についても捕捉が可能となるため、こうしたデータの活用検討も進めていく。

省エネ法の定期報告様式の改正による追加事項

- 電気事業者からの非化石電気を買電量 (kWh)
- オフサイト型PPA (FIT/FIP認定等) による買電量 (kWh)
- 自己託送による非化石電気を買電量 (kWh)
- 自家発電の太陽光等による電気の使用量 (kWh・kW)**
など

1. グリーン・トランスフォーメーション（GX）
2. 最近の電力動向
3. **「地域と共生した」再エネの最大限導入に向けて**
 - （1）事業規律の強化
 - （2）適地への最大限の導入
 - （3）産業化**
 - ・再エネ分野での産業・人材育成**

グリーンイノベーション基金「次世代型太陽電池の開発」(国費負担額：上限498億円)

- 太陽光の拡大には、立地制約の克服が鍵。ビル壁面等に設置可能な次世代型太陽電池（ペロブスカイト太陽電池）の開発が必要。
- 現在、日本は、ペロブスカイト太陽電池の開発でトップ集団に位置（世界最高の変換効率を記録）。一方で、欧米や中国等でも開発が急速に進展。
- 具体的には、研究開発段階から、製品化、生産体制等に係る基盤技術開発から実用化・実証事業まで一貫通貫で取り組み、2030年度までの市場形成を目指す。

<実用化に向けた流れと課題>

①実験室レベルでの技術開発

課題例：

- 高い性能（変換効率や耐久性）を実現する原料の組合せの探索

実験室内での超小面積サイズ



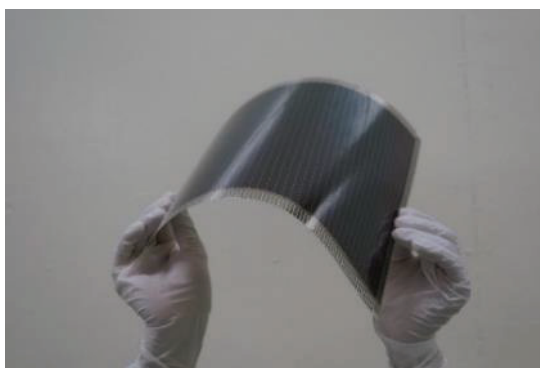
出典) 東京大学

②製品化に向けた大型化等

課題例：

- 大型化・量産を実現する製造技術の開発

実用化サイズの次世代型太陽電池の例



出典) 東芝

③ユーザーと連携した実証

課題例：

- 実際にビルの壁面等に設置し、性能評価、課題検証・改良を実施

ビル壁面等に太陽光パネルを設置した例



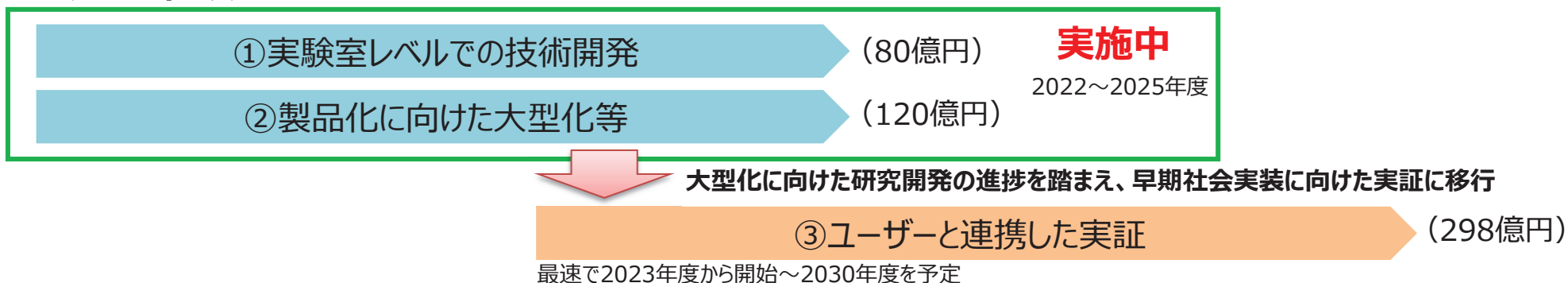
出典) 大成建設

研究開発目標：2030年度までに一定条件下（日照条件等）での発電コスト14円／kWh以下を達成 39

(参考) 次世代型太陽電池の社会実装に向けて

- ・ **軽量かつ高い性能（変換効率及び耐久性）**を満たすペロブスカイト太陽電池の社会実装を実現するため、グリーンイノベーション基金を活用した**実用化に必要な製造技術の確立を目指した支援を実施中**。
- ・ グリーンイノベーション基金を活用した研究開発に取り組む積水化学工業は、**一般供用施設における実証計画を世界で初めて公表**し、社会実装に向けた動きも加速。

グリーンイノベーション基金による開発の進捗状況 ＜実用化に向けた流れと課題＞

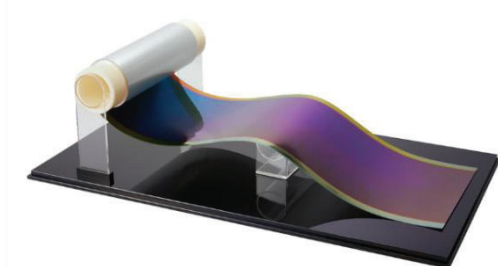


積水化学工業・JR西日本プレスリリース（2022年8月3日）

・積水化学工業は屋外耐久性10年相当を確認し、30cm幅のロールtoロール製造プロセスを構築。（発電効率15.0%）

・2025年に全面開業するJR西日本「うめきた（大阪）駅」広場部分にフィルム型ペロブスカイト太陽電池を設置。

※一般供用施設でのペロブスカイト太陽電池採用計画は**世界初**（JR西日本調べ）



ペロブスカイト太陽電池



JR西日本「うめきた（大阪）駅」イメージ図

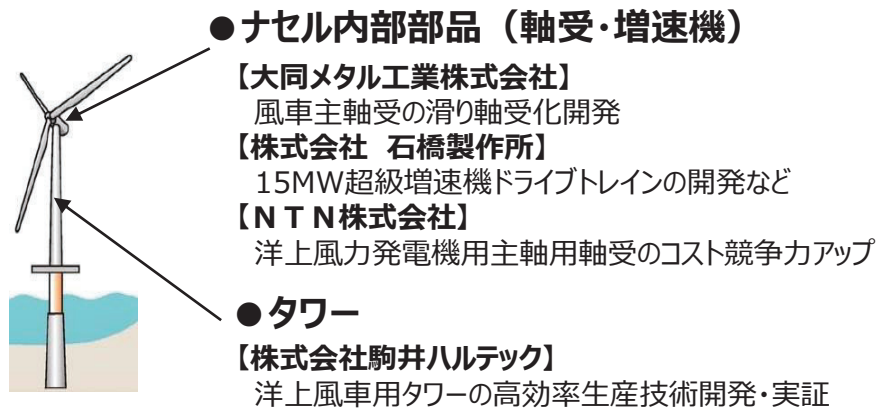


ロールtoロールによる製造

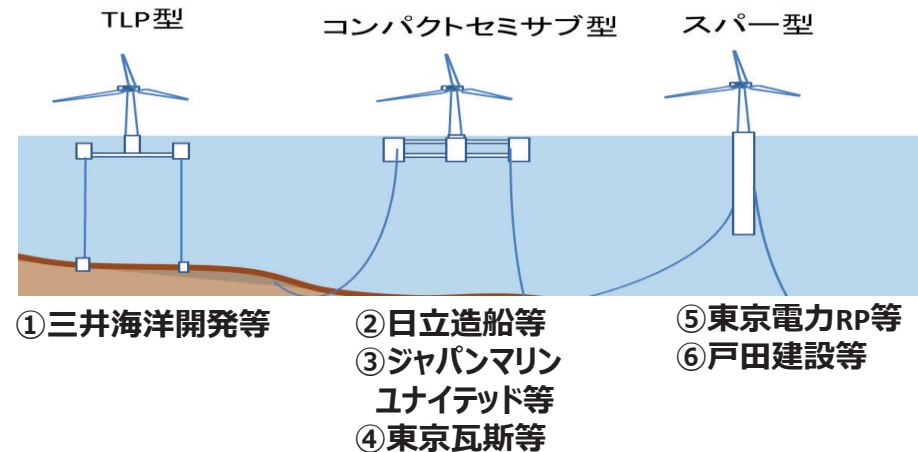
浮体式洋上風力の技術開発（グリーンイノベーション基金予算額：1195億円）

- まずは、2022年より台風、落雷等の気象条件やうねり等の海象条件等のアジア市場に適合し、また日本の強みを活かせる要素技術の開発を4分野において進めつつ（フェーズ1）、最速2023年度から②システム全体として関連要素技術を統合した実証を行う（フェーズ2）ことで、商用化につなげる。

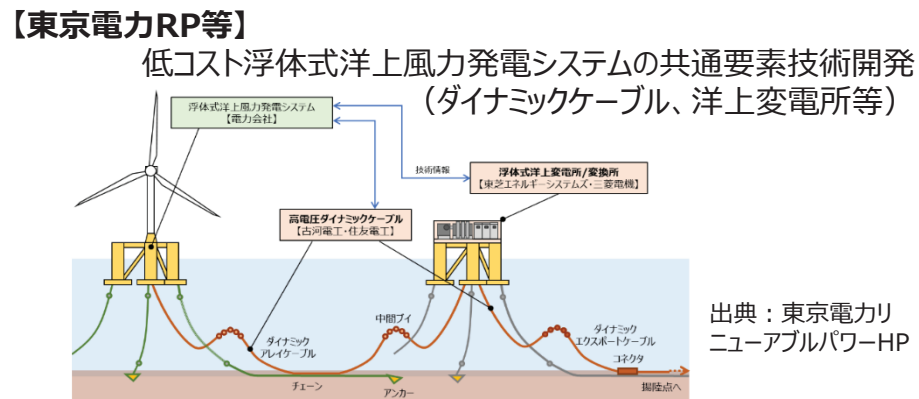
①次世代風車技術開発事業



②浮体式基礎製造・設置低コスト化技術開発事業



③洋上風力関連電気システム技術開発事業



④洋上風力運転保守高度化事業

【関西電力等】
ドローンを使った浮体式風車ブレードの革新的点検技術の開発
【古河電気工業等、東京汽船等の2者】
海底ケーブル敷設専用船(CLV)、風車建設・メンテナンス専用船(SOV)
【東京電力RP等、株式会社北拓、NTN、戸田建設の4者】
デジタル技術やAI技術による予防保全やメンテナンス高度化

フェーズ2：風車・浮体・ケーブル・係留等の一体設計を行い最速2023年から実証を行う（上限額850億円）

洋上風力サプライチェーンの全体像

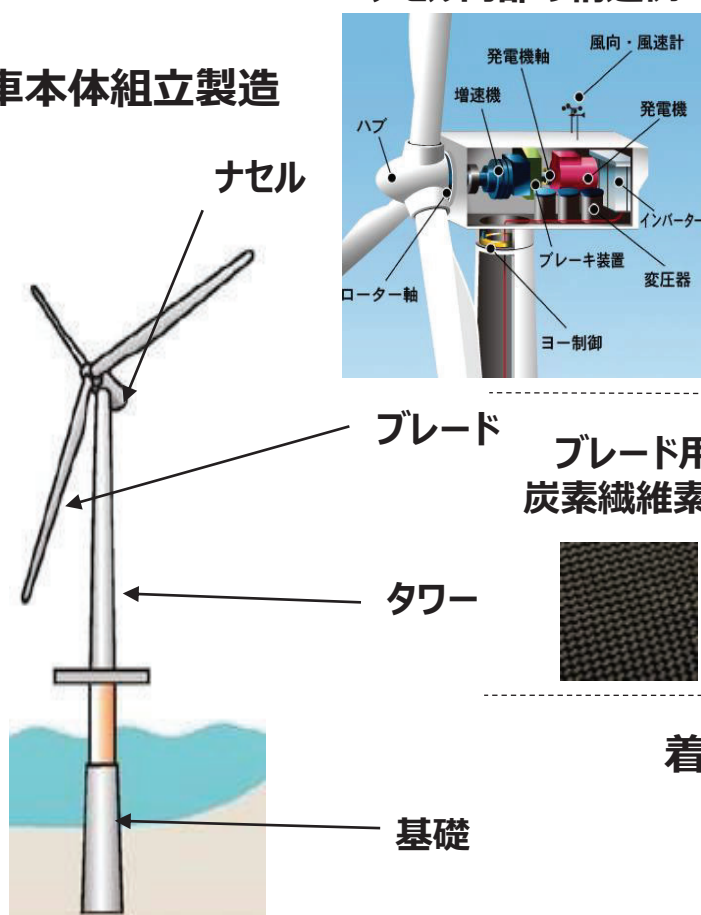
- 風力発電機器は、風車製造のみならず、基礎製造やO&Mを含めサプライチェーン全体で多くの関連部品があり、その数は約3万点にのぼる。

<洋上風力サプライチェーンのコスト構造（着床式の例）>

調査 開発 2.9%	風車製造 23.8%	基礎製造 6.7%	電気系統 7.7%	設置 15.5%	O&M 36.2%	撤去 7.2%
------------------	---------------	--------------	--------------	-------------	--------------	------------

ナセル内部の構造例

風車本体組立製造



発電機



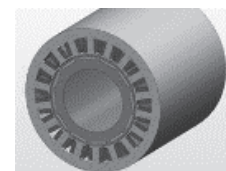
ベアリング



増速機



永久磁石

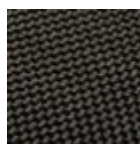


電力変換器



ブレード

ブレード用
炭素繊維素材



タワー



ケーブル



ボルト



着床式基礎

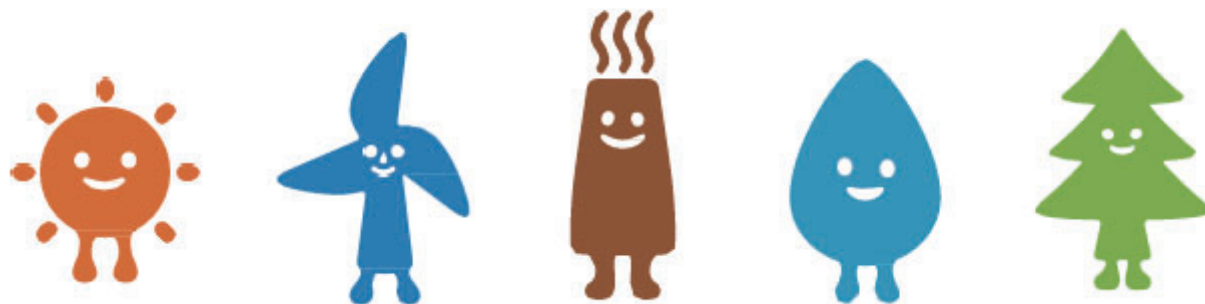


鋼材

浮体



ご清聴ありがとうございました





再生可能エネルギー地域共生促進税について ～地域と共生する再生可能エネルギーの推進を目指して～

宮城県環境生活部再生可能エネルギー室

本日の内容

1. 検討の背景、目的

- (1) 再エネ施設整備計画を巡る状況
- (2) 宮城県のこれまでの取組等

2. 再エネ地域共生促進税の概要

3. 温対法に基づく「促進区域」「地域脱炭素化促進事業」の認定等に係るガイドラインの概要

4. まとめ

1. 検討の背景、目的

(1) 再エネ施設整備計画を巡る状況

① 再エネ導入の必要性

➤ 国の動き

- ・ 2020年10月 「2050年カーボンニュートラル」を宣言
- ・ 2021年10月 「地球温暖化対策計画」改定
2030年度温室効果ガス46%削減（2013年度比）
- ・ 2021年10月 第6次エネルギー基本計画
再エネの電源構成比36－38%（2030年）

➤ 県の動き

- ・ 2023年3月 「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」を策定

再エネ導入目標を引き上げ、再エネの最大限導入や、地域と共生した取組の推進等を掲げ、その利用促進を図ることとしている。

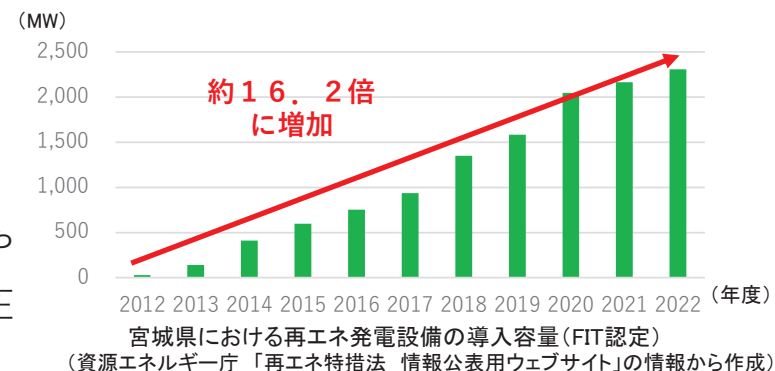


1. 検討の背景、目的

(1) 再エネ施設整備計画を巡る状況

② 再エネ導入による問題点等

FIT制度（再エネ電力を固定価格で一定期間買い取る制度）により、急速に再エネ導入が進んだが、土砂災害等の安全面の不安や、景観や環境への影響等をめぐる地元との調整における課題が全国各地で顕在化しており、県内でも反対運動等が起きている。



土砂災害の懸念(他県の例)



景観への影響(他県の例)



出典:2021年3月1日 資源エネルギー庁 総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(第25回)資料「今後の再生可能エネルギー政策について」

1. 検討の背景、目的

(2) 宮城県のこれまでの取組等

- ・ 令和 元年 9 月 再エネ施設の望ましい設置のあり方について検討開始
- ・ 令和 2 年 4 月 太陽光発電施設の設置等に関するガイドラインを策定
- ・ 令和 4 年 7 月 太陽光発電施設の設置等に関する条例の制定、環境影響評価条例の一部改正
反対要望の状況や、議会での議論の内容などを踏まえ、規制強化の可能性や新たな対策を引き続き検討

- 地域との共生が困難な事業であっても、法令に基づく許可基準を満たす場合は許可する必要がある、事業が実施可能となる。
- 地域住民の同意の義務化など、条例により過度な規制を行うことは、財産権との関係で慎重であるべき。
- 環境影響評価は、事業の実施を前提とした手続であり、知事意見等により森林開発の抑制を求めても、事業者の姿勢次第では、森林開発抑制にはつながらない。

再エネの最大限導入と、環境保全の両立を目指す新たな取組として、
再生可能エネルギー発電事業の地域との共生の促進に向けた税を導入

ポイント

再エネの規制策ではなく、再エネの地域共生の促進策

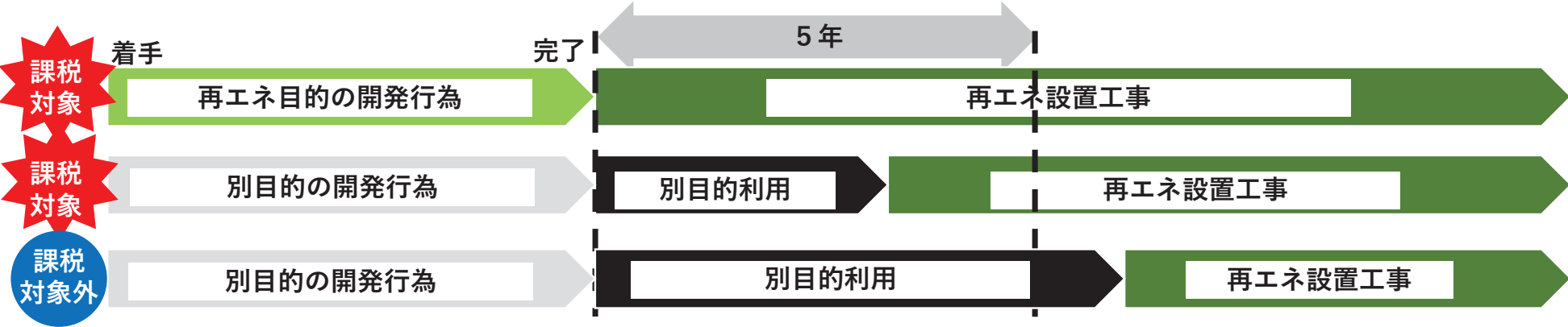
2. 再エネ地域共生促進税の概要

課税対象

【税条例の対象】

0.5ヘクタールを超える森林（国有林・地域森林計画対象民有林）における開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為）を行った区域において、開発行為の着手からその完了後5年を経過した日までに設置工事に着手したもの※であって、発電事業の用に供することができる太陽光・風力・バイオマス発電設備（宮城県内にその発電設備の全部または一部が所在するものに限る。）

※「開発行為の着手からその完了後5年を経過した日までに設置工事に着手したもの」が対象
⇒森林の開発完了後、5年以上別の目的で活用された土地に再エネ発電設備を設置する場合は課税対象外

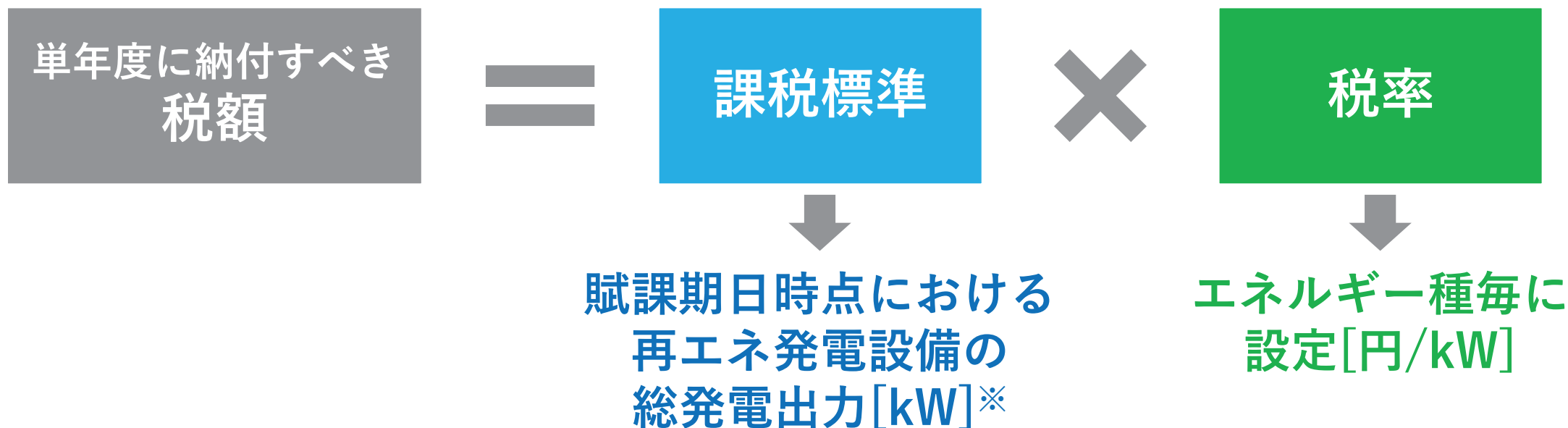


【納税義務者】

上記の発電設備の所有者

2. 再エネ地域共生促進税の概要

課税額の計算方法 ①課税標準、②税率



※再エネ発電設備又は附属設備が開発区域（森林）の内外にわたる場合などは、総発電出力を設置面積で按分して課税標準を算出

※賦課期日（毎年1月1日）時点での再エネ発電設備の所有者は、「どこにどのような設備を持っている」かを1月31日までに県税事務所に対し申告する。

2. 再エネ地域共生促進税の概要

課税額の計算方法 ②税率

➤太陽光・風力発電設備に係るFIT認定設備については、税抜調達価格（調達価格から消費税及び地方消費税の額に相当する額を除いた額）に応じて区分

●太陽光発電設備

FIT 価格等	10円未満 ※	10円以上 11円未満	11円以上 12円未満	12円以上 13円未満	13円以上 14円未満	14円以上 15円未満	15円以上 16円未満	16円以上 17円未満
税率 [円/kW]	620	760	1,050	1,340	1,630	1,920	2,210	2,500
FIT 価格等	17円以上 18円未満	18円以上 21円未満	21円以上 24円未満	24円以上 27円未満	27円以上 29円未満	29円以上 32円未満	32円以上 36円未満	36円以上
税率 [円/kW]	2,790	3,080	3,960	4,840	5,710	6,300	7,170	8,340

●風力発電設備

FIT 価格等	16円未満 ※	16円以上 17円未満	17円以上 18円未満	18円以上 19円未満	19円以上 20円未満	20円以上
税率 [円/kW]	2,470	2,920	3,380	3,830	4,290	4,740

※FIT制度による調達価格が
10円未満（太陽光）、
16円未満（風力）の場合に加え、
非FIT・FIPの発電設備を含む。

●バイオマス発電設備：税率 1,050円/kW

2. 再エネ地域共生促進税の概要

課税額の計算方法 ③計算例

単年度に納付すべき
税額

=

課税標準

×

税率

例：①非FITの太陽光発電設備（3MW）の場合

$$3,000[\text{kW}] \times 620[\text{円/kW}] = 186\text{万円/年}$$

②平成27年度にFIT認定を得た風力発電設備（10MW）の場合
調達価格…22円（税抜）

$$10,000[\text{kW}] \times 4,740[\text{円/kW}] = 4,740\text{万円/年}$$

③バイオマス発電設備（1.5MWで、開発区域内の再エネ発電設備等の設置面積が全体の1/2）
の場合

$$1,500[\text{kW}] \times \frac{1}{2} \times 1,050[\text{円/kW}] = 78\text{万}7,500\text{円/年}$$

2. 再エネ地域共生促進税の概要

課税対象とならない場合

【非課税となる再エネ発電設備】

- ① 国又は地方公共団体が所有するもの
- ② 国、地方公共団体又は土地開発公社により開発行為が行われた区域に設置されたもの
- ③ 太陽光を再生可能エネルギー源とするものであって、家屋（住家、店舗、工場等）の屋根等にパワーコンディショナを除く全部が設置されたもの
- ④ その全部が、**地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画**に基づき使用されるもの
- ⑤ その全部が、**農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に規定する認定設備整備計画**に基づき使用される場合のもの
- ⑥ ④、⑤に準ずるものとして市町村長が認め、知事が認定した事業計画に基づき使用されるもの

—— 地域と共生した再エネ事業 ——

※ 複数の市町村に事業区域がまたがり、片方の市町村でしか認定が得られない場合等は、非課税とはならず、総発電出力を設置面積で按分し、課税標準を算出

2. 再エネ地域共生促進税の概要

減免を受けられる場合

- 減免の対象：次に掲げる再エネ発電設備のうち、知事が必要と認めるもの
 - A) 賦課期日後に、【非課税となる再エネ発電設備】の④～⑥のいずれかに該当する（促進事業等として認定を受けた事業計画に基づき使用される再エネ発電設備）こととなったもの
 - B) 家屋（住家、店舗、工場等）が所在する開発区域内に設置された再エネ発電設備であって、発電により得られる電力を専ら当該家屋（住家、店舗、工場等）において消費するものとして知事が認定したもの
- 減免額：減免申請書の提出以降に納付期日がくる税額の全額

条例の施行日

- 令和5年7月19日から総務省との協議を実施、11月17日付けで総務大臣の同意を得た。
- **令和6年4月1日施行。**

2. 再エネ地域共生促進税の概要

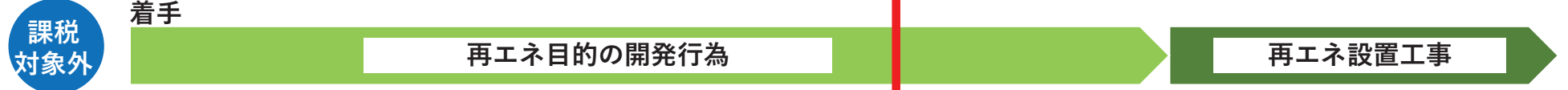
適用除外

適用除外となる再エネ発電設備

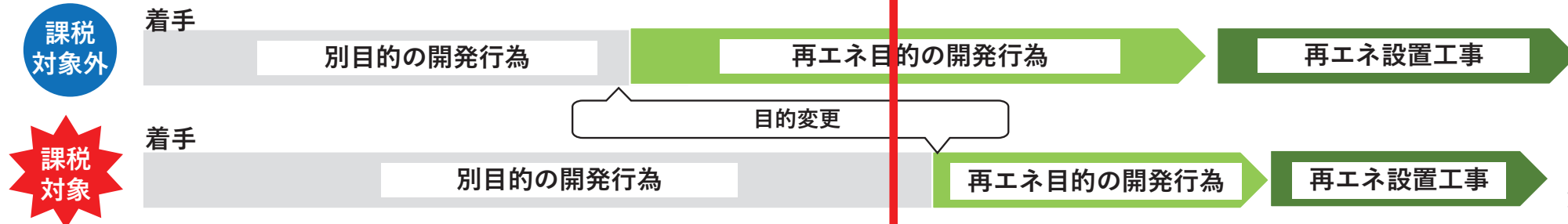
① 施行日前に開発区域において再エネ発電設備又は附属設備の設置工事に着手したもの



② 施行日前に再エネ発電設備又は附属設備の設置を目的とした開発行為に着手した開発区域に所在するもの



③ 施行日前に開発行為に着手し、かつ、施行日前にその目的が再エネ発電設備又は附属設備の設置に変更された開発区域に所在するもの



2. 再エネ地域共生促進税の概要

まとめ	
項目	内容
課税客体	0.5haを超える森林の開発行為 を行った区域内に設置し、発電事業の用に供することができる 太陽光発電・風力発電・バイオマス発電設備
納税義務者	課税客体となる再エネ発電設備の 所有者
課税標準	再エネ発電設備の 総発電出力 （kW）
税率	再エネ種別ごとに、FIT制度の調達価格に応じて※設定（円／kW） ※バイオマスを除く
非課税	地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業として市町村長の認定を受けた事業計画に基づき使用される再エネ発電設備 等
適用除外	施行日時点で、稼働済み及び着工済み（一部例外あり）の施設は課税対象外
条例の有効期間	5年（3～5年程度を目途に見直しを実施） ※再エネや環境保全を取り巻く社会情勢などは、大きく変動しうる。概ね3～5年程度を目途に、新税の役割や効果を再検証し、課税の在り方について見直しを検討する。
税収があった場合には、本税の趣旨から、再エネ発電施設の適地誘導や、地域の環境保全のための活動基盤の整備等への活用を想定	

3. 温対法に基づく「促進区域」「地域脱炭素化促進事業」の認定等に係るガイドラインの概要

再エネ地域共生促進税では、地域と共生した再エネ事業を促進するため、温対法に基づく地域脱炭素化促進事業等に使用する再エネ発電設備を非課税としている。

課題（市町村、事業者、審議会からの意見等）

- ・ 促進区域の設定に関する基準を示したり、市町村へのアドバイス、情報共有などを図ってほしい。
- ・ 地域と共生できていることをどのように判断するのか。地域の合意形成については、定量的に評価するのが難しい。
- ・ 具体的にこういった手続きを踏めば非課税になるというところを明確にすべき。
- ・ 市町村による促進区域等の設定は大変な業務であり、県の積極的な支援が必要ではないか。
- ・ 地域との合意形成に関する判断基準やガイドライン等があれば画期的である。



意見等を踏まえ対応策を検討

対応策

県が、『地球温暖化対策推進法に基づく「促進区域」の設定、「地域脱炭素化促進事業」の認定等に係るガイドライン（地域の合意形成・地域の理解関係）』を策定し、円滑に促進区域の設定、促進事業、「準ずる事業」の認定等が進むよう取り組むこととした。

3. 温対法に基づく「促進区域」「地域脱炭素化促進事業」の認定等に係るガイドラインの概要

【策定にあたっての基本的な考え方】

- 市町村、事業者双方にとっての「よりどころ」となるものとして定める
- 主に「事業提案型」による促進区域の設定を含む地域脱炭素化促進事業計画や「準ずる事業」の認定を想定して定める
- 国の策定・実施マニュアル等が整備済みのため、主に「地域の合意形成」の方法について定める
- 県は市町村の状況に応じて伴走型により支援する

【策定のスケジュール】

- 令和5年5月 ガイドライン（骨子案）公表
- 令和5年7月 ガイドライン（案）公表
- 令和5年9月 ガイドライン第一版策定

市町村、事業者、環境省、有識者などに説明し、いただいた御意見等を反映

→継続的に市町村を伴走型で支援し、得られた知見等を踏まえ、適宜ガイドラインを見直していく

3. 温対法に基づく「促進区域」「地域脱炭素化促進事業」の認定等に係るガイドラインの概要

ガイドラインの構成

【本編】

- 1 ガイドライン策定の背景・趣旨等
- 2 ガイドラインの役割等
- 3 地域の合意形成等に係る基本的な考え方
- 4 地域の合意形成等・事業認定等の進め方
- 5 協議会の設置の手順・運営方法等
- 6 「広域的ゾーニング型」で促進区域を設定する場合の手順等
- 7 環境影響評価と促進事業等の認定との関係

【様式・参考資料編】

- ・ 協議等に係る様式（地域脱炭素化促進事業等計画書兼認定判断シートを含む）
- ・ 市町村担当部署一覧
- ・ 地域協議会規約例

3. 温対法に基づく「促進区域」「地域脱炭素化促進事業」の認定等に係るガイドラインの概要

【本編】 3 地域の合意形成等に係る基本的な考え方

- (1) 関係者間の信頼関係のもとに議論を進めること
- (2) 感情的な対立を避け、可能な限り客観的なデータ等に基づいて議論すること
- (3) 地域の考え方を尊重すること
- (4) 前提条件を踏まえ議論すること
 - ① 再エネを最大限導入することは必要であること
 - ② 再エネ発電設備の導入には、「地域との共生」が必要であること
 - ③ 促進事業等は、地域に貢献すべきものであること
 - ④ 促進事業等は、「まちづくりの一環」として取り組まれるべきものであること
 - ⑤ 財産権等の権利を尊重すること
 - ⑥ 協議会で協議されるのは、再エネ発電設備の設置の可否ではなく地域脱炭素化促進事業等と認定できるか否かであること

3. 温対法に基づく「促進区域」「地域脱炭素化促進事業」の認定等に係るガイドラインの概要

【本編】5 協議会の設置の手順・運営方法等

認定要件等と「決議において最も意見を尊重すべき構成員」

※市町村が地方公共団体実行計画（区域施策編）策定済みで、方針を定めている場合

番号	協議すべき認定要件等	決議において最も意見を尊重すべき構成員
1	地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容	地域住民、産業団体、（市町村※）
2	地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施する取組に関する事項の内容	－
（1）	地域の環境の保全のための取組の内容	地域住民、産業団体、（市町村※）
（2）	地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の内容	産業団体、（市町村※）
3	地域脱炭素化促進施設周辺の現状及び設置等に伴う影響と対策等	－
4	廃棄物・発生土の処理等に係る考え方	市町村、行政機関
5	事業終了後の対応	地域住民
6	地方公共団体実行計画等への適合状況	市町村
7	地域脱炭素化促進事業の円滑かつ確実な実施	－
8	関係法令に規定する認可基準等への適合状況等	－
9	地域の合意形成・地域の理解の状況	地域住民、産業団体
10	総合判定	－

4. まとめ

ポイント

- 再エネ地域共生促進税は、**再エネの抑制を目的としているのではなく、地域と共生した事業を非課税とすることで、再エネの地域共生を促進することを目的としている。**
- 県としては、本税を適切に運用するとともに、**ガイドラインの運用**をはじめ、合意形成に向けた**地域協議会の運営に関する助言、運営費用の助成**など、**伴走型の支援**によって、地域と共生する再生可能エネルギーの導入促進に取り組んでいくこととしている。
- 税条例の条文やガイドラインのダウンロードはこちら（県HP）
https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/saisei/kyousei_tax.html

御清聴ありがとうございました。

地方自治体等向け情報閲覧ページ について

令和6年2月
資源エネルギー庁

「地方自治体等向け情報閲覧ページ」について

- 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入により、急速に再生可能エネルギーが普及する一方で、**各地域でトラブルが発生する事案が増加**。
- こうした事案については、**関係行政機関と連携しながら**、固定価格買取制度や関係法令等に基づいて、**事実関係を把握**した上で、**不適切な案件については、必要に応じて発電事業者に指導等**を行う。
- そのため、資源エネルギー庁では保有する**F I T等認定情報や各自治体で制定している再エネ関係の条例**に関して、「地方自治体等向け情報閲覧ページ」を通じて**情報提供**しており、2023年9月末時点で、**878自治体が登録済み**。当該サービスは、自治体等職員のみ登録可能であり、**エネルギー政策部局のみならず、関係法令を所掌する部局における利活用を目的に1自治体あたり最大15 ID付与が可能**となっている。
- また、当該システムでは、自治体等の関係行政機関が法令違反事案を覚知した際、違反に関する情報を**簡単に登録・コメントできるツールとして2023年3月より新たな運用を開始**しており、情報提供の内容に応じて**各地方経済産業局や都道府県と情報共有を図る**ことで速やかな違反の解消に取り組んでいる。

URL: <https://www.fit-portal.go.jp/local>



「地方自治体等向け情報閲覧ページ」

再生可能エネルギー電子申請  [ログアウト](#)

 マイページ	情報検索	利用者情報	操作マニュアル
---	------	-------	---------

メニュー

設備申請情報検索 >	「設備申請情報検索」では、閲覧日時においてシステムにて申請手続き中の設備申請情報を検索することができます。 ※審査済みになった設備申請情報は検索できません。
認定設備情報検索 >	「認定設備情報検索」では、閲覧日時において既に認定され、システムへの登録が完了されている認定設備情報を検索することができます。
再エネ条例検索 >	
認定情報地図検索 >	
関係法令違反通報検索 >	
関係法令違反通報登録 >	
自組織ID登録状況確認 >	

新規登録について

- 新規登録については、下記赤枠から登録が可能です。（詳細はマニュアル参照）

FIT制度・FIP制度 

再生可能エネルギー電子申請

地方自治体等向け情報閲覧ページ

ログイン

地方自治体用のログインページです。
ログインIDをお持ちでない場合は、新規登録よりご登録ください。

ログインID	abcd1234
パスワード	パスワードを忘れた方はこちら

対応ブラウザ : Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari

ログイン ▶

地方自治体の方のよくあるお問い合わせはこちら [よくあるご質問へ](#)
※新規登録時のよくあるご質問も記載しておりますので、登録前にもご参照ください。

地方自治体用ユーザはこちらから登録ができます。 [新規登録へ](#)

地方自治体の方のお問い合わせはこちら [お問い合わせへ](#)

マニュアル

[地方自治体等向け情報閲覧システム用操作マニュアル](#)

設備申請情報検索

- 設備申請情報の検索・参照ができる機能です。
- 検索できる対象は代表地番の設置場所が利用申請時に指定する閲覧範囲のみとなります。

再生可能エネルギー電子申請

マイページ

メニュー

設備申請情報検索

認定設備情報検索

再エネ条例検索

認定情報地図検索

地域連絡会動画

設備申請種別

すべて

申請状態

すべて

申請到達日

2017/04/01

~

2017/04/01

運転開始日（又は予定日）

2017/04/01

~

2017/04/01

発電設備の出力（kW）※

~

検索

532件中1件~50件まで表示

<< < 1 2 3 4 5 > >>

No	☐	申請ID ↑	事業者名	発電設備の区分	出力区分	設備申請種別	申請状態		
1	☐	****	****	太陽光	10kW未満	新規認定申請	設置者承諾待ち	東京都羽	閲覧
2	☐	****	****	太陽光	10kW未満	新規認定申請	設置者承諾待ち	東京都世	閲覧

設備申請閲覧

申請情報

申請状態

差戻し

初回申請日（承諾日）

2018年04月10日

申請内容に対するコメント

不認定理由

設備区分

発電設備区分

太陽光
10kW未満（太陽光発電設備のみ）

認定設備情報検索

- 認定設備情報の検索・参照ができる機能です。
- 検索対象は設置場所の代表地番が閲覧範囲に含まれるもののみとなります。

再生可能エネルギー電子申請

マイページ

メニュー

設備申請情報検索 >

認定設備情報検索 >

再エネ条例検索 >

認定情報地図検索 >

地域連絡会動画 >

認定日 2017/04/01 ~ 2017/05/01 変更認定日 2017/04/01 ~ 2017/05/01

認定状態 すべて 廃止日 2017/04/01 ~ 2017/05/01

検索 CSV出力 (選択データ) CSV出力 (結果全件)

3,526件中1件~100件まで表示

No	☐	設備ID ↑	事業者名	発電設備の区分	出力区分	認定状態	発電設備の設置場所	
1	☐	AI63649C13	旭化成ホームズ株式会社	太陽光	10kW未満 (太陽光発電設備のみ)	認定中	東京都三鷹市井の頭5-7-39	閲覧

認定設備閲覧

認定情報

設備ID	SI63036C13
認定申請の認定日	2018年04月20日

設備区分

発電設備区分	太陽光 10kW未満 (太陽光発電設備のみ)
--------	---------------------------

再エネ条例検索

- 全国の都道府県及び市区町村を対象に、再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例、規則、ガイドライン等（「条例等」という）の制定状況をアンケートにより把握した結果を閲覧することができる機能です。

再生可能エネルギー電子申請

マイページ

メニュー

設備申請情報検索 >

認定設備情報検索 >

再エネ条例検索 >

認定情報地図検索 >

地域連絡会動画 >

概要

1. 目的
全国の都道府県及び市区町村を対象に、再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例、規則、ガイドライン等（「条例等」という）の制定状況をアンケートにより把握し、その結果を閲覧できるようにした。
条例の名称、種別、制定目的のほか、自然環境や生活環境等との調和を図る観点からの手続きや立地規制を課す規定等の情報を収録しており、今後、新たに再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例等の策定や改訂を行う自治体の参考にするのを目的としている。

2. 調査実施時点
2021年1月下旬～2月下旬

3. 本調査における「再エネ条例」について
本調査における「再エネ条例」は、太陽光発電設備、または再生可能エネルギー発電設備の設置について、届出、協議、確認、同意、許可、認定、禁止等のいずれかの手続や立地規制を課す条例を対象とし、単に立地の促進のみを規定する条例や、環境影響評価条例、環境保全・緑地保全等に関する条例、景観条例等において太陽光発電設備等の設置の規制を規定するものは対象外としている。

4. 利用にあたって（著作権）
掲載されているデータの全部又は一部を私的に営業目的等に利用することを禁じます。

以上

検索条件

▼ 都道府県

☒ すべて ☐ 北海道 ☐ 青森県 ☐ 岩手県 ☐ 宮城県 ☐ 秋田県 ☐ 山形県 ☐ 福島県 ☐ 茨城県 ☐ 栃木県 ☐ 群馬県 ☐ 埼玉県 ☐ 千葉県 ☐ 東京都 ☐ 神奈川県 ☐ 新潟県 ☐ 富山県 ☐ 石川県 ☐ 福井県 ☐ 山梨県 ☐ 長野県 ☐ 岐阜県 ☐ 静岡県 ☐ 愛知県 ☐ 三重県 ☐ 滋賀県 ☐ 京都府 ☐ 大阪府 ☐ 兵庫県 ☐ 奈良県 ☐ 和歌山県 ☐ 鳥取県 ☐ 島根県 ☐ 岡山県 ☐ 広島県 ☐ 山口県 ☐ 徳島県 ☐ 香川県 ☐ 愛媛県 ☐ 高知県 ☐ 福岡県 ☐ 佐賀県 ☐ 長崎県 ☐ 熊本県 ☐ 大分県 ☐ 宮崎県 ☐ 鹿児島県 ☐ 沖縄県

▶ 条例等の種別

▶ 再エネの種類

検索結果

3件中1件～3件まで表示

都道府県	市区町村	条例等の名称等	条例等の種別					
			1. 再エネ条例	2. 再エネ関連条例	3. 規則	4. 要綱（ガイドライン）	5. その他（要項、指針、マニュアル、規則、配慮など）	
青森県		青森県環境影響評価条例		○				1
青森県		青森県立自然公園条例		○				
青森県		青森県景観条例		○				

認定情報地図検索

- 認定設備情報を地図上にマッピングされた状態で確認することができる機能です。
- 対象は太陽光20kW以上または太陽光以外の認定情報です。公表情報をベースにしているため、利用申請時に指定する閲覧範囲に関わらず全国の認定情報を検索することができます。

再生可能エネルギー電子申請

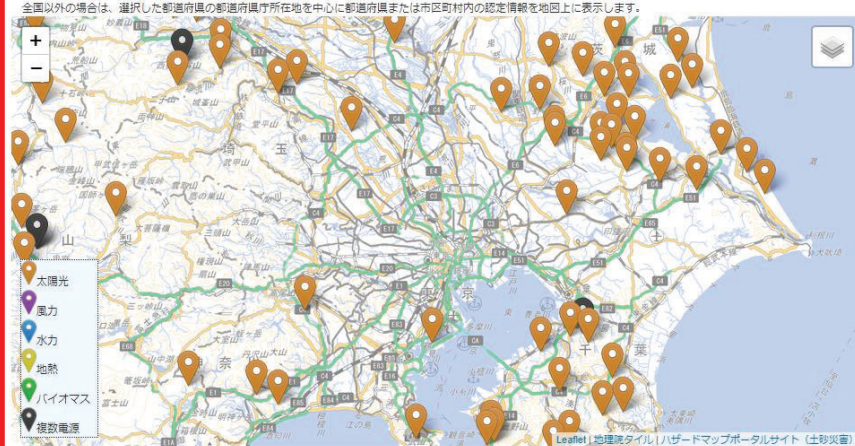
マイページ

メニュー

- 設備申請情報検索 >
- 認定設備情報検索 >
- 再エネ条例検索 >
- 認定情報地図検索 >**
- 地域連絡会動画 >

認定情報地図検索

・認定情報を地図上で確認することができます。
検索したい中心点の住所を「発電設備の所在地(代表住所)」に入力して検索ボタンを押してください。
中心点から10km以内に設置されている認定情報を地図上に表示します。
※システムへの反映状況により事業計画認定情報と一致しない場合もございますがご了承ください。
※発電設備の設置場所の記載の仕方により正しくマッピングされない場合がありますがご了承ください。
※特定の区分・出力の規模を指定した場合、検索範囲を指定することが可能です。
全国の場合は、「発電設備の所在地(代表住所)」に入力した住所を中心に全国の認定情報を地図上に表示します。
全国以外の場合は、選択した都道府県の都道府県庁所在地を中心に都道府県または市区町村内の認定情報を地図上に表示します。



検索条件

検索範囲 ※太陽光200kW~だけを選択、または太陽光以外を選択した場合、チェックできます	☒ 全国 ☐ 都道府県単位 -- 選択してください -- ☐ 市区町村単位 -- 選択してください --
区分(複数選択可)	☐ すべて ☒ 太陽光 ☐ 風力 ☐ 水力 ☐ 地熱 ☐ バイオマス
出力の規模(複数選択可)	☐ すべて ☐ 20~50kW ☐ 50~250kW ☐ 250~500kW ☐ 500~1000kW ☐ 1000~2000kW ☒ 2000kW~
運転開始状況	☐ すべて ☐ 済 ☐ 未
発電設備の所在地(代表住所)	

検索

メール配信設定

- 承認されている自治体閲覧範囲の地域に設備の代表地番がある新規認定申請または変更認定申請が行われた場合、その通知を受け取ることができる設定を行う機能です。
- メール配信設定のメニューは他の機能とは異なり、利用者情報のメニューの中にあります。

再生可能エネルギー電子申請 

[マイページ](#) [情報検索](#) [利用者情報](#)

メニュー

- [利用者情報閲覧](#) >
- [利用者情報変更](#) >
- [パスワード変更](#) >
- [メール配信設定](#) >



配信用メールアドレス

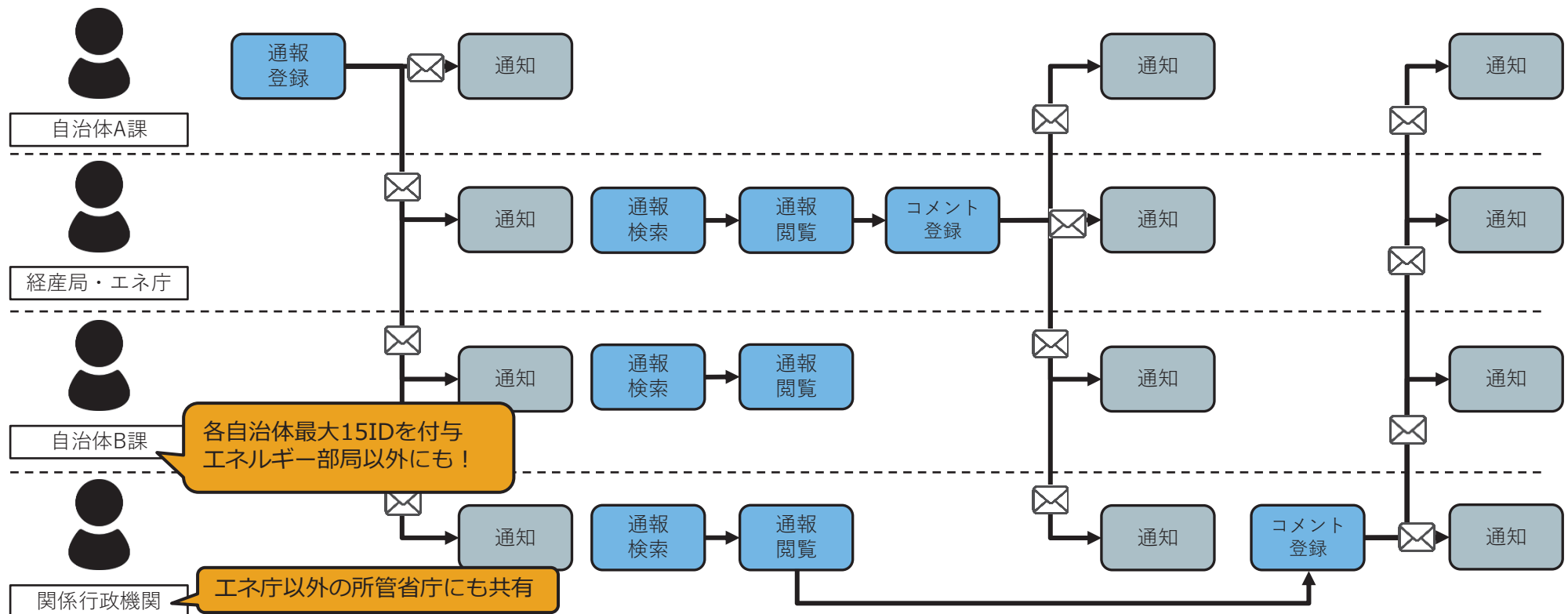
配信用メールアドレス	必須	fit-mail@fit-portal.go.jp
配信用メールアドレス（確認用）	必須	fit-mail@fit-portal.go.jp

配信用設定

配信	都道府県単位	市区町村単位	発電設備の区分	発電設備の出力（kW）の規模		変更認定申請の変更内容
				以上	以下	
☒	東京都	千代田区	太陽光			☐ 事業者の変更 ☐ 発電設備の出力の変更 ☐ 太陽電池に係る事項および合計出力の変更 ☐ 蓄電池に係る事項（構成図・配線図・自家発電設備等の設置の有無）の変更 ☐ 発電設備の設置場所の変更 ☐ その他

関係法令違反通報機能について

- 再エネ特措法では**関係法令遵守**を求めており、違反があった場合、自治体等の関係行政機関から通報を受け、再エネ特措法に基づく指導、改善命令、認定取消の手続を行うこととしているが、以下のような課題がある。
 - ① 関係行政機関と地方経産局との連携不足による、指導等の対応における初動の遅れ
 - ② 関係行政機関の間で、それぞれの許認可の状況を把握できない事
- 今回、自治体等の関係行政機関が連携し、法令違反時に速やかに違反の解消を促す事を目的として、再エネ特措法認定システムを活用した通報システムを構築。
- 違反に関する情報について、**簡単に登録・コメントできるツール**としての運用を目指すもの。



通報内容登録画面

- 通報内容登録画面に遷移します。通報内容登録画面では通報内容の詳細を入力します。

通報内容登録

基本情報

登録日

2022/08/29

設備ID

設置場所（郵便番号）

〒 123 - 4567 住所反映

設置場所

都道府県
市区町村
町名・番地

違反法令等

森林法

☐

農地法

☐

宅地法（盛土規制法）

☐

砂防法

☐

地すべり等防止地域

☐

急傾斜地法

☐

電気事業法

☐

環境影響評価法

☐

再エネ特措法

☐

その他

違反内容詳細

戻る

保存して次に進む

登録日は自動で今日の日付が表示登録されます。

設備IDは任意で入力できます。
入力した場合は当該設備情報を紐づけるため存在しないIDを入力した場合はエラーとなります。

設置場所は必須となります。
この情報を基に共有する担当経済産業局を決定します。（例：東京都の場合、関東経済産業局）

必要事項を入力できたら「保存して次に進む」ボタンをクリックします。

通報内容参照画面

- 登録完了後通報内容参照画面に遷移します。（または検索画面の検索結果から遷移します。）
- 当画面では自身が登録した（または共有された）通報内容を参照でき、通報内容に対してコメントを登録・参照することができます。

通報内容詳細

基本情報

登録日	2022/08/29
設備ID	SL45790C13
設置場所（郵便番号）	〒 100 - 0001
設置場所	都道府県 東京都 市区町村 千代田区 町名・番地 千代田 1 - 1 - 1

違反法令等

森林法	☐
農地法	☐
宅地法（盛土規制法）	☐
砂防法	☐
地すべり等防止地域	☐
急傾斜地法	☐

添付書類

添付書類 1	202208291609その他の資料.pdf
添付書類 2	202208291609その他の資料2.pdf

コメント

表示するコメントが見つかりませんでした。

添付書類が添付されている場合はファイル名が表示されるのでファイル名をクリックすると別タブでファイルの内容が表示されます。

コメントを登録する場合は、入力欄に入力後、「登録」ボタンをクリックします。

コメントを登録し、関係者へ通知が送られます。
よろしければはいを押してください。

コメント

1件中1件～1件まで表示

No	登録日	登録者	コメント
1	2022/08/29	担当 太郎	コメントする内容を入力します。

1件中1件～1件まで表示

確認ポップアップが表示されるので、問題なければ「はい」ボタンをクリックすると登録が完了し、関係者へ通知が送られます。

平成 30 年 2 月 2 日
(令和 5 年 8 月 1 日改訂)

各都道府県御担当者様 御中
各市町村御担当者様 御中

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の
関係法令違反に係る情報の提供について（協力依頼）

資 源 エ ネ ル ギ ー 庁
新 エ ネ ル ギ ー 課
再生可能エネルギー推進室

平素より、再生可能エネルギーの推進にご理解・ご協力賜り、誠にありがとうございます。再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）の下では、事業の適切性や確実性を担保するため、関係法令の遵守が認定基準に位置付けられており、土地利用規制に関する法令や設備に関する法令に違反した場合に、経済産業大臣が指導及び助言（再エネ特措法 法第 12 条）を行い、改善命令（再エネ特措法 法第 13 条）や認定取消し（再エネ特措法 法第 15 条）を行うことができますこととしております。従前からも各都道府県及び市町村と連携してきたところですが、より円滑に関係法令遵守違反の案件に適切に対応するため、各都道府県及び市町村が法令違反の事実認定を行った際は、下記のとおりその地域を管轄する経済産業局等への情報提供等に御協力いただきたく存じます。

記

1. 情報提供依頼について

各都道府県及び市町村において、再エネ特措法の認定事業者が、再生可能エネルギー発電事業を実施するにあたり遵守すべき法令及び条例に違反していると判断し、指導、勧告、命令等を行った場合は、各都道府県及び市町村を管轄する経済産業局等（別添参照）に対し、当該文書を発出したことを資源エネルギー庁ウェブサイト上の地方自治体等向け情報閲覧ページ情報提供フォーム（※）上で通知の上、当該文書の写しや状況が分かる写真等を添付していただきますようお願いいたします。

（※） <https://www.fit-portal.go.jp/local/LocalUserLogin> （自治体の方のみ登録可）

2. 経済産業省からの情報提供について

各都道府県及び市町村から提供していただいた情報を基に、経済産業省において再エネ特措法に基づく指導及び助言、改善命令、聴聞等を行い、最終的には認定取消しに至る可能性もあります。また、令和 6 年 4 月からは、それらの措置に加えて、関係法令等の違反事業者に対して、交付金による支援額の積立てを命ずる措置を法改正によって創設し、違反が解消されない場合は支援額の返還命令を行うこととしております。

なお、実際に取消しを行った際には、経済産業局等から情報を提供していただいた都道府県及び市町村に連絡します。取消しに至る前の指導及び助言、改善命令、聴聞等の実施状況についても、逐次情報を提供することといたしますので、適宜連携を図らせていただきますようお願いいたします。

【別添】 管轄都道府県一覧

管轄都道府県	提出先	住所
北海道	北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	〒060-0808 札幌市北区北8条西 2-1-1 札幌合同庁舎
青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	東北経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	〒980-8403 仙台市青葉区本町 3-3-1
茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野県、 新潟県、静岡県	関東経済産業局 資源エネルギー環境部 新エネルギー対策課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館
富山県、石川県、岐阜県、 愛知県、三重県	中部経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸 2-5-2
福井県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県	近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	〒540-8535 大阪市中央区大手前 1-5-44
鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県	中国経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館
徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	四国経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	〒760-8512 高松市サンポート 3 番 33 号 高松サンポート合同庁舎
福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	九州経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 エネルギー対策課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第二地方合同庁舎 2 号館

平成 30 年 2 月 2 日

各都道府県御担当者様 御中
各市町村御担当者様 御中

FIT 法の関係法令違反に係る情報の提供について（協力依頼）

資 源 エ ネ ル ギ ー 庁
新 エ ネ ル ギ ー 課
再生可能エネルギー推進室

平素より、再生可能エネルギーの推進にご理解・ご協力賜り、誠にありがとうございます。
平成 29 年 4 月に改正・施行されている、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT 法）の下では、事業の適切性や確実性を担保するため、関係法令の遵守が認定基準に位置づけられており、土地利用規制に関する法令や設備に関する法令に違反した場合に、経済産業省が指導及び助言（FIT 法第 12 条）を行い、改善命令（FIT 法第 13 条）や認定取消し（FIT 法第 15 条）を行うことができるようになりました。今後、各都道府県及び市町村と連携し、関係法令遵守違反の案件に適切に対応するため、各都道府県及び市町村が法令違反の事実認定を行った際は、下記のとおりその地域を管轄する経済産業局等への情報提供等に御協力いただきたく存じます。

記

1. 情報提供依頼について

各都道府県及び市町村において、FIT 法の認定事業者が、再生可能エネルギー発電事業を実施するにあたり遵守すべき法令及び条例に違反していると判断し、文書にて指導、勧告、命令等を行った場合は、各都道府県及び市町村を管轄する経済産業局等（別添 1 参照）に対し、当該文書を発出したことを別添 2 の様式により公文書で通知の上、当該文書の写しを添付していただきますようお願いいたします。

2. 経済産業省からの情報提供について

関係法令遵守違反案件の対処方針については別添 3 のとおりであり、各都道府県及び市町村から提供していただいた情報を基に、指導及び助言、改善命令、聴聞等を行い、最終的には認定取消しに至る可能性もあります。

なお、実際に取消しを行った際には、経済産業局等より情報を提供していただいた都道府県及び市町村に公文書で通知します。取消しに至る前の指導及び助言、改善命令、聴聞等の実施状況についても、逐次情報を提供することといたしますので、適宜連携を図らせていただきますようお願いいたします。

<お問合せ先>

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部

新エネルギー課 再生可能エネルギー推進室

電話：03-3501-1511（内線 4455）

03-3501-2342（直通）

【別添１】 管轄都道府県一覧

管轄都道府県	提出先	住所
北海道	北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌合同庁舎
青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	東北経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1
茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野県、 新潟県、静岡県	関東経済産業局 資源エネルギー環境部 新エネルギー対策課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館
富山県、石川県、岐阜県、 愛知県、三重県	中部経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2
福井県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県	近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44
鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県	中国経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館
徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	四国経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	〒760-8512 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎
福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	九州経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 エネルギー対策課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎2号館

【別添 2】通知様式

番 号
年 月 日

〇〇経済産業局長 殿

〇〇県知事（〇〇市町村長）

〇〇〇に関する法律における違反事案についての情報提供（通知）

〇〇〇に関する法律（平成〇〇年〇月〇日法律第〇〇〇号）における違反事案について、第〇条第〇項の規定に基づき、〇年〇月〇日付け（文書番号）にて、〇〇（文書発出元）より〇〇しました。

本事案は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号）に基づき認定を取得しているため、別添の関連資料を添えて情報提供（通知）します。

担当：〇〇県〇〇部〇〇課 〇〇 〇〇

TEL：〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

FAX：〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

Mail：abcd-efgh@meti.go.jp

平成 30 年 2 月 2 日
資源エネルギー庁
新エネルギー課
再生可能エネルギー推進室
(関係者 限 り)

関係法令遵守違反案件の対処方針について

1. 背景

2012 年の固定価格買取制度（FIT）創設以来、これまでに約 200 万件の再生可能エネルギー電源が FIT 電源として認定を受け、再生可能エネルギーの導入量は倍増した。一方で、太陽光等の急速な拡大に伴う地域トラブル等の諸問題が生じており、これらに対応するため、平成 28 年の通常国会で大幅な FIT 法の改正が行われた。新制度の下では、事業の適切性や確実性を担保するため、関係法令の遵守が認定基準に位置づけられており、これによって、土地利用規制に関する法令や設備に関する法令に違反した場合に、改善命令や認定取消しを行うことができるようになった。ついては、関係法令遵守違反の案件に適切に対応するため、関係機関との情報共有のあり方及び対処方針について定める必要がある。

2. 根拠法令

関係法令遵守の法令上の担保については、以下の通り整理される。
新認定制度の下での認定基準は、法第九条第三項に以下の通り規定されている。

法第九条第三項

- 第一号 事業の内容が再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものであること。
- 第二号 事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 第三号 設備が安定的かつ効率的に発電することが可能であることと見込まれるものであること。

上記各号に紐付く詳細な認定基準については、FIT 法施行規則に規定されており、そのうち、関係法令遵守に関するものは以下のとおりである。

第五条

- 第一項第十四号 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を営むに当たって、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守するものであること。（上記法第九条第三項第一号関係）

第二項第一号 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備について、当該設備に関する法令（条例を含む。）の規定を遵守していること。（上記法第九条第三項第三号関係）

第五条の二

第一項第三号 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令（条例を含む。）の規定を遵守するものであること。（上記法第九条第三項第二号関係）

新制度の下では、審査において再生可能エネルギー発電事業計画が上記の認定基準を満たしていることを確認する。事業計画に記載された事業の内容が関係法令の規定に違反をしていることが判明した場合は、認定を受けた事業計画（認定計画）が基準に適合しなくなったと認められ、下記の法第十五条第二号に該当すると考えられるため、同条柱書きに従って認定を取り消すことができる。

法第十五条

経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第九条第三項の認定を取り消すことができる。

第二号 認定計画が第九条第三項第一号から第四号までのいずれかに適合しなくなったとき。

3. 関係法令の範囲

関係法令には事業計画策定ガイドラインの関係法令リストに挙げられた法令の他、認定事業者が再生可能エネルギー発電事業を行うにあたって遵守すべき法令や条例が含まれる。ただし、法令遵守の主体はあくまで認定事業者であり、地権者等の事業の関係者が遵守すべき法令は含まれない。

4. 認定取消しまでの流れ

（1）関係法令遵守違反の事実確認

関係法令遵守違反の事実については、法令に基づく事務を処理する地方公共団体、又は法令を所管する省庁の地方支分部局にて、法令違反に伴う文書での指導、勧告、命令等が行われたことをもって、地方経済産業局にて確認する。その際の具体的なフローは以下の通り。

①認定事業者の関係法令違反状態の発生

②地方公共団体又は地方支分部局から認定事業者に対し、文書での指導、勧告、命令等の実施

③地方公共団体又は地方支分部局から地方経済産業局に対し、②の文書を発出した

ことを公文書で通知し、当該文書を共有

④地方経済産業局での認定事業者の関係法令遵守違反の事実確認

(2) 指導及び助言

(1) の事実確認が行われた場合、地方経済産業局は当該地方公共団体又は地方支分部局から認定事業者が発出された文書の内容に沿って、法第十二条に基づき、口頭、文書の一方又は両方で違反状態を解消するよう指導及び助言を行う。なお、違反状態を解消することが事実上不可能な場合は、法第十一条に基づき事業の廃止を届け出るよう認定事業者に助言することができる。文書で指導及び助言を行う際は、別途定める様式を使用して行う。また、指導及び助言を行った場合は、その旨を地方公共団体又は地方支分部局に情報提供し、両者の連携を図ることとする。

<参考>

法第十二条

経済産業大臣は、認定事業者に対し、認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業の適格な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

法第十一条

認定事業者は、第九条第三項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(3) 改善命令

(2) の指導及び助言に従わない場合、地方経済産業局は、当該地方公共団体又は地方支分部局から認定事業者が発出された文書の内容に沿って、法第十三条に基づき、改善命令を行うことができる。その際は別途定める様式を使用して行う。また、改善命令を行った場合は、その旨を地方公共団体又は地方支分部局に情報提供し、両者の連携を図ることとする。

<参考>

法第十三条

経済産業大臣は、認定事業者が認定計画に従って再生可能エネルギー発電事業を実施していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(4) 聴聞

(2)、(3) を経てもなお、違反状態が解消されない場合は、地方経済産業局は行政手続法第十三条第一項第一号イに基づき、聴聞を行う。その際は別途定める実施要領に沿って行う。

<参考>

行政手続法第十三条

第一項 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

第一号 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

(5) 取消し

(4) の聴聞を経てもなお、違反状態が解消されない場合、地方経済産業局は法第十五条第二号（改善命令を行っていない場合）、第三号（改善命令を行っている場合）の一方又は両方に基づき、当該認定を取り消す。その際は別途定める様式を使用して行う。

<参考>

法第十五条

経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第九条第三項の認定を取り消すことができる。

第二号 認定計画が第九条第三項第一号から第四号までのいずれかに適合しなくなったとき。

第三号 認定事業者が第十三条の規定による命令に違反したとき。

(6) 地方公共団体及び地方支分部局へ通知

地方経済産業局は、当該経済産業局へ情報提供をした地方公共団体及び地方支分部局に対し、関係法令違反が確認された認定を取消した旨を通知する。通知を行う際は、別途定める様式を使用して行う。

5. 報告徴収及び立入検査の実施

認定事業者の関係法令遵守違反が疑われる場合、あるいは関係法令遵守違反が確認されている場合に、地方経済産業局は違反内容に応じて、法第七十六条に基づき、報告徴収及び立入検査を行うことができる。報告徴収を行う際は、別途定める様式を使用して行う。立入検査を行う場合は、別途定める実施要領に沿って行う。

<参考>

法第七十六条第一項

経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、一般送配電事業者、特定送配電事業者、認定事業者、小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対し、その業務の状況、認定発電設備の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、

一般送配電事業者、特定送配電事業者、認定事業者、小売電気事業者又は登録特定送配電事業者の事業所若しくは事務所若しくは認定発電設備を設置する場所に立ち入り、帳簿、書類、認定発電設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

東北地域における再エネ発電設備 導入事例に関するアンケート調査 結果概要

2024年2月

東北経済産業局

東北地域における再エネ発電設備導入事例に関するアンケート調査 結果

- **東北管内の全233自治体**に対し、現状の不適切な事案への対応やお困りごと等をお伺いするアンケート調査を実施し、**179自治体**にご協力をいただいた。（回答率76.8%）
- 自治体のなかで再エネ関連施策に従事する方の体制としては、**1~2名で対応している自治体が51%を占めた。**

【実施期間】

2023年11月29日（水）～12月15日（金）

【調査対象】

東北管内全233自治体（6県、227市町村）

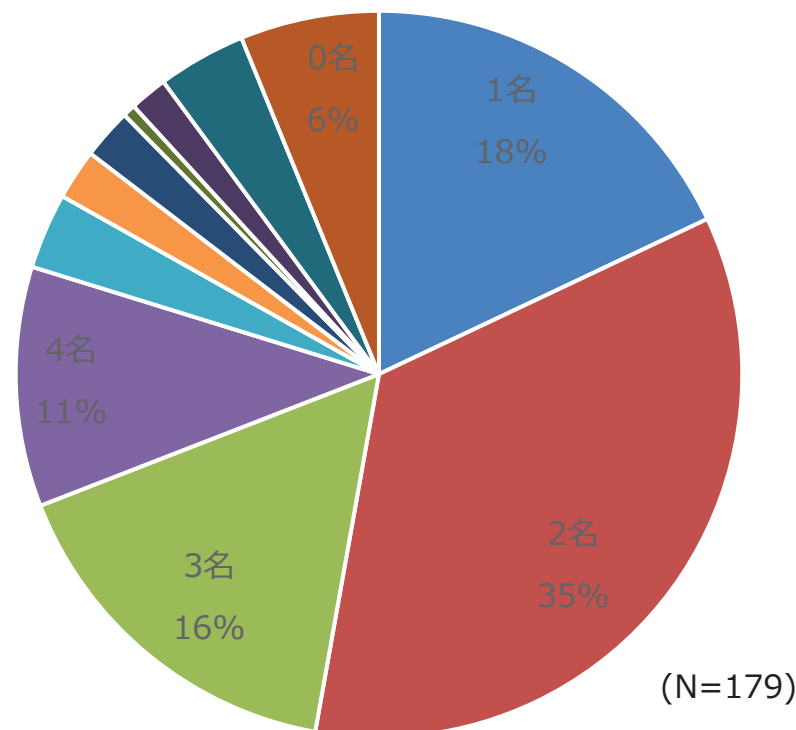
【回答状況】

179自治体から回答あり（回答率76.8%）

【主な調査内容】

- ・再生可能エネルギー関連施策にかかる体制について
- ・再エネ事業者・地域住民との間での連絡・情報共有の体制づくりについて
- ・地方自治体等向け情報閲覧ページの活用状況
- ・情報連絡会にて取り上げるべき事項について
- ・再エネ事業者への対応にあたり、困っていること
経産局への相談等

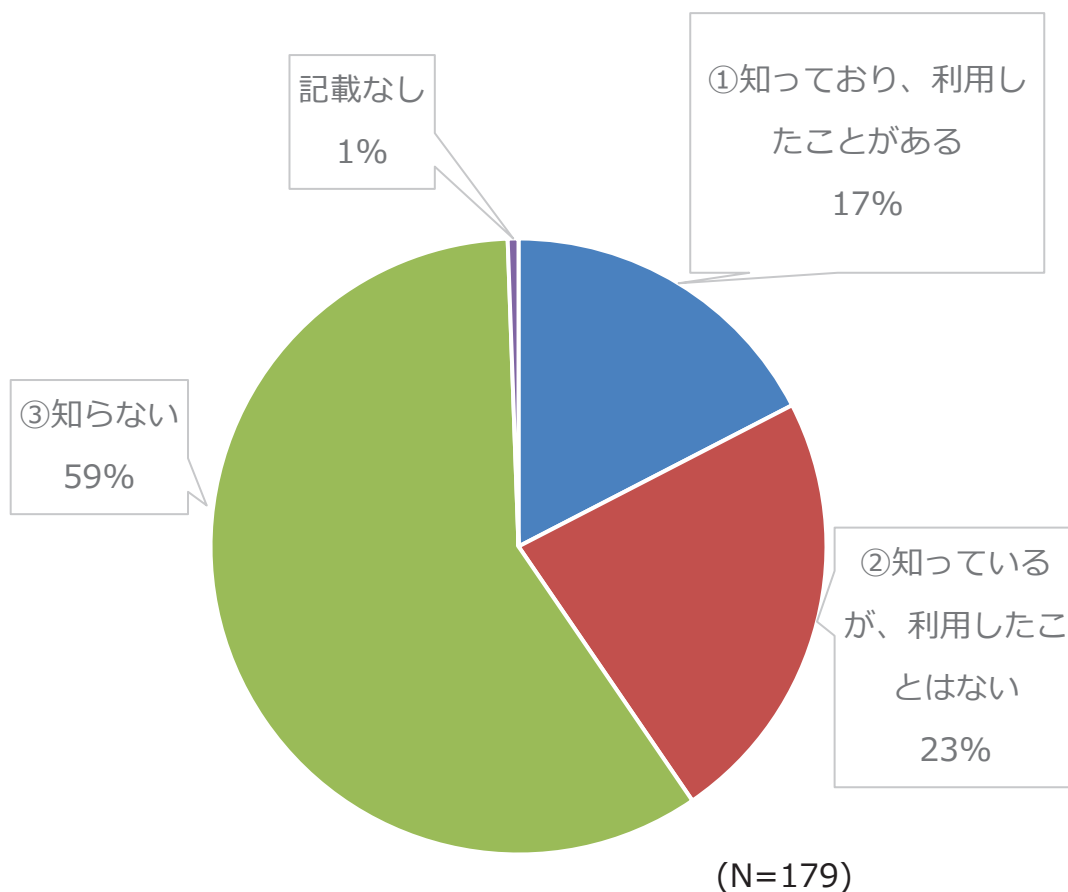
再生可能エネルギー関連施策に
従事する方の人数について



東北地域における再エネ発電設備導入事例に関するアンケート調査 結果

- 地方自治体等向け情報閲覧ページについては、59%が認知していない状況。
- また、利用したことがある方からは、以下の感想、ご要望等をいただいたところ。

地方自治体等向け情報閲覧ページの認知状況



利用してみての感想・ご要望等

【よかった点】

- ✓ 必要な情報が入手出来て助かった。
- ✓ こちらで把握しきれていない市内のFIT事業を知ることができるのは助かる。
- ✓ 市内で売電を伴う太陽光の設置状況を確認する際に、本システムの検索機能を活用することで実態を把握することが出来た。
- ✓ 他自治体の再エネ促進等の条例を知ることができ参考になる。
- ✓ 再エネ事業者（所有者）の特定に利用し、地元住民からの要望・苦情の橋渡しをすることができた。

【ご要望等】

- ✓ 変更手続きなどがあると最初の申請日が分からなくなってしまったため、申請の履歴を追えるようにしてほしい。
- ✓ 認定情報を地図上から確認しようとした時、表示されない事業がある。
- ✓ 個々の案件だけでなく、システムに登録されている情報から、県内の再エネ特措法認定状況・導入状況、推移などを出力できるような機能が欲しい。

東北地域における再エネ発電設備導入事例に関するアンケート調査 結果

- 情報連絡会の場で聞いてみたいこと、再エネ事業者への対応にあたり困っていること、経済産業省へのご相談については、様々な内容が寄せられた。
- とりわけ、地域でのトラブルへの対応事例や、再エネの優良事例（地域活性化に貢献している取組等）を知りたいという声が多くあった。

主なご要望等

- 地域（住民／自治体）と再エネ事業者の間でのトラブル事例や、そういった事例への国・自治体の対応について知りたい。
- 地域でのトラブルが解決に至った事例・うまく調和し共生している事例について知りたい。
- 再生可能エネルギーを導入したことによって、地域に経済的なメリットをもたらしたり、地域課題を解決したような好事例を知りたい。
- 再エネ事業を計画している地域外への事業者には地元貢献をするように誘導のために条例やガイドラインを定めている事例があれば知りたい。
- 再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書について、自社では特に調べずにフォーマットを送付してきて、自治体に全て調べてもらおうというスタンスの事業者があり、庁内の調整に苦勞することがある。事業者、行政、所管省庁の手続き等業務の効率改善が図れる仕組みがあると助かる。
- 再エネ事業者から相談が寄せられることがあるが、関連規制が多岐に渡るため、自信を持って回答できないことがある。自治体職員向けの研修会等を企画していただけるとありがたい。

**令和 5 年度固定価格買取制度等の効率的・
安定的な運用のための業務
（東北経済産業局の固定価格買取制度等における
事業計画実施の適正化に向けた調査事業）について**

0. 事業概要

1. 認定事業者の発電設備に係る不適切事案等の情報提供への対応

- 認定事業者の不適切案件等の情報提供を受ける窓口の設置
- 窓口寄せられた情報内容の整理・確認及び連絡調整

2. 関係自治体との連携強化

- 関係自治体への再エネ発電設備導入に係る事例のアンケート調査
- 関係自治体への再エネ発電設備導入に係るヒアリングの実施
- 東北地域地域社会における持続的な再エネ導入に関する情報連絡会の開催

1. 認定事業者の発電設備に係る不適切事案等の情報提供への対応

情報提供窓口寄せられた不適切な事案の解決に向けて、情報内容の整理・確認及び連絡調整を行った

- 対応については以下の項目に沿って行った。
 - ①情報提供の内容から発電設備の特定のための情報の整理
(再エネ特措法認定設備の該当有無、認定事業者及び発電設備設置場所の情報の整理、確認)
 - ②情報提供の内容に係る事実関係の整理
(情報提供者や認定事業者への事実関係の確認作業を含む)
 - ③事案の改善に関する対応方針の検討
 - ④認定事業者への事案の改善に向けた連絡調整の実施
 - ⑤改善状況のフォローアップ
 - ⑥事案毎の①～⑤の情報の取りまとめ
- 全8件の情報提供に対応し、内5件の案件が解決に至った。
- 管轄自治体や地域住民からの情報提供が大部分を占めた。
- 提供内容は標識の未設置や安全性への指摘が大部分を占めた。

2. 関係自治体との連携強化

- 東北233自治体へのアンケート調査の実施による自治体の状況の把握。
- 東北6県庁への訪問・オンラインによる対話により、顔の見える関係作り。

- 自治体へのアンケート回答数は179自治体
- 再生可能エネルギー関連施策の対応体制、各自治体の取り組みや困っていること、資源エネルギー庁設置の情報閲覧システムの認知度、使い勝手等の調査を行った。
- 多くの自治体が、トラブル対応や再エネ導入の良好事例についての情報を求めていることが分かった。
- 県庁との対話により、各県庁の苦情等の対応状況、市町村との連携状況、県独自の取り組み等のヒアリングを行った。
- 県ごとに取り組み状況にはばらつきがあり、自治体と同様に他県での対応事例に関心があるという声を聞くことができた。
- 自治体へのアンケート、県庁へのヒアリングともに情報連絡会での関心事項についても調査、ヒアリングを行い、情報連絡会のプログラム作成に取り入れることができた。

2. 関係自治体との連携強化

アンケート調査やヒアリングを通じて得た要望を整理し、政策動向の共有や自治体の取り組み状況の共有を目的に情報連絡会を実施した。

	盛岡会場	仙台会場
①開催日時	2024年2月9日(金)14:00～16:30	2024年2月15日(木)14:00～16:30
②開催方法	会場・オンライン ハイブリッド開催	
③参加自治体数	17自治体23名 (うちオンライン9自治体9名)	17自治体19名 (うちオンライン8自治体8名)
④議事次第	1. 開会挨拶 2. 直近の再エネ関連政策の動向について 3. 再生可能エネルギー地域共生促進税について ～地域と共生する再生可能エネルギーの推進を目指して～ 4. 経済産業省からの情報提供 5. 参加者同士の情報交換 東北経済産業局 資源エネルギー庁 宮城県 資源エネルギー庁	

(盛岡)講演の様子



(盛岡)グループワークの様子



(仙台)講演の様子



(仙台)グループワークの様子

